

障がいのある方が、よりよい日常生活や社会生活を送るために様々な援助があります。

(1) 福祉用具

障がいのある方の日常生活や社会生活を容易にするための様々な福祉機器・用具があります。補装具費の支給や日常生活用具として市町村が認める福祉用具の給付や貸与を受けることができます。

補装具費の支給（身体）

身体障がいを補うための補装具費の支給を行っています。

【補装具には、次のようなものがあります】

- ・視覚障がい児者：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正用・遮光用・弱視用）等
- ・聴覚障がい児者：補聴器
- ・肢体不自由児者：義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖（一本杖を除く）等
- ・重度の両上下肢及び音声・言語障がいにより意思の表出を行うことのできない児者：重度障がい者用意思伝達装置
- ・身体障がい児のみ：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等の方で、補装具費の支給が必要と認められる方。

【注意事項】

- ・補装具については、その価格に応じ、原則として定率1割負担となります。ただし、平成22年4月1日から、低所得階層（市町村民税非課税）に該当する方や、利用する児童の保護者について、補装具の利用者負担が無料になりました。
- ・ご本人又は世帯員の市町村民税の課税状況等に応じ、月額負担上限額が設けられます。ただし、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は補装具費の支給対象外となります。
- ・支給の対象となる補装具の種類・単価はあらかじめ決められています。
- ・身体障害者更生相談所（鳥取県障がい福祉課内、中・西部総合事務所県民福祉局内）の支給判定が必要なものもあります。

【窓口】市町村福祉担当課

日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度の身体障がいのある方、重度の知的障がいのある方、精神障がいのある方の日常生活を容易にするための日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。

【日常生活用具には、次のようなものがあります】

- ・視覚障がい児者：盲人用時計、視覚障がい者用拡大読書器等
- ・聴覚障がい児者：聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報通信装置等
- ・音声・言語障がい児者（喉頭摘出者）：人工喉頭
- ・肢体不自由児者：移動用リフト、特殊寝台等
- ・じん臓機能障がい児者：透析液加温器等
- ・人工肛門・人工膀胱保有者：ストマ用具、紙オムツ等
- ・知的障がい児者：特殊マット、頭部保護帽
- ・精神障がい者：頭部保護帽、火災警報器等

【対象者】

- ・重度の身体障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。
- ・重度の知的障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。
- ・精神障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。

【注意事項】

- ・日常生活用具の給付・貸与は市町村がサービスを提供する地域生活支援事業の一つのメニューです。
- ・給付決定は、障がいのある方または障がい児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- ・市町村によって市町村民税が一定額を超えた場合は対象にならない場合があります。
- ・利用者負担額は各市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

（２）住宅に関する事

日常生活用具給付等事業（住宅改修費）

障がいのある方の居宅における生活動作等を円滑にする用具の設置に必要な小規模な住宅改修費を給付する事業です。

利用者負担額は各市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村福祉担

とう か かくにん
当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

しょうがいしゃじゅうたくかいりようじよせい じ ぎょう 障害者住宅改良助成事業

しんたい しよう かた せ たい りょういく て ちよう も かた ぞく せ たい たいしよう よくしつ
身体に障がいのある方の世帯、療育手帳をお持ちの方が属する世帯を対象に、浴室やト
イレ、玄関、居室などの改良やホームエレベーターなどを設置した場合にその改良工事費
を助成する事業です。

し ちょうそん たいしよう しよう てい ど じよせいがく じよせいたいしよう けい ひ こと
市町村によって、対象となる障がいの程度や助成額、助成対象の経費などが異なり、ま
た、当事業を行っていない市町村もあります。

くわ す じ ちょうそんふく し たんとう か かくにん
詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

ちんたい し えん じ ぎょう あんしん賃貸支援事業

みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ き ぼう しよう しゃとう かた たい にゅうきょ きょうりよく ふ とうさんてん
民間賃貸住宅への入居をご希望する障がい者等の方に対して、入居に協力する不動産店
や賃貸住宅の情報を提供し、行政や相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援し
ます。

ちんたいそうだんいん じゅうたく かん と あ そうだん う つ
また、あんしん賃貸相談員が、住宅に関する問い合わせや相談を受け付けています。

【窓 口】

とっとりけんきょじゅう し えんきょう ぎ かい じ む きょく こうえきしゃだんほうじん とっとりけんたく ち たてものとりひきぎょうかい
鳥取県居住支援協議会事務局（公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内）

☎ 0857-23-3569 FAX 0857-27-1854

ちんたいそうだんいん とう ちゅう ぶ ち いきたんとう ☎ 090-7135-3686
あんしん賃貸相談員（東・中部地域担当）

せい ぶ ち いきたんとう ☎ 080-1949-3920
（西部地域担当）

こうえいじゅうたくゆうせんにゅうきょ 公営住宅優先入居

けんえいじゅうたく にゅうきょしゃ せんこう さい しんたいしよう ち てきしよう およ せいしんしよう かた にゅう
県営住宅の入居者の選考の際に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方の入
居を優先的に取り扱います。なお、身体障がいのある方については、入口、トイレ等に配
慮がなされた住宅があります。

【対象者】

- しんたいしやうがいしゃ て ちよう きょう も かた どうてい ど しんたいしよう かた ぞく
身体障害者手帳 1 ～ 4 級をお持ちの方、または同程度の身体障がいのある方の属する
世帯。
- せいしんしやうがいしゃ ぼ けんふく し て ちよう きょう も かた どうてい ど せいしんしよう かた
精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級をお持ちの方、または同程度の精神障がいのある方の
属する世帯。

- 上記の精神障がい^{じょうき せいしんしょう}の程度に相当する程度の知的障がい^{ていど そうとう ていど ちてきしょう}のある方の属する世帯^{かた そく せたい}。

【注意事項】 所得による入居の制限があります。

【窓口】

鳥取県住宅供給公社

東部：☎ 0857-27-7334 FAX 0857-22-8331

中部：☎ 0858-26-8500 FAX 0858-26-8503

西部：☎ 0859-32-9211 FAX 0859-32-9204

※市町村の公営住宅については、それぞれの市町村担当課へお尋ねください。

(3) 社会参加

障がいのある方の自立や社会生活の充実のために様々な事業が行われています。

鳥取県障害者社会参加推進センター

身体、知的及び精神障がいのある方のニーズを把握し、社会参加のための事業の企画立案、研修、障がい者団体の連携等の業務を行っています。

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館3F 鳥取県身体障害者福祉協会内
☎ 0857-50-1070 FAX 0857-50-1072

コミュニケーション手段の確保

県政だより点字版・「声の広報」の発行

県が毎月発行している県政だよりの点字版の配布や、音声版のテープ及びDAISYの貸し出しをしています。

【窓口】 鳥取県ライトハウス点字図書館

訪問代読・代筆サービス

視覚障がい者の方で、ご家族等での代読・代筆が困難な方を対象に、公的機関などからの郵便物や資料の代読、申請書類などの代筆を行います。

【窓口】 鳥取県ライトハウス点字図書館

● 字幕入り映像ライブラリー貸出 ●

テレビ番組・映画等に字幕を挿入したDVDを無料で貸し出しています。

【注意事項】

- 借りるためには、あらかじめ登録をしておく必要があります。
- 貸出期間、貸出本数等に限りががあります。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

● 電話リレーサービス ●

聴覚や発話に困難のある人（聴覚障がい者等）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

【利用登録対象者】 聴覚や発話に困難のある人（聴覚障がい者等）

【窓 口】

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

☎ 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913 ホームページ <https://www.nftrs.or.jp/>

<電話リレーサービス地域登録>

鳥取県に居住される電話リレーサービス登録者の同サービス利用料は無料になります。

※要申請

【窓 口】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 FAX 0857-26-8136 E-mail: shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/309309.htm>

● 電話リレーサービス（鳥取市事業） ●

きこえない・きこえにくい方に対して、FAX及びメールにより情報提供サービスを行っています。

【窓 口】

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会（障害者福祉センター）

☎ 0857-27-3338 FAX 0857-24-3022

● 遠隔手話サービス ●

きこえない・きこえにくい方に対して、スマートフォン等のビデオ通話機能を使った手話通訳を行っています。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会

鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステム

専用のアプリ（アイコンサポート）を使用し、スマートフォンのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが視覚情報を音声で提供するシステムです。（対象地域：県内全域）

【対象者】 県内の視覚障がいに係る身体障害者手帳を所持している者（18歳以上）

【注意事項】 窓口への利用申込書の提出が必要です。

【窓口】 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 FAX 0857-26-8136

E-mail: shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/317299.htm>

点字情報ネットワーク

視覚障害者団体から配信される新聞等による最新の情報を、毎日、点字プリンターで出力し、視覚に障がいのある方に、郵送等により提供しています。

【窓口】 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会

点字プリンターの設置

県では、障がい福祉課及び中部・西部総合事務所県民福祉局に点字プリンターを設置しています。一般の方でも無料でお使いいただけますのでご利用ください。

【窓口】 県障がい福祉課、中部・西部総合事務所県民福祉局

手話通訳者の設置

県では、各圏域の聴覚障がい者センターに専任の手話通訳者を設置しています。また、県立中央病院、県立厚生病院にも手話通訳者を設置しています。

鳥取市福祉事務所、鳥取市社会福祉協議会、米子市福祉事務所、鳥取大学医学部附属病院にも、手話通訳者が設置されています。

通訳者等の派遣

手話通訳者等の派遣

きこえない・きこえにくい方が公的機関等に外出をする際や、会議・イベント等で手話通訳が必要な場合には、手話通訳者・手話奉仕員として活動している人を派遣します。

【窓口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

要約筆記者等の派遣

手話言語による会話の困難なきこえない・きこえにくい方のために、会議等に要約筆記者・要約筆記奉仕員として活動している人を派遣しています。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症の方に対して、意思疎通や情報取得等を支援するため、意思疎通支援者として活動している人を派遣します。

【窓 口】 鳥取県失語症者支援センター

聴覚障がい者日常生活訓練事業

県内各地できこえない・きこえにくい方を対象として、社会生活に必要な知識や情報を得るための研修等を行っています。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会

自動車改造費助成

身体障がいのある方が、就職・自営等に必要な自動車を取得する場合に、自動車の改造に必要な経費の一部を助成します。

【対象者】 身体障害者手帳所持者で上肢、下肢または体幹に障がいのある方。

【注意事項】

- ・ご本人に一定以上の所得がある場合は対象になりません。
- ・助成をご希望される場合は、改造する前にお住まいの市町村の窓口までご相談ください。

【窓 口】 市町村役場（事業を実施していない市町村もあります。）

※「自動車運転免許取得費助成」については p95 をご覧ください。

移動手段の確保

障がい者用福祉タクシー

車いすを使用している方や寝たきりの方でも利用しやすいリフトやベッドの付いた福祉タクシーが配置され、運行されています。

【東部地区】 日本交通
観光タクシー
大森タクシー

☎ 0857-26-6111

☎ 0857-21-3711

☎ 0857-23-6511

ちゅうぶ ちく
【中部地区】
せいぶ ちく
【西部地区】

しょうえいりくうん
商栄陸運

☎ 0857-53-3694

いなばタクシー

☎ 0857-53-1004

ひ まる
日ノ丸ハイヤー

☎ 0858-22-3155

あおぞらこうつう
青空交通ケアセンター

☎ 0859-22-1010

かい け
皆生タクシー

☎ 0859-33-4332

※上記は鳥取県ハイヤータクシー協会に加盟しています。

(E-mail:tori-taxikyokai@sunny.ocn.ne.jp)

【その他】 福祉介護タクシーおくりむかえ

☎ 0857-23-6560

※全県下に 164 台のUDタクシーが走っております。一般車両扱いですが車椅子でそのまま乗車できます。

乗務員も研修を受けておりますので安心してご利用下さい。

UDタクシー車両保有事業所

とう ぶ
(東部) 日本交通株式会社

☎ 0857-26-6111

ひ まる かぶしがいいしや
日ノ丸ハイヤー株式会社

☎ 0857-22-2121

とっとり じ どうしやかぶしがいいしや
鳥取自動車株式会社

☎ 0857-26-6111

ゆうげんがいしや
有限会社サービスタクシー

☎ 0857-22-2011

まいにち かぶしがいいしや
毎日タクシー株式会社

☎ 0857-22-8288

かんこう かぶしがいいしや
観光タクシー株式会社

☎ 0857-21-1234

ゆうげんがいしや あお や
有限会社ニュー青谷タクシー

☎ 0857-85-0310

とう ぶ かぶしがいいしや
東部タクシー株式会社

☎ 0857-28-3232

おおもり かぶしがいいしや
大森タクシー株式会社

☎ 0857-23-6511

あさひ かぶしがいいしや
旭タクシー株式会社

☎ 0857-28-0081

に ほんかい
日本海タクシー

☎ 0857-73-1110

いなばタクシー株式会社

☎ 0858-85-0553

かぶしがいいしやしょうえいりくうん
株式会社商栄陸運

☎ 0857-53-3694

かぶしがいいしやとっとりだいこう
株式会社鳥取代行

☎ 0857-54-1001

ちゅう ぶ
(中部) 日本交通株式会社

☎ 0858-22-7111

ひ まる かぶしがいいしや
日ノ丸ハイヤー株式会社

☎ 0858-22-3155

こうつう
ことうら交通

☎ 0858-27-1636

ゆ ら
由良タクシー

☎ 0858-37-2110

せい ぶ
(西部) 青空交通有限会社

☎ 0859-22-3939

かい け かぶしがいいしや
皆生タクシー株式会社

☎ 0859-33-4331

だいせん ゆうげんがいしや
大山タクシー有限会社

☎ 0859-27-0918

にほんこうつうかぶしがいいしや 日本交通株式会社	よなごえいぎょうしよ 米子営業所	☎ 0859-22-3131
ひまる 日ノ丸ハイヤー株式会社	よなごえいぎょうしよ 米子営業所	☎ 0859-22-3231
よなごだいいちこうつうかぶしがいいしや 米子第一交通株式会社		☎ 0859-24-2175
にほんこうつうかぶしがいいしや 日本交通株式会社	さかいみなとえいぎょうしよ 境港営業所	☎ 0859-42-3115
かぶしがいいしやみなと 株式会社港タクシー		☎ 0859-44-0555
ゆうげんがいいしやにっこう 有限会社日興タクシー		☎ 0859-54-2101
ゆうげんがいいしやみぞくち 有限会社溝口タクシー		☎ 0859-62-1030
にちなんこうつうゆうげんがいいしや 日南交通有限会社		☎ 0859-82-0801

● J R ジパンング倶楽部「特別会員」 ●

J R ジパンング倶楽部「特別会員」にご入会された方は、身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券、急行券、グリーン券、座席指定券が割引購入できます。（割引されない車輜もあります。割引率や回数が異なる場合もあります。）

※詳しくは、鳥取県身体障害者福祉協会にお問い合わせください。

【対象者】 満 60 歳以上の男性、満 55 歳以上の女性で身体障害者手帳をお持ちの方。

【注意事項】 片道、往復または連続で 201km 以上の場合に限ります。

【申込先】

鳥取県身体障害者福祉協会

〒 680-0846 鳥取市扇町 21 番地 県民ふれあい会館 3F

☎ 0857-50-1070 FAX 0857-50-1072

● 身体障がい者補助犬（盲導犬）の育成・貸与 ●

視覚障がいのある方が、外出等で歩行する際の安全を確保するために、盲導犬を育成し、貸与します。

【対象者】

- ・県内に 1 年以上居住する満 18 歳以上の在宅の視覚障がいのある方で、次の要件に該当する方。
- ・身体障害者手帳所持者で原則 1 級の視覚障がいのある方。
- ・居住する家屋の所有者、管理者等の承諾を受けた方。
- ・盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められた方。
- ・盲導犬を利用することにより社会参加の促進を図ることができる方。

【注意事項】

貸与候補者は盲導犬育成のため、約 1 か月の訓練課程を修了する必要があります。

【窓口】 県障がい福祉課

※介助犬・聴導犬についてのご相談がある方は、県障がい福祉課へご連絡ください。

せいかつくんれんとう じ ぎょう
生活訓練等事業

- 身体障がいのある方を対象とした講習会、研修会や訓練等を行っています。
- 身体障害者研修会 → 鳥取県身体障害者福祉協会
 - 音声機能障害者発声訓練 → 鳥取県喉摘障害者福祉団体 鳥取県清音会
 - オストメイト社会適応訓練事業 → 日本オストミー協会鳥取県支部
 - じん臓機能障がい者研修会 → 鳥取県腎友会

し かくしょう しゃせいかつくんれん じ ぎょう
視覚障がい者生活訓練事業

県内各地で視覚障がいのある方を対象として、歩行訓練、身辺・家事管理等の訓練及び情報コミュニケーション（パソコンやスマートフォン等の利用方法）に関する講習会を実施しています。

【窓 ぐち】 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会

ちゅう と し かくしょう しゃせいかつくんれん じ ぎょう
中途視覚障がい者生活訓練事業

視力を失ったことの不安が大きい中途視覚障がい者に対して、ピアカウンセリングや生活していく上で不可欠な歩行の技術や点字を理解するための訓練を実施しています。

【窓 ぐち】 鳥取県ライトハウス点字図書館

もう しゃ む せいかつ くんれん じ ぎょう
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業

盲ろう者を対象に、家事・歩行等の生活訓練や、手話・点字等のコミュニケーション訓練を行っています。

【窓 ぐち】 鳥取県盲ろう者支援センター

せいしん か
精神科デイ・ケア

日中、病院に通って、グループで行うスポーツや趣味活動、作業活動などを通じて、よりよい日常生活を送るためのリハビリテーションを行います。

【窓 ぐち】

びょう 病	いん 院	めい 名	でん 電 ばん 番 ぐう 号	ふあつくす ばん ぐう F A X 番号
しゃかい いりょうほうじんめい わ かい いりょうふく し 社会医療法人明和会医療福祉センター	わたなべびょういん 渡辺病院		0857-24-1151	0857-24-1024

病 院 名	電 話 番 号	F A X 番 号
医療法人緑会上田病院	0857-22-4319	0857-37-1882
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	0857-59-1589
鳥取生協病院(就労・就学支援を目的としたショート・ケア)	0857-24-7251	0857-26-2945
社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	0858-26-1011	0858-26-4794
医療法人養和会養和病院	0859-29-5351	0859-29-7179
医療法人勤誠会米子病院	0859-26-1611	0859-26-0801
南部町国民健康保険西伯病院	0859-66-2211	0859-66-4012

※ご利用については、主治医と相談の上、各デイ・ケア実施機関にお尋ねください。

(4) 地域活動支援センター事業

障がいのある方の、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことを目的とし、地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施します。

【窓 口】市町村福祉担当課
県内地域活動支援センター一覧

名 称	住 所	郵便番号	電 話 番 号 F A X 番 号
地域活動支援センター サマーハウス	鳥取市湯所町 1-131	680-0007	0857-36-1151 0857-36-1152
地域活動支援センターほっこり	鳥取市桜谷 173-21	680-0853	0857-50-0175 0857-50-0176
地域活動支援センター あかり広場	米子市皆生温泉 2-2-14	683-0001	0859-35-0505 同 上
地域活動支援センター「おおぞら」	米子市中島 2-1-33	683-0005	0859-23-0825 同 上
地域活動支援センター 西部ろうあ仲間サロン会	米子市旗ヶ崎 6-15-26	683-0845	0859-57-8342 0859-57-4137
湯梨浜町障害者地域活動支援センター 「みんなの家」	東伯郡湯梨浜町泊 1085-1	689-0601	0858-34-6002 0858-34-6013

めい 名	しょう 称	じゅう 住	しょ 所	ゆうびんばんごう 郵便番号	でん わ ばん ごう 電 話 番 号 ふぁくす ばん ごう F A X 番 号
せいかつ し えん 生活支援センター	デイジー	とうはくぐん ゆ り はまちょうなが え 東伯郡湯梨浜町長江		689-0737	0858-48-6777 0858-32-0989
しゃかいふく し ほうじんほくえいちょうしゃかいふく し きょう ぎ かい 社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	ほくえいちょう ち いきかつどう し えん 北栄町地域活動支援センター	とうはくぐんほくえいちょう せ と 東伯郡北栄町瀬戸		689-2205	0858-37-4522 0858-37-4532
あゆみの郷					

(5) スポーツ等

障がいのある方の自立や社会生活の充実のために様々な事業が行われています。

全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、「全国身体障害者スポーツ大会」と「ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）」が合併し、「全国障害者スポーツ大会」として、年1回開催されています。本県からも選手を派遣します。競技は、個人競技（陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ）、団体競技（ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、車いすバスケットボール、サッカー、フットソフトボール、グランドソフトボール）があります。

鳥取県身体障がい者体育大会

スポーツを通じて体力の維持及び機能の回復を図り、明朗、快活、かつ積極的な気持ち及び協調精神を養うことを目的に、年1回開催され、室内競技（団体競技）を実施します。

【対象者】 県内に在住の身体障がい者

【窓口】 鳥取県身体障害者福祉協会

鳥取県障がい者スポーツ大会兼全国障害者スポーツ大会鳥取県選手選考会

毎年行われる全国障害者スポーツ大会の個人競技鳥取県選手選考を兼ねた鳥取県障がい者スポーツ大会を開催します。

【窓口】 鳥取県障がい者スポーツ協会

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

鳥取さわやか車いす & 湖山池マラソン大会

車いすによるロードレースで、県外からも参加者を集め、平成元年度から毎年開催されています。平成20年度より、障がいのあるなしにかかわらず、互いに理解と親睦を深め、共生社会の実現を目指したマラソン大会として開催されています。(ハーフ(車いすレーサーのみ)、10km、5km、3km、車いす2km、車いす500m、ウォーキング3km)

【窓 口】 鳥取さわやか車いす & 湖山池マラソン大会実行委員会

(鳥取県障がい者スポーツ協会・鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア)

鳥取県手をつなぐスポーツ祭り

知的障がいのある方が集い、健康増進と体力の向上を図るためスポーツ祭りが開催されます。

【窓 口】 鳥取県手をつなぐ育成会

パラスポーツ指導員派遣事業

障がいのある方の健康増進やスポーツへの参加・喜びの実感を応援するため、要望に応じて指導を行う「パラスポーツ指導員」を派遣する事業を実施しています。

団体等から寄せられた派遣要望を調整し、対応可能な種目に指導員を派遣します。

【窓 口】 鳥取県障がい者スポーツ協会

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

鳥取県あいサポート・スポーツフェスティバル

県内の障がいのある方もない方もお集まりいただき、様々なスポーツの体験や参加者同士の交流ができるイベントを開催しています。

実施予定種目：卓球バレー、ボッチャ、フライングディスク、卓球、ふうせんバレーボール、スポーツチャンバラ、パットゲームスター、カローリング、ボウリング、スポーツ吹き矢、輪投げ、バグゴ、ラダーゲッター、スカットボール、羽根っこゲーム 等

【窓 口】 鳥取県障がい者スポーツ協会

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

スポーツ教室

東部、中部、西部の各地区で、障がいのある方に適したスポーツを紹介するスポーツ教室を開催しています。

【窓 口】 鳥取県障がい者スポーツ協会、鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア
 東部：県立鳥取産業体育館（プール）、鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア
 中部：倉吉市営温水プール、倉吉スポーツセンター
 西部：鳥取県営東山水泳場、米子サン・アビリティーズ、米子市心身障害者福祉センター

スペシャルオリンピックス日本・鳥取

知的障がいのある方へ、オリンピックの競技種目に準じた様々なスポーツトレーニングとその成果を発表する場である競技会を、年間を通して提供している国際的なスポーツ団体で、日本では47都道府県すべてに地区組織があります。

鳥取県内では卓球（鳥取・倉吉・米子）、ボウリング（鳥取・米子）、陸上（米子）、競泳（米子）、バドミントン（米子）、サッカー（鳥取・倉吉）の6つの競技で活動しています。

【窓 口】 スペシャルオリンピックス日本・鳥取事務局

全日本 Challenged アクアスロン皆生大会

障がいの種別・重軽度に関わらず、誰もが参加できる大会です。毎年10月頃に皆生ブレイパーク及びその周辺で行われます。種目は、スイムとランです。距離に応じて「キッズコース」「チャレンジコース」「スペシャルコース」「チャンピオンコース」の4つのコースがあり、自分に合ったコースを選んで出場できます。

【対象者】 全国すべての障がい児・者（小学生以上）で、継続して運動されている方またはこの大会にむけて練習されている方（車いすの方・歩行補助器などを使用される方も参加可能）

【窓 口】 全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 事務局
 （NPO 法人地域活動支援センター おおぞら内）

【注意事項】

アスリートの方には必ずボランティア1名が伴走しますが、特に必要な方については配慮いたしますので事前にご連絡ください。

※詳細は、実行委員会ホームページをご確認ください。



ホームページ
QRコード

けんない しやう しや かんけいだんたい
県内の障がい者スポーツ関係団体

だん たい の めい しょう 団 体 の 名 称	じゅう しょう 住 所	でん わ ばんごう 電 話 番 号
いっぽんしゃだんほうじん 一般社団法人 とっとりけんしょう 鳥取県障がい者スポーツ協会	〒 680-8570 とっとり し ひがしまち ちょう め 鳥取市東町 1 丁目 220 ぎ かいとうべつかん かい 議会棟別館 1 階	0857-50-1071
とくてい ひ えい り かつどうほうじん 特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・ とっとり 鳥取	〒 680-8570 とっとり し ひがしまち ちょう め 鳥取市東町 1 丁目 220 ぎ かいとうべつかん かい 議会棟別館 1 階	0857-30-6858
とっとりけんくるま 鳥取県車いすバスケットボール きょうかい 協会	〒 680-0921 とっとり し ふる み よねはらかた 鳥取市古海 461-1 米原方	090-8999-2706
とっとりけんしんたいしょうがいしや 鳥取県身体障害者アーチェリー きょうかい 協会	〒 689-0202 とっとり し み はぎ の ちょう め 鳥取市美萩野 1 丁目 55-11 けんじゅう てらざかかた 県住 12-106 寺坂方	090-9064-2623
とっとりけんしょう しやたつきゅうきょうかい 鳥取県障がい者卓球協会	〒 680-1417 とっとり し かつら み なかむらかた 鳥取市桂見 513-17 中村方	0857-31-3185
とっとりけん 鳥取県サウンドテーブル テニスクラブ	〒 683-0001 よな ご し かい け おんせん 米子市皆生温泉 3-18-3 よな ご し かい け し めん かん り とう かい 米子市皆生市民プール管理棟 2 階 とっとりけん し かくしょうがいしやふく し きょうかい 鳥取県視覚障害者福祉協会内	0859-22-7655
とっとりけんちょうかくしょうがいしや 鳥取県聴覚障害者 バレーボールクラブ	〒 683-0008 よな ご し くず も み なみ ちょう め とくおかかた 米子市車尾南 1 丁目 1-28 徳岡方	FAX 0859-30-2563
とっとりけんしょう しやすいえいきょうかい 鳥取県障がい者水泳協会	〒 683-0001 よな ご し かい け おんせん ちょう め 米子市皆生温泉 3 丁目 18-3	よな ご し かい け し めん 米子市皆生市民プール 0859-34-6750
とっとりけんしょう しや 鳥取県障がい者 きょうかい フライングディスク協会	〒 680-0941 とっとり し こ やまちようきた ちょう め 鳥取市湖山町北 2 丁目 673-203 さ さ き かた 佐々木方	080-1639-3712
とっとり りくじょうきょう ぎ きょうかい 鳥取パラ陸上競技協会	〒 683-0012 よな ご し や わた おおもりかた 米子市八幡 215-2 大森方	090-7504-2348
とっとりけんしょう しや 鳥取県障がい者 きょうかい フットソフトボール協会	〒 689-0206 とっとり し はく と 鳥取市白兔 12-1 しやかいふく し ほうじん かい 社会福祉法人あすなろ会 まつ せい ぼ かく えん ない 松の聖母学園内	0857-59-0361
とっとりけん 鳥取県ふうせんバレーボール協会	〒 683-0802 よな ご し ひがしふくばら すみかた 米子市東福原 8-25-18 角方	0859-34-5089
とっとりけん 鳥取県スポーツチャンバラ協会	〒 682-0002 くらよし し なか え みず た かた 倉吉市中江 314-16 水田方	0858-26-2291

団 体 の 名 称	住 所	でん わ ばん ぐう 電 話 番 号
とっとりけんしょう しゃ きょうかい 鳥取県障がい者ボウリング協会	〒 680-0001 とっとり し はまさか ちょう め うえ た かた 鳥取市浜坂 5 丁目 1-1-104 上田方	080-1922-8812
とっとりけんしょう しゃ きょうかい 鳥取県障がい者ソフトボール協会	〒 683-0103 よな ご し とみすちよう 米子市富益町 4060 しゃかいふく し ほうじん き ふく し かいない 社会福祉法人 もみの木福祉会内	0859-28-8470
とっとりけんせいしんしょう しゃ きょうかい 鳥取県精神障がい者バレーボール協会	〒 683-0853 よな ご し りようみつやなぎ た さきかた 米子市両三柳 2680 田崎方	090-2000-4403
とっとりけんたつきゅう きょうかい 鳥取県卓球バレー協会	〒 680-0947 とっとり し こ やまちょうにし みやもとかた 鳥取市湖山町西 2-147-1 宮本方	080-1903-4745
とっとりけんえふあいー 鳥取県 F I D バスケットボール連盟	〒 680-0801 とっとり し まつなみちよう ちょう め やす だ かた 鳥取市松並町 1 丁目 406 安田方	090-6981-7633
とっとりけん 鳥取県ソーシャル フットボール協会	〒 684-0041 さかいみなと し なかの ちょう 境港市中野町 1929-1 えふあんどわいさかいみなとない F & Y 境港内	0859-42-1121
とっとりけんしょう しゃ 鳥取県障がい者グラウンド・ ゴルフ協会	〒 682-0946 くらよし し よこ た ふくながかた 倉吉市横田 497 福永方	090-1359-6488
とっとりけん きょうかい 鳥取県ボッチャ協会	〒 683-0841 よな ご し かみ ご とう 米子市上後藤 3-5-1	0859-29-5351
とっとりけん きょうかい 鳥取県ブラインドマラソン協会 しら びーあんどじー 白うさぎ B & G	〒 682-0941 くらよし し おおたに かわぐちかた 倉吉市大谷 1007-4 川口方	090-7547-3066
とっとりけんくま 鳥取県車いす ツインバスケットボール協会	〒 680-0941 とっとり し こ やまちょうきた ちょう め はまはしかた 鳥取市湖山町北 1 丁目 278 濱橋方	080-1903-2243
とっとりけん きょうかい 鳥取県パラバドミントン協会	〒 689-2212 とうはくぐんほくえいちようしもだね さい お かた 東伯郡北栄町下種 501 斎尾方	0858-37-3649
とっとりけん きょうかい 鳥取県ローイング協会	〒 683-0826 よな ご し にしまち 米子市西町 133-1 とっとりけんりつよな ご てい こ ない 鳥取県立米子艇庫内	0859-21-2157
とっとりけん えふあいー 鳥取県 F I D フットボール連盟	〒 680-0911 とっとり し ち よ み ちょう め 鳥取市千代水 1 丁目 11-2	0857-23-5445
とっとりけん 鳥取県パラ・ パワーリフティング CLUB	〒 682-0923 くらよし し かもがわちよう 倉吉市鴨川町 107-1 し えいかもがわじゅうたく ぞう もりしげかた 市営鴨川住宅 115 号 森繁方	090-2295-0278

けいはつ た 啓発その他

• あいサポート・アートとっとり展^{てん}

• 開催内容^{かいさいないよう} 障^{しょう}がいのある方^{かた}による作品^{さくひん}の展示^{てんじ}や応募^{おうぼ}作品^{さくひん}の審査^{しんさ}・表彰^{ひょうしょう}を行っています。

【窓^{まど} 口^{ぐち}】 県障^{けんしょう}がい福祉^{ふくしか}課

• あいサポート・アートとっとり祭^{まつり}

• 開催内容^{かいさいないよう} 障^{しょう}がいのある方^{かた}が取り組^とむ音楽^{おんがく}やダンスなどの発表^{はつひょう}や障^{しょう}がい者^{しゃ}アートに触^ふれることができる体験^{たいけん}コーナーなどを実施^{じっし}します。

【窓^{まど} 口^{ぐち}】 県障^{けんしょう}がい福祉^{ふくしか}課

• 体験^{たいけん}作文^{さくぶん}・ポスターの募集^{ほしゅう}

毎年^{まいとし}、小学^{しょうがく}生^{せい}以上^{いじょう}を対象^{たいしょう}として、障^{しょう}がいのある方^{かた}とのふれあいをテーマとした作文^{さくぶん}とポスターを募集^{ほしゅう}し、優秀^{ゆうしゅう}作品^{さくひん}の表彰^{ひょうしょう}を行っています。

【窓^{まど} 口^{ぐち}】 県障^{けんしょう}がい福祉^{ふくしか}課

(6) せんきょとう 選挙等

だいり とうひょうせい ど 代理投票制度

心身^{しんしん}の故障^{こしょう}その他の事由^{たじゆう}により、投票^{とうひょう}用紙^{ようし}に自書^{じしょ}できない方^{かた}が、投票^{とうひょう}所^{じょ}（期日前^{きじつまえ}投票^{とうひょう}所^{じょ}を含む^{ふく}）や不在^{ふざい}者^{しゃ}投票^{とうひょう}記載^{きざい}所^{しよ}の投票^{とうひょう}管理^{かんり}者^{しゃ}に申請^{しんせい}し、投票^{とうひょう}管理^{かんり}者^{しゃ}の定め^{さだ}た補助^{ほじょ}者^{しゃ}に投票^{とうひょう}の記載^{きざい}をさせることができる制度^{せいど}です。

【対象^{たいしょう}者^{しゃ}】 心身^{しんしん}の故障^{こしょう}その他の事由^{たじゆう}により、投票^{とうひょう}用紙^{ようし}に自書^{じしょ}できない方^{かた}。

【問合^{といあわ}せ先^{さき}】 各市^{かく}町^{しちょう}村^{そん}選挙^{せんきょ}管理^{かんり}委員^{いんかい}会

ゆうびんとう ふざいしゃとうひょうせい ど 郵便等による不在者投票制度

身体^{しんたい}障害^{しょうがい}者^{しゃ}手帳^{てちょう}、戦傷^{せんしょう}病^{びょう}者^{しゃ}手帳^{てちょう}または介護^{かいご}保^ほ険^{けん}の被^ひ保^ほ険^{けん}者^{しゃ}証^{しょう}をお持^もちの方^{かた}で、次^{つぎ}の対^{たい}象^{しょう}者^{しゃ}に該^{がい}当^{とう}する方^{かた}は郵便^{ゆうびん}等^{とう}による不在^{ふざい}者^{しゃ}投票^{とうひょう}をすることができま^す。

【対象^{たいしょう}者^{しゃ}】
身体^{しんたい}障害^{しょうがい}者^{しゃ}手帳^{てちょう}

- ・両下肢、体幹、移動機能の障がい… 1 級、 2 級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい… 1 級、 3 級
- ・免疫、肝臓の障がい… 1 級、 2 級、 3 級

戦傷病者手帳

- ・両下肢、体幹の障がい…特別項症、第 1 項症、第 2 項症
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい…特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症

介護保険の被保険者証

- ・要介護状態区分…要介護 5

【窓 口】 各市町村選挙管理委員会

郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ次の対象者に該当する方は、あらかじめ市町村選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票の記載をさせることができます。

【対象者】

身体障害者手帳

- ・上肢、視覚の障がい… 1 級

戦傷病者手帳

- ・上肢、視覚の障がい…特別項症、第 1 項症、第 2 項症

【注意事項】

- ・代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続きと代理記載人となるべき者の届出の手続きが必要です。
- ・詳しくは、最寄りの選挙管理委員会へお問い合わせください。

【窓 口】 各市町村選挙管理委員会

点字版・音声版「選挙のお知らせ」の配布

国政選挙と県の選挙における候補者の政見等の情報を点字印刷物、カセットテープまたは DAISY で提供します。

【対象者】 視覚障がいのある方など。

【問合せ先】 鳥取県ライトハウス点字図書館

けいさつ きんきゅうつうほう 警察への緊急通報

ちょうかく はつ わ こんなん かた とっとりけんない じ けん じ こ あ と き けいさつ きんきゅうつうほう
聴覚や発話に困難のある方が鳥取県内で事件や事故に遭った時などの警察への緊急通報は、

- 1 1 0 番アプリシステム
- 電話リレーサービス
- メール 1 1 0 番 (tottori110pipopa@view.ocn.ne.jp)
- ファクシミリ 1 1 0 番 (0120-857-110)

で受け付けています。

1 1 0 番アプリシステムは、事前にスマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、登録することで利用することができます。

電話リレーサービスは、事前に日本財団電話リレーサービスのホームページから登録することで利用することができます。

【対象者】 聴覚や発話に困難がある方

【注意事項】

- メール 1 1 0 番及びファクシミリ 1 1 0 番は、鳥取県内の事件・事故のみが対象となります。

- 緊急でない相談や要望は、ご家族等を介して、管轄する警察署や交番等にご相談ください。

【問合せ先】 鳥取県警察本部生活安全部通信指令課



6 し せつ り よう かん 施設利用に関すること

(1) てん じ と しょ かん 点字図書館

点字図書やテープ図書・デージー図書等を保有している図書館で、視覚障がいのある方などを対象に閲覧・貸出業務を行っています。点字や録音テープ・デージーによる出版物等の製作も行っています。また、安全に歩くための訓練、点字の習得訓練、パソコン等情報機器の講習といった各種リハビリテーション、生活についてのいろいろな相談や便利な道具の紹介を行っています。

【対象施設】 鳥取県ライトハウス点字図書館 ☎ 0859-22-7655

※ 203 ページ「その他身体障がい者関係施設」に施設の一覧表があります。

(2) もう じん 盲人ホーム

あんまなどの免許をお持ちの視覚障がいのある方で、自営も雇用もされていない方に、自立に向けて技術指導や働く場を提供するための施設です。

【対象施設】 鳥取県ライトハウス盲人ホーム ☎ 0859-22-6400

※ 203 ページ「その他身体障がい者関係施設」に施設の一覧表があります。

(3) しん しん し ょ う が い し ゃ ふ く し 心身障害者福祉センター

心身障がいのある方の機能訓練や、教養の向上・社会との交流の促進のための活動、各種相談等を行っています。

【対象施設】 米子市心身障害者福祉センター ☎ 0859-32-9001

FAX 0859-35-6577

(4) と っ と り け ん り つ と しょ かん 鳥取県立図書館「は一とふるサービス」

活字が読みにくい、耳が聞こえにくい、歩行困難で外出しづらい等、図書館の利用が困難な方へ「は一とふるサービス」を行っています。例えば、郵送貸出・対面音訳・バス停からの送迎サービス等を行っています。貸出できる資料には、大活字本・LLブック（注1）・

録音図書・朗読CD・デージー図書（注2）・バリアフリーDVD（注3）・布絵本・点字資料・手話関連資料等があり、拡大読書器やプレクストーク（注4）等の機器もあわせてご利用いただくことができます。このような資料を集めて展示している「はーとふるサービスコーナー」「みんなの手話コーナー」もあります。

【対象者】 身体等に障がいのある方や、そのほか図書館の利用が困難な方。

【窓口】 鳥取県立図書館 はーとふるサービス担当 ☎ 0857-26-8155

FAX 0857-22-2996

※「はーとふるサービスコーナー」「みんなの手話コーナー」にある資料の中には、利用制限のあるものもあります。

注1) Lブック

読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供するために書かれた本。

注2) デージー図書

「DAISY」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができ、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能（音声デージー）、音声にテキストや画像を同期させることができる（マルチメディアデージー）、等の特徴がある。

注3) バリアフリーDVD

視覚や聴覚に障がいのある方が楽しめるよう、日本映画にも字幕がついており、セリフの合間にはその場面を説明する音声ガイドが入っている。

注4) プレクストーク

デージー図書を再生したり、録音したりすることができる卓上型の機器。

（5） 倉吉市立図書館

視覚に障がいのある方、寝たきりや上肢に障がいがあるなどの理由により読書に困難さがある方に、点字資料・録音図書をはじめとしたデージー資料・わかりやすい言葉とイラストでつくられたLブック・大きな活字で読みやすい大活字本などの貸出を行っています。郵送での利用をご希望の方はご相談ください。拡大読書器やリーディングトラッカーの設置、対面音訳など読書の支援も行っております。聴覚に障がいのある方は、職員が筆談いたします。どのようなことでも、お気軽に職員へご相談ください。

【対象者】 図書館の利用が困難な方

【窓口】 倉吉市立図書館 ☎ 0858-47-1183 FAX 0858-47-1180

E-mail: library@city.kurayoshi.lg.jp

(6) とっとりUDマップ

「とっとりUDマップ」は、バリアフリー整備された施設の情報を電子地図上で提供するアプリです。車いす利用者用駐車施設、バリアフリースイレ、出入口段差の有無等の情報を用途や利用者条件と組み合わせで簡単に検索ができ、経路案内機能を備えるとともに、子育て世帯、高齢者、障がい者が利用できる優待・割引の情報もバリアフリー情報と一緒に提供しています。

【対象者】 障がい者、高齢者、子育て世帯、外国人

【窓口】 とっとり県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 建築指導室

【利用方法】

○公式LINEから閲覧する場合

- ①とっとりUDマップ公式LINEのQRコードからお友達登録。
- ②公式LINEのトーク画面から、「とっとりUDマップ」をタップすると、マップの検索画面が開きます。

○インターネットから閲覧する場合

- ①インターネット検索画面で「とっとりUDマップ」と入力。
- ②ブラウザ上でマップの検索画面にアクセスできます。

(ホームページ <https://tottori-udmap.elg-front.jp/udmap/>)



とっとりUDマップ
公式LINE

施設利用に関すること

6



7

さいがい じ たいおう 災害時の対応について

さいがい じ たいおう 災害時の対応

じ しん つ なみ さいがい たいふう おおあめ ふうすうがい ど しゃさいがい さいがい はっ
地震や津波による災害、台風や大雨による風水害、土砂災害など、災害はいつどこで発
せい
生するか予測がつきにくいものです。

じ ぶん す ち いき そな さいがい し とき こま
自分が住んでいる地域で備えておくべき災害を知ること、いざという時に困らないよう
に「災害が発生した時にどうするか」ということを日頃から考え、災害への備えをしてお
くとともに、まんいちさいがい はっせい ば あい じんそく てきせつ み あんぜん かく ほ
万一災害が発生した場合には、迅速かつ適切に身の安全を確保することが大
せつ
切です。

さいがい そな 災害への備え

へいせい ねん がつ はっせい ひがし に ほんだいしんさい こうはん い だい き ほ さいがい はっせい
平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災のように広範囲にわたる大規模災害が発生した
ば あい こうてき き かん き のう ていたいある ま ひ こうてき き かん きゅうじょかつどう
場合には、公的機関の機能が停滞或いは麻痺してしまうため、公的機関による救助活動
(「公助」) は期待できません。

さいがい ひ がい さいしゅうげん じ ぶん じ ぶん じ しん まも じ じょ ち いき
災害による被害を最小限にするために、自分のことは自分自身で守る「自助」と、地域
たが たさ あ きょうじょ そな
でお互いに支え合う「共助」の備えをしておきましょう。

となりきんじょ しょう しゃだんたいとう れんけい ○隣近所や障がい者団体等との連携

(自己アピール、在宅支援のためのネットワークへの参加)

さいがい じ きゅうしゅつ きゅう ご おお ちから ち いき じゅうみんどう し たす あ
災害時の救出・救護などに大きな力となるのは、地域の住民同士による助け合い、つま
り「共助」です。日頃から地域とのふれあいを持つように心掛けることや、自主防災組織
きょうじょ ひ ごろ ち いき も ところ が じ しゅぼうさい そ しき
や消防団、隣近所の人などに必要な支援を依頼しておくことが重要です。

また、各 ち いき さまざま そ しき だんたい ひ ごろ せっきょくてき こうりゅう
各地域の様々な組織 (ボランティアグループ) や団体とは日頃から積極的に交流
し、災害時の協力が得られやすい環境を整えておきましょう。

※各障がい者団体については、p172 ～ p177 をご覧ください。

きんきゅうれんらく じ こう えんじょ ひつよう じ こう せいり ○緊急連絡事項や援助が必要な事項の整理

さいがい じ じ ぶん のぞ たいおう ひつよう えんじょ あいて り かい
災害時に自分が望む対応、必要とする援助、相手に理解してほしいことなどについて、
ひ ごろ
日頃からまとめておき、ヘルプマークやヘルプカードなどに必要な情報を書き込んでおき
ましょう。また、ふえ けいたいでん わ どう じ ぶん たす もと あんぜん
笛やブザー、携帯電話、ヘルプマーク等、自分が助けを求めたり、安全
かく ほ ひつよう み
を確保するために必要なものを身につけるようにしましょう。

○避難場所や避難経路の確認

災害の種類や避難時の季節・時間帯によって、適切な避難場所や避難経路、避難方法が異なります。

例えば、津波から避難するには、海沿いや河口付近の川沿いを通ることを避けながら、海から離れた高い場所に逃げる必要があります。

各市町村や地域が実施する防災訓練に積極的に参加することや、実際に避難場所まで移動して危険箇所を確認することなどが大切です。

なお、災害時には市町村が「福祉避難所」を開設場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○居住地のハザードの確認及びマイ・タイムラインの作成

災害に備え、お住まいの地域や職場周辺でどのような災害が起きる可能性があるのか、「ハザードマップ」(洪水・土砂災害・地震・津波など想定される自然災害リスクを分かりやすく表現した地図)等であらかじめ確認しておきましょう。

また、災害時に適時・適切な避難行動がとれるよう、スマートフォンアプリ等を利用して「マイ・タイムライン」(自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理したもの)を作成するなど、どのタイミングでどの様な行動が必要かを考えておくことも大切です。

○非常用持出品の準備

緊急に避難しなければならない場合に備えて、非常用持出品を準備しておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

非常用持出品は、目安として3日間程度を自足するための物品が必要です。避難時に運べる重さになっているか、実際に非常持出品を持って避難場所まで移動してみるとよいでしょう。

持出品リスト (例)

食料・飲料、避難用具(懐中電灯、ろうそく、ライター、軍手、携帯ラジオなど)、生活用品(タオル、ポリ袋、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、レジャーシート、はさみ、ガムテープ、マジック、ブランケット、簡易トイレ、小銭など)、救急用具(ガーゼ、絆創膏、包帯、薬など)、衛生用品(消毒液、マスク、体温計など)

これらは一般的な持出品ですが、障がいの特性に応じた適切な準備が必要となります。普段服用している薬(3日分程度)や必要な衛生用品などがあれば持出品のリストに加えておきましょう。

○家具の転倒防止対策

地震が発生したときは家具の転倒や落下物による怪我が多く発生します。特に高層マンション等の高層階においては、家具の転倒・落下に加え「移動」が多く発生します。普段から、家具の転倒・落下・移動防止対策に努めましょう。

○家族等との連絡方法

災害時におけるご家族や支援者との連絡方法などを決めておきましょう。自分の安否を伝えたいときなどの連絡手段として災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話の災害用伝言板が便利です。また、こうしたサービスは定期的に体験利用期間が設けられているので、実際に体験利用をしてみると、いざという時に役立ちます。

○自ら避難をすることが困難な者の積極的な取組

各市町村では、災害時における障がい者、高齢者など、避難に支援が必要な人への対策として、対象者の名簿整備、具体的な避難支援方法の相談、関係団体との連携強化、避難訓練の実施などの取組を進めています。

これらの対策を円滑に進めるにあたっては、各市町村が作成する対象者の情報が支援者（消防団、自主防災組織、民生・児童委員など）へ提供されることに同意したり、地域で作成される「支え愛マップ」づくりに参加して地域の皆が安全に避難できる仕組みづくりを進めるなど、支援を受ける側としても平時から体制構築に積極的に取り組んでいくことが大切です。

【窓 口】 各市町村防災担当課又は福祉担当課

防災・災害情報の取得

災害による被害から確実に身の安全を守るためには、一人ひとりが防災・災害等に関する情報を的確に把握し、状況に応じた適切な行動をとることが不可欠です。

いつ、どのような場所でも必要な情報が得られるよう、様々な方法で情報を入手できるようにしておきましょう。

○あんしんトリピーメール

登録することで、鳥取県内の安心・安全情報がメールで配信されます。

【配信される情報】（欲しい情報が選べます。）

- ・気象警報、注意報
- ・地震情報（震度3以上）

- ・津波情報つ なみじょうほう
- ・避難情報（避難指示など）ひ なんじょうほう ひ なん し じ
- ・公共交通情報こうきょうこうつうじょうほう
- ・生活・健康情報せいかつ けんこうじょうほう
- ・防犯情報 などぼうはんじょうほう

【登録できる人】

- ・携帯電話、スマートフォン、パソコンなど、電子メールアドレスがあれば誰でも登録できます。
- ・利用登録は無料ですが、メール送受信等の通信料は利用者の負担です。

【登録方法】

- ①登録用アドレス（e-tottori-safe@xpressmail.jp）に件名・本文を入力せずにメールを送信します（機種によっては、件名や本文入力が必要）。
- ②返信メールに記載されたアドレスに接続します。
- ③各項目を入力し「次へ」をクリックします。
- ④全項目の入力を終えたら、入力内容を確認し、「登録」をクリックして完了です。

【問合せ先】 鳥取県危機管理部危機対策・情報課 災害情報センター

☎ 0857-26-7950 FAX 0857-26-8137

E-mail:kikitaaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/toripymail/>

○鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」

スマートフォン向けの便利な防災アプリを、多言語で提供しています。

【アプリの機能】

- ・日本語に加え、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ロシア語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語の9外国語に対応しています。
- ・OSの設定言語に応じて画面表示が切り替わります。
- ・「あんしんトリピーメール」の配信メールをプッシュ通知でお知らせ
- ・付近の避難所への自動経路案内表示や防災ライブカメラ（道路・河川）実況画像の閲覧が可能
- ・とりネット危機管理ポータルサイトを表示
- ・防災リンクから各市町村ハザードマップへのリンク集や関連情報WEBサイト、SNSページ等へのリンク先を表示

【対象者】

スマートフォンをお持ちの方であれば誰でもダウンロード、利用が可能です。

【問合せ先】 鳥取県危機管理部危機対策・情報課 災害情報センター

☎ 0857-26-7950 FAX 0857-26-8137

ちゅういじこう
【注意事項】

アプリのダウンロード^{およ}及び利用^{りよう}は無料^{むりよう}ですが、所定の^{しよてい}パケット通信料^{つうしんりょう}が発生^{はっせい}します。
〔ダウンロード案内〕 <https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>

じちたい ひなんじょうほう
○自治体による避難情報など

てきじ てきせつ ひなん おこな
適時・適切な避難^{あんない}を行うためには、市町村^{しちょうそん}から出される避難情報^だについて注意^{ひなんじょうほう}するとともに、その情報^{ちゅうい}の意味^{いみ}を正しく理解^{ただ}し、適切な判断^{りかい}・行動^{てきせつ}をすることが大切です。

こうれいしゃとう ひなん 高齢者等避難 (警戒レベル3)	さいがい じょうきよう ○災害のおそれのある状況です。 ようし えんしゃとう ひなん しえん ひつよう ひと とく ひなんこうどう じかん よう かた ○要支援者等、避難に支援が必要な人、特に避難行動に時間を要する方が ひなんこうどう かいし だんかい 避難行動を開始しなければならない段階です。 ようし えんしゃとう とく ひなんこうどう じかん よう かた ひなん ばしよ ひなんこうどう ○要支援者等、特に避難行動に時間を要する方は、避難場所への避難行動 かいし ひなんし えんしゃ しえんこうどう かいし を開始してください。(避難支援者は支援行動を開始してください。) た かた かぞくとう れんらく ひじょうもちだしひん よういとう ひなんじゅんび かい ○その他の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開 し 始してください。
ひなん しじ 避難指示 (警戒レベル4)	さいがい たか じょうきよう ○災害のおそれが高い状況です。 つうじょう ひなんこうどう かた ひなんこうどう かいし だんかい ○通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階で す。 つうじょう ひなんこうどう かた ひなん ばしよとう ひなんこうどう かいし ○通常の避難行動ができる方は、避難場所等への避難行動を開始してくだ さい。 ひなん ばしよとう ひなん きけん ばあい じぜん さく たと いえ なか ○避難場所等への避難が危険な場合は次善の策として、例えば家の中で2 かい いじょう しゃめん かわ はんたいがわ あんぜん ばしよ いどう せいめい 階以上で斜面や川の反対側など、より安全な場所へ移動するなど、生命 まも さいていげん こうどう を守る最低限の行動をとってください。
きん きゅう あんぜん かく ほ 緊急安全確保 (警戒レベル5)	さいがいはっせいまた せつぱく じょうきよう ○災害発生又は切迫している状況です。 ひなん しじ とう はつれいご ひなんちゅう じゅうみん かくじつ ひなんこうどう ただ かんりよう ○避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了さ せてください。 いま ひなん たいしやうじゅうみん いとま ばあい たと いえ なか ○未だ避難していない対象住民は、その暇がない場合は、例えば家の中で かい いじょう しゃめん かわ はんたいがわ あんぜん ばしよ いどう せい 2階以上で斜面や川の反対側など、より安全な場所へ移動するなど、生 めい まも さいていげん こうどう 命を守る最低限の行動をとってください。

障がいの特性に応じた災害対応マニュアル

災害時においても障がいの特性に応じた対応が必要です。

各障がい者団体が災害対応マニュアルを作成していますので、参考にしてください。

団体	ホームページのアドレス (URL)
一般財団法人全日本ろうあ連盟	https://www.jfd.or.jp/tohoku-eq2011/shelter-support
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合	http://nichimou.org/legal-system-documentation/#1205bousai
公益社団法人日本てんかん協会	https://www.jea-net.jp/useful
一般社団法人日本自閉症協会	https://www.autism.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/honninyou2012.pdf https://www.autism.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/siensayou2012.pdf
公益社団法人日本オストミー協会	https://www.joa-net.org/ オストメイトの災害対策 .html

耳の不自由な方に緊急時の避難を呼び掛ける「防災サイン」

鳥取県では「支え愛」による地域防災力の強化を図るため、防災サインの普及を進めています。

防災サインとは、手話とジェスチャーを組み合わせた視覚的な情報伝達手段です。

防災サインを使うことにより、災害発生時などの緊急時に耳の不自由な方に対して即座に避難を呼び掛けることができます。

鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/266819.htm>) から防災サインの基本単語や活用例を紹介した動画やプリントをご覧ください。防災学習や避難訓練などにご活用ください。

<防災サインの活用例>

「避難所」と「逃げろ」の基本単語を組み合わせ、「避難所へ逃げろ」と伝えます。



避難所の方向を指
差して「避難所」
と言う

+



走るイメージ
(両手を前後に早く
動かす)

鳥取県が普及を進めている防災サインは、千代川流域の自治体等で構成される千代川流域圏会議が水害から被害者をなくすための取組の一環として、公益社団法人鳥取県聴覚協会障がい者や地域の手話サークル等の協力を得て作成したものです。

【問合せ先】 鳥取県県土整備部河川港湾局河川課

☎ 0857-26-7694 FAX 0857-26-8132

E-mail: kasen@pref.tottori.lg.jp

Net119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある方々が、自宅以外でも消防への通報を可能とするシステムです。このシステムは、スマートフォン等のアプリから「救急」「火事」の別を選んで発信すれば管轄消防本部に繋がる仕組みです。

【対象者】

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある方を対象とします。（事前登録が必要です。）

【問合せ先】 最寄りの消防局にお問合せください。

	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
鳥取県東部広域 行政管理組合消防局	0857-23-0119	0857-26-9406	shirei@tottori-tobushobo.jp
鳥取中部ふるさと広域 連合消防局	0858-29-5124	0858-29-7751	fd-shirei@tottori-chubu.jp
鳥取県西部広域 行政管理組合消防局	0859-35-1960	0859-35-1964	shireika@tottori-seibukoiki.jp

医療的ケアを必要とする方のための災害時も使える対応ノート

医療的ケアを必要とする方が、災害に対応するために、必要な情報、物品、連絡先などを事前に支援者と一緒に記入し、事前の備えをしていただくためのノートです。

【対象者】 日常的に医療的ケアを必要とする方

【記載内容】 関係機関の連絡先、基礎情報、医療的ケアの内容、必要物品、避難先情報等

【ダウンロード】 鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/303080.htm>

【窓口】 鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 ☎ 0857-26-7865

8 ねんきん きゅう ふ きん て あて 年金・給付金・手当について

しょうがいのある方やそのご家族の負担の軽減や生活の安定のために、年金・給付金・手当等の制度があります。

(1) ねん きん 年金

しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

たい しょう しゃ 【対象者】

- 障害認定日（病気やけがにより初めて診察を受けた日から1年6月を経過した日、またはその期間中で障がいの状態が固定した日）に国民年金法に定める障がいの程度に該当する方、または障害認定日以後65歳になるまでの間に障がいが重くなって該当するようになった方で、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上である方が対象となります。

また、令和8年3月31日までに初診日のある傷病による障がいのある方については、この要件は満たされなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がない場合には対象となります。

- 20歳前に初診日のある傷病による障がいのある方については、国民年金法に定める障がいの程度に該当すれば、保険料納付要件に関わりなく20歳から支給されます。

ねん きん がく きゅう ねんがく えん きゅう ねんがく えん れい わ ねん がつげんざい きんがく
【年金額】 1級：年額1,020,000円、2級：年額816,000円(令和6年4月現在の金額です。)

S31.4.1以前に生まれた方 1級：1,017,125円、2級：813,700円

※物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

ちゅう い じ こ う 【注意事項】

- 身体障害者手帳や療育手帳とは異なる基準で認定されますので、障害基礎年金の1～2級は身体障害者手帳や療育手帳の等級とは異なります。
- 障がいの状態が悪化したり、良くなった場合は、提出していただく診断書により、障がいの程度を認定し年金額が改定されます。

また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障がいにより、1～2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、前後の障がいをあわせて障がいの程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が支給されます。

し ちょうそんこくみんねんきんたんとう か
市町村国民年金担当課
ねんきん じ む しょ
年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

につぼんねんきん き こう
日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金

【対象者】

しょうがい げんいん びょう き しょうしん び こうせいねんきん ほ けん ひ ほ けんしゃ かた
障がいの原因となった病気やけがの初診日において厚生年金保険の被保険者である方
で、しょうがいにんてい び しょう てい ど しょうがい き そ ねんきん きゅう こうせいねんきん ほ けんほう さだ
障害認定日の障がいの程度が障害基礎年金の1～2級または厚生年金保険法で定める
しょうがいてい ど きゅう がいとう かた
障害程度（3級）に該当する方。

【年金額】

- ・ ねんきん う かた しょう てい ど へいきんひょうじゅんほうしゅうおよ ひ ほ けんしゃ き かん おう さんてい
年金を受ける方の障がいの程度、平均標準報酬及び被保険者期間に応じて算定されます。
- ・ しょうがいてい ど きゅう がいとう ば あい しょうがい き そ ねんきん うわ の かたし きゅう
障害程度が1～2級に該当する場合は、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ・ ぶつ か ちんざん へんどう おう まいとし み なお おこな
物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

【注意事項】

- ・ しょうがいこうせいねんきん う しょうがい き そ ねんきん じゅきゅうようけん み ひつよう
障害厚生年金を受けるためには、障害基礎年金の受給要件を満たしていることが必要です。
- ・ しょう てい ど きゅう み かた いっていてい ど いじょう しょう かた たい しょうがいて あて
障がい程度が3級に満たない方で一定程度以上の障がいのある方に対しては、障害手当
きん いち じ きん しきゅう
金（一時金）が支給されます。
- ・ しょう じょうたい あっ か よ ば あい ていしゅつ しんだんしょ しょう
障がいの状態が悪化したり、良くなった場合は、提出していただく診断書により、障が
い たい ど にんてい ねんきんがく かいてい
いの程度を認定し年金額が改定されます。

また、しょうがい き そ ねんきん しょうがいこうせいねんきん う かた べつ びょう き しょう
また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障がい
により、1～2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、
ぜん ご しょう しょう てい ど にんてい ひと しょうがい き そ ねんきん しょうがいこうせいねんきん
前後の障がいをあわせて障がいの程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が
しきゅう
支給されます。

ねんきん じ む しょ
年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

につぼんねんきん き こう
日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

ねんきんそうだん てつづき さい よやくそうだん
年金相談・お手続きの際は 予約相談 をご利用ください。

よやくそうだん げつようび
予約相談の 9:00～19:00 (月曜日) ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の
じっしじかんたい か きんようび
実施時間帯 9:00～17:15 (火～金曜日) 開所日初日に19:00まで予約相談を
だい どようび
10:00～16:00 (第2土曜日) 実施しています。

よやくの申し込みは「予約受付専用電話」へ！ 0570-05-4890
よやくうけつけじかん げつ きん へいじつ
＜予約受付時間＞月～金（平日）8:30～17:15

(2) 給付金

特別障害給付金

こくみんねんきん にん い かにゅう き かん かにゅう
国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有し
ていない障がいのある方に対して給付金が支給される制度です。

【対象者】

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1～2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

【支給金額】

とくべつしょうがいきゅう ふ きん きゅう そうとう かた げつがく えん
特別障害給付金 1 級に相当する方：月額 55,350 円
きゅう そうとう かた げつがく えん
2 級に相当する方：月額 44,280 円
ぶつ か ちんぎん へんどう おう まいとし み なお おこな
物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

※障害者手帳の等級とは異なります。

【注意事項】

- ご本人の所得等に応じた支給制限があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引い

た額が支給されます。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)

障害年金生活者支援給付金

【対象者】

- ①障害基礎年金※1を受けている。
 - ②前年の所得額※2が「4,721,000円＋扶養家族の数×38万円※3」以下である。
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- ※2 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※3 同一生計配偶者の内 70 歳以上の者または老人扶養親族の場合は 48 万円、特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の扶養家族の場合は 63 万円となります。

【支給金額】

障害者年金が 1 級の方：月額 6,638 円
 障害者年金が 2 級の方：月額 5,310 円
 (支給金額は、令和 6 年 4 月現在の金額です。)

【窓口】

市町村年金担当課

年金事務所

- ・鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

(3) 手 当

特別障害者手当

【対象者】

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方。

【金額】

月額 28,840 円 (2、5、8、11 月に支給)
 (支給金額は、令和 6 年 4 月 1 日現在の金額です。)

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。

※障がいの程度によって認定されない場合があります。

- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 施設に入所している方、病院や診療所に3か月以上入院している方は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓口】市町村福祉担当課

三朝町は中部総合事務所、大山町は西部総合事務所の各県民福祉局

障害児福祉手当

【対象者】

重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方。

【金額】月額 15,690 円（2、5、8、11月に支給）

（支給金額は、令和6年4月1日現在の金額です。）

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。

※障がいの程度によって認定されない場合があります。

- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 障がいを支給事由とする年金を受給している方や、施設に入所している方は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓口】市町村福祉担当課

三朝町は中部総合事務所、大山町は西部総合事務所の各県民福祉局

児童扶養手当

【対象者】

離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていないかあるいは父親または母親が重度障がいのある方である場合に、18歳の誕生日の前日の属する年度末まで（一定の障がい状態がある場合には、20歳未満）の児童を扶養している方。

【金額】月額 45,500 円（支給金額は、令和6年4月現在の金額です。）

所得に応じて最大で2人目10,750円、3人目以降1人当たり6,450円を加算

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。

※障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}によって認定^{にんてい}されない場合があります^{ばあひ}。

- ご本人^{ほんにん}、配偶者^{はいぐうしゃ}または扶養義務者^{ふようぎむしゃ}の所得等^{しょとくとう}に応じた支給制限^{しきゅうせいげん}があります。
- 児童^{じどう}が施設^{しせつ}に入所^{にゅうしょ}している場合は対象^{ばあひ}になりません。
- 毎年^{まいとし}、所得状況^{しょとくじょうきょう}についての調べ^{しら}があります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県家庭支援課

心身障害者扶養共済制度

障がい児者を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がいになった場合に、扶養されていた障がい児者に年金が支給される制度です。

【対象者】

加入者：65歳未満で健康な方。

障がい児（者）：1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方、知的障がい、精神障がいのある方。

【金額】

掛金：保護者の加入時の年齢により異なります。

年金額：1口につき月額20,000円（2口まで加入可）

【注意事項】 所得等によって、掛金が減額・免除される場合があります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課

特別児童扶養手当

【対象者】

身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等。

【金額】 1級：月額55,350円、2級：月額36,860円（4、8、11月に支給）

（支給金額は、令和6年4月1日現在の金額です。）

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。

※障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}によって認定^{にんてい}されない場合があります^{ばあひ}。

- ご本人^{ほんにん}、配偶者^{はいぐうしゃ}または扶養義務者^{ふようぎむしゃ}の所得等^{しょとくとう}に応じた支給制限^{しきゅうせいげん}があります。
- 児童^{じどう}が施設^{しせつ}に入所^{にゅうしょ}している場合は対象^{ばあひ}になりません。
- 毎年^{まいとし}、所得状況^{しょとくじょうきょう}についての調べ^{しら}があります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課

9 めんじょ わりびき 免除・割引について

しょう 障がいのある方の生活の安定と負担の軽減のために、さまざまなめんじょ わりびきとう 免除・割引等があります。

(1) ぜいきん げんめんと 税金の減免等

ぜい しゅるい 税の種類	ない 内 容	きん がつ とう 金 額 等	まど ぐち 窓 口
しょ とく ぜい 所得 税	ほんにん はいぐうしゃこうじょ たいしゅう はい ご本人、配偶者控除の対象となる配 偶者、又は扶養控除の対象となる親 族が障がいのある方である場合	しょとくこうじょ (所得控除) しょうがいしゃこうじょ まんえん 障害者控除 27 万円 とくべつしょうがいしゃこうじょ まんえん 特別障害者控除 40 万円 (それぞれ 1 人につき)	ぜい 務 署 税 務 署
しょうがくちようちとう 少額貯蓄等の りしとう かん 利子等に関する ぜい 税 (いってい てつぎ 一定の手続が ひつよう 必要となります)	しんたいしょうがいしゃ てちよう りよういく てちよう せいしんしょう 身体障害者手帳・療育手帳・精神障 害者保健福祉手帳の交付を受けてい る方等が預貯金等をしている場合 (注 1)	マル優、特別マル優それぞれ につき がんきん まんえん 元金 350 万円までの 預貯金等の利子等が非課税	ぜい 務 署 税 務 署 きん ゆう き かん 金 融 機 関
こ じん じゅう ぜい 個人住民 税	ほんにん はいぐうしゃこうじょ たいしゅう はい ご本人、配偶者控除の対象となる配 偶者、又は扶養控除の対象となる親 族が障がいのある方である場合	しょとくこうじょ (所得控除) しょうがいしゃこうじょ まんえん 障害者控除 26 万円 とくべつしょうがいしゃこうじょ まんえん 特別障害者控除 30 万円 (それぞれ 1 人につき)	し ちょう ぞん 市 町 村 の ぜい む たん とう か 税 務 担 当 課
こ じん じ ぎょう ぜい 個人事業 税	じゅうど し かくしゅう かつ りょうがん 重度の視覚障がいのある方（両眼の きょうせい しりよく い か かつ 矯正視力が 0.06 以下の方）があんま・ とう じぎょう おこな ば あい はり等の事業を行う場合	ひ か ぜい 非 課 税	けん ぜい じ 務 しょ 県 税 事 務 所
そう ぞく ぜい 相続 税	ほうていそうぞくにん しょう かつ 法定相続人である障がいのある方が、 そうぞく ぜいさん しゅとく ば あい 相続により財産を取得した場合	さい たつ ねんすう 85 歳に達するまでの年数に たい つぎ きんがく じょう がつ 対し、次の金額を乗じた額 ぜいがくこうじょ (税額控除) しょうがいしゃこうじょ まんえん 障害者控除 10 万円 とくべつしょうがいしゃこうじょ まんえん 特別障害者控除 20 万円	ぜい 務 署 税 務 署
そう 与 ぜい 贈 与 税	せいしんしょう また とくべつしょう 精神障がい、又は特別障がいのある かつ ぞう 与 しんたくじゅえきけん しゅとく 方が贈与により信託受益権を取得し た場合	しんたくかいしゃ いたく ば あい いて 信託会社に委託する場合は一 ていじょうけん つぎ か がつ 定条件のもとに次の価額まで は非課税 せいしんしょう かつ ぜんまんえん 精神障がいのある方 3 千万円 とくべつしょう かつ せんまんえん 特別障がいのある方 6 千万円	ぜい 務 署 税 務 署

税の種類	内 容	金 額 等	ま だ 窓 口
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 (注5)	自動車・軽自動車を取得する場合(注2)	250万円に税率を乗じた額を限度に減免	東部県税事務所
自動車税種別割 (注5)	一定程度以上の障がいのある方等が 自動車を所有する場合(注2)	45,000円を上限として減免。障がいのある方と生計を一つにする方等が運転する場合は、障がいのある方が利用する場合に限ります。(注3)	県 税 事 務 所
軽自動車税種別割 (注5)	軽自動車を所有する場合(注4)	全 額 減 免	市 町 村 の 税 務 担 当 課

注1) 預貯金等の預け入れの際、障がいのある方であることを証明する一定の書類を金融機関に提出することが必要です。

郵便貯金利子の非課税制度は平成19年10月1日以降廃止されました。なお、廃止前に非課税の適用を受けて預け入れされた郵便貯金利子は引き続き非課税制度が適用されます。

注2) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免については、障がいの種類に応じて、対象となる障がいの程度(等級)が定められています。また、普通自動車または軽自動車の登録(新規・移転・変更)を伴うときは、登録時に申請することが必要です。

障がいのある方と生計を一つにする方等が運転する場合は、「生計同一証明書」等が必要となります。

注3) 障がいのある方と生計を一つにする方等が運転する場合は、その使用目的が心身に障がい等のある方の通院・通所・通学・生業・その他日常生活における移動である場合に対象となります。

詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

注4) 軽自動車税種別割の減免については、各市町村の条例によって定められています。

詳しくは、市町村の税務担当課にお問い合わせください。

注5) 令和元年10月から自動車税・軽自動車税はそれぞれの種別割に、自動車取得税は自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割に移行しました。

	機 関	管轄区域	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
県	鳥 取 県 東 部 県 税 事 務 所	鳥 取 市、岩 美 郡、 八 頭 郡	〒 680-0061 鳥 取 市 立 川 町 6 丁 目 176 (東部庁舎内)	0857-20-3520 0857-20-3519
	鳥 取 県 中 部 県 税 事 務 所	倉 吉 市、東 伯 郡	〒 682-0802 倉 吉 市 東 蔵 城 町 2	0858-23-3102 0858-23-3118
	鳥 取 県 西 部 県 税 事 務 所	米 子 市、境 港 市、 西 伯 郡、日 野 郡	〒 683-0823 米 子 市 加 茂 町 1 丁 目 1 番 地 (米子市役所本庁舎内)	0859-31-9601 0859-31-9613
	鳥 取 県 西 部 県 税 事 務 所 日 野 支 所	日 野 郡	〒 689-4503 日 野 郡 日 野 町 根 雨 140-1	0859-72-2083 0859-72-2072
	鳥 取 県 税 務 課	県 内	〒 680-8570 鳥 取 市 東 町 1 丁 目 220	0857-26-7051 0857-26-7087
国	鳥 取 税 務 署	鳥 取 市、岩 美 郡、 八 頭 郡	〒 680-8541 鳥 取 市 富 安 2 丁 目 89-4 (鳥取第 1 地方合同庁舎)	0857-22-2141 ――
	倉 吉 税 務 署	倉 吉 市、東 伯 郡	〒 682-8522 倉 吉 市 上 井 587-1	0858-26-2721 ――
	米 子 税 務 署	米 子 市、境 港 市、 西 伯 郡、日 野 郡	〒 683-8691 米 子 市 東 町 124-16 (米子地方合同庁舎)	0859-32-4121 ――

(2) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、普通自動車運転免許を取得するのに必要とした経費の一部を助成します。

【対象者】

免許を取得することによって就職等社会活動への参加効果があると認められる方。

【注意事項】 免許取得後（1年以内）の申請に限ります。

【窓 口】 市町村役場（事業を実施していない市町村もあります。）

(3) J R・智頭急行・若桜鉄道等旅客運賃

【対象者】

・『第1種』の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
介護者とともに乗車される場合に、ご本人及び同行の介護者（1名まで）について普通乗車券（単独で乗車される場合は、片道の営業キロが100 kmを超える場合に限り）、定期乗車券（小児定期乗車券は割引対象外です。）、普通回数乗車券、普通急行券が5割引（片道ずつ）になります。

・『第2種』の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
片道の営業キロが100 kmを超える場合ご本人のみ普通乗車券が5割引（片道ずつ）になります。

※ご本人が12歳未満の場合に限り、介護者の通勤定期乗車券が5割引になります。
（小児定期乗車券は割引対象外です。）

※『第1種』、『第2種』の手帳をお持ちの方で若桜鉄道線内ご乗車の場合は利用距離の制限はありません。

※智頭急行線内でのご乗車の場合、普通回数乗車券、特殊回数乗車券が5割引になります。
下記につきましても割引を設定しています。

- ・「第1級」精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ご本人及び同行の介護者
- ・「第2級」「第3級」精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※智頭急行では、精神障害者割引の乗車券類は、2025年4月1日から発売します。

【注意事項】

- ・特急券は割引対象外です。
- ・J Rと連絡会社（智頭急行など）を連続して利用する場合、J Rと連絡会社の鉄道を通じて、片道の営業キロが100 kmを超えていれば、割引となります。
- ・若桜鉄道が販売できる切符のエリアは100 km未満です。（西は倉吉駅、東は浜坂駅、南は智頭駅までとなります。）
- ・購入時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示する必要があります。（ただし、J R西日本は2025年3月31日までは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は対象外）

※2025年4月1日からJ R西日本でも精神障害者割引制度を導入し、割引の乗車券を発売します。

対象者は各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの）をお持ちの方。

今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です。

精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の記載がない場合、精神障害者割引の乗車券類の発売は出来ません。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた自治体にお問い合わせください。

【窓口】 JR各駅、智頭急行各駅、若桜鉄道各駅

智頭急行 ☎ 0858-75-2595

<http://www.chizukyu.co.jp/>

JR西日本 <http://www.westjr.co.jp/>

若桜鉄道 ☎ 0858-82-0919

<https://wakatetsu.co.jp>

※詳細については、窓口にお問い合わせください。

(4) 航空運賃

ANA、JAL等のほとんどの航空運送事業者については、定期航空路線の国内線全区間で障がい者割引運賃を適用しています。

割引運賃額は各航空会社が設定するため、各航空会社にお問い合わせください。

以下は、県内で国内線の定期航空路線があるANAのホームページ (<https://www.ana.co.jp>) から引用したものです。

※令和6年6月1日付けの情報です。

【ご利用条件】

ご搭乗時の年齢が満3歳以上で、以下の手帳をお持ちの方、および、同一便に搭乗される満12歳以上の介護者の方（お一人様まで）がご利用いただけます。

手帳の種類	必要な項目
- 身体障害者手帳 - 戦傷病者手帳 - 療育手帳 - 精神障害者保健福祉手帳	- 氏名 - 都道府県または指定都市の押印 - 有効期限（精神障害者保健福祉手帳のみ）

※手帳をお持ちのご本人が小児（3歳～11歳）で、他の運賃をご利用の場合でも、介護者の方は当運賃をご利用いただけます。

※手帳をお持ちのご本人が座席を使用しない幼児（2歳以下）の場合は、介護者の方は当運賃をご利用いただけません。

※精神障害者保健福祉手帳の有効期間がご搭乗日当日に満了している場合は、当運賃をご利用いただけません。

【区分について】

区 分	対 象 の お 客 様
第 1 種・第 2 種	○身体障害者手帳をお持ちの方 ○療育手帳をお持ちの方 ○戦傷病者手帳をお持ちの方（ANAウェブサイトでご予約の際には「第1種」を選択してください）
精神障がい者	○精神障害者保健福祉手帳（ご搭乗日当日に有効期間内の手帳に限る）をお持ちの方

航空券の購入および搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「障害者手帳確認登録」済みのANAマイレージクラブカードをご提示ください。ご提示いただけない場合、割引は適用されません。

【ANA便のご利用に関するお問い合わせ】

ANA国内線予約・案内センター ☎ 0570-029-222

（5）バス料金

【対 象 者】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

ご本人について、5割引になります（10円単位に切り上げ）。

- 同行の介護者の方。

原則として、「バス介護」の表示のある身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の同行の介護者（1名まで）については、5割引になります（10円単位に切り上げ）。

※この他の同行者の方も割引になる場合があります。バス運行会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

【注意事項】

- 降車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示する必要があります。（高速バスの場合は、乗車券購入時及びバス乗車時にも提示してください）。
- 定期観光バス路線及び県内発着の高速バス路線等については、バス運行会社、路線により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

【窓 口】 日ノ丸自動車
日本交通

<http://www.hinomarubus.co.jp/>

<http://www.nihonkotsu.co.jp/>

(6) タクシー^{うんちん}運賃

すべての県内^{けんない}のタクシー会社^{がいしゃ}が割引^{わりびき}を行っています。

【対象者^{たいしょうしゃ}】

- 身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}、療育手帳^{りょういく てちょう}をお持ち^{も かつ}の方。

手帳^{てちょう}を所持^{しよ}する方が乗車^{かつ}した区間^{じょうかん}について、運賃^{うんちん}がメーター表示額^{ひょうじがく}の10%引き^びとなります。

【注意事項^{ちゅういじこう}】 乗車時^{じょうしゃ}に身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}、療育手帳^{りょういく てちょう}を提示^{ていじ}する必要があります。

【窓口^{まどぐち}】 県内各タクシー会社^{けんないかく がいしゃ}

(7) 有料道路^{ゆうりょうどうろ}の通行料金^{つうこうりょうきん}

通勤^{つうきん}、通学^{つうがく}、通院等^{つういんとう}の日常生活^{にちじょうせいかつ}において有料道路^{ゆうりょうどうろ}を利用^{りよう}する場合に、通行料金^{つうこうりょうきん}が通常料^{つうじょうりょう}金の約5割引^{きん やく かりびき}になります。

【対象者^{たいしょうしゃ}】

- ご本人^{ほんにん}が運転^{うんてん}する場合^{ばあい}。
身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}の交付^{かうふ}を受けているすべての方^{かた}が対象^{たいしょう}。
- 介護者^{かいごしゃ}が運転^{うんてん}し、ご本人^{ほんにん}が乗車^{かつ}する場合^{ばあい}。
第1種^{だいしゅ}の身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}、A判定^{えーはんてい}の療育手帳^{りょういく てちょう}をお持ち^{も かつ}の方^{かた}が対象^{たいしょう}。

【注意事項^{ちゅういじこう}】

- 事前に^{じぜん}下記窓口^{か きまどぐち}で、登録^{とうろく}及び身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}、療育手帳^{りょういく てちょう}、有効期限^{ゆうこうきげん}など割引^{わりびき}に関する諸事項^{しよ じこう}の記載^{きさい}を受けてください。
- 料金所^{りょうきんしよ}で身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}、療育手帳^{りょういく てちょう}を提示^{ていじ}してください。
- 営業用^{えいぎょうよう}の自動車^{じどうしゃ}及びトラック類^{らくく}などは対象^{たいしょう}となりません。詳しくは、割引登録時^{わりびきとうろく じ}のご案内^{あん}冊子^{ないさつ し}をご覧ください。

【窓口^{まどぐち}】 市町村担当課^{しちょうそんたんとう か}

※有料道路^{ゆうりょうどうろ}のご利用^{りよう}についてのお問い合わせは、NEXCO 西日本^{と あ} お客さまセンター^{ねくすこにしにほん きゃく}

☎ 0120-924-863

フリーダイヤルがご利用できない場合は ☎ 06-6876-9031

(8) NHK放送受信料の免除

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

免除申請書をNHKに提出していただきNHKが受理した月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。

詳しい免除の対象や申請方法については、NHKにお問い合わせください。

【対象者】

【全額免除】

〇公的扶助受給者

〇市町村民税非課税の障がい者

（「身体障害者手帳」「療育手帳（または判定書）」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合）

〇社会福祉事業施設入所者

【半額免除】以下のいずれかにあてはまる方が世帯主で、かつ受信契約者である場合

〇視覚・聴覚障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）

〇重度の障がい者

身体障害者手帳＜1・2級＞
療育手帳（または判定書）＜最重度・重度＞
精神障害者保健福祉手帳（1級）

〇重度の戦傷病者

【注意事項】 免除については、市町村長の証明が必要です。

【申請手続き】

①申請書に必要事項を記入してください。

〇申請書はNHKまたは自治体の窓口にあります。

〇受信契約がお済みでない方は受信契約もあわせてお申し込みください。

②自治体に申請書を提出し、免除事由の証明（確認）を受けてください。

〇半額免除申請・市町村民税非課税の障がい者での申請についてはNHKへ直接申請もできます。詳細はNHKまでお問い合わせください。

③証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

④半額免除の申請手続きは、マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルの利用登録

されている方は、インターネットでのお手続きもご利用いただけます。（一部の半額免除事由を除く）

⑤NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「免除受理通知書」をお届けします。

【窓 口】 NHK鳥取放送局

☎ 0857-29-9210 FAX 0857-29-9219

【お問合せ】 NHKふれあいセンター

☎ 0120-151515（放送受信契約のお申し込みや転居のご連絡）

受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

☎ 0570-077077（放送受信料についてのお問い合わせ）

受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

障がい者専用・受信料に関するお問い合わせフォーム

※障がいがあり、お電話での連絡が困難なお客様からの問い合わせを

「FAX」と「インターネット」からお受けしています。

FAX 045-522-3044 インターネット QR コード



（9）NTT番号案内（ふれあい案内）

目や上肢等が不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象にNTT西日本へ登録いただきますと、無料で電話番号をご案内させていただくサービスです。

【対象者】

- 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するお客さま

	身体障がい者等級による級別	備 考
視覚障がい	1 ～ 6 級	
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1 、 2 級	
聴覚障がい	2 級、3 級、4 級、6 級 （1 級、5 級はなし）	2020年10月1日 登録・提供開始
音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の障がい	3 級、4 級 （1 級、2 級はなし）	2020年10月1日 登録・提供開始

- 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するお客さま

	おんきゅうほう べつひょう 恩給法（別表）による区分	び 考 備 考
しかくしょう 視覚障がい	とくべつこうしょう だい 特別項症～第6項症	
したいふ じゆう じょうし 肢体不自由（上肢）	とくべつこうしょう だい 特別項症～第2項症	
ちやうかくしょう 聴覚障がい	だい 第2項症、第4項症	2020年10月1日 登録・提供開始
おんせい き のう げん ご き のう 音声機能、言語機能 また 又はそしゃく機能の障がい	だい 第1項症、第2項症 だい 第4項症	2020年10月1日 登録・提供開始

- 療育手帳（愛護手帳、愛の手帳、みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの方。
- 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

【本サービスに関するお問い合わせ先】 ふれあい案内事務局

☎ 0120-104-174（全国共通） 携帯電話、P H Sからもつながります。（電話のみ）

FAX 0120-104-134（全国共通）

※1 受付時間は、午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）となります。

※2 ホームページからも、「ふれあい案内」のご登録・ご利用方法についてご覧いただけます。

西日本エリア：<https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/service/>

東日本エリア：<https://web116.jp/phone/numguide/>

(10) 郵便料金割引

「低料第三種郵便物」

心身障がい者団体が発行する定期刊行物を低料金で郵送することができます。

【注意事項】

日本郵便株式会社が認可したものに限り、差出承認を受けた事業所で差出せます。
詳しい認可条件はHPをご参照ください。

https://www.post.japanpost.jp/service/standard/three_four/syounin.html

「点字郵便物・点字ゆうパック」の減免

点字のみの郵便物または特定録音物等郵便物（第四種郵便物）

→ 3 kgまでは、無料

第四種郵便物で送付できない大型の点字ゆうパック

→ 一般のゆうパックよりも低料金で送ることができます。点字ゆうパックとするもののサイズ（長さ、幅及び厚さの合計）により料金が異なりますので、お近くの郵便局にお問い合わせください。

【注意事項】

特定録音物等郵便物については、日本郵便株式会社の指定を受けた施設から発送（返送）されるものに限りま。

「心身障害者用ゆうメール及び聴覚障害者用ゆうパック」の減額

○心身障害者用ゆうメール

→ 障害者用冊子及び聴覚障害者用のビデオテープ（3 kgまで）を通常のゆうメールよりも低料金で郵送することができます。

○聴覚障害者用ゆうパック

→ 一般のゆうパックよりも低料金で送ることができます。聴覚障害者用ゆうパックとするもののサイズ（長さ、幅及び厚さの合計）により料金が異なりますので、お近くの郵便局にお問い合わせください。

【注意事項】

図書館等の指定された施設から発送または返送するものに限りま。

【窓 口】 各郵便局 <https://www.post.japanpost.jp/index.html>

(11) 携帯電話料金割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患登録者証をお持ちの方は、月々の基本使用料、各種サービスの月額使用料が割引となる場合があります。サービスの内容は会社によって違うことがありますので、各社窓口にお問い合わせください。

(12) けんりつ し ちようりつ し せつ り ようりょう げんめん 県立・市・町立施設の利用料の減免

しんたいしやうがいしや て ちよう りよういく て ちようおよ せいしんしやうがいしや ほ けんふく し て ちよう も かた かい ごしや
身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、その介護者の
り ようりょう げんめん
利用料が減免になります。

けんりつ し せつ 県立施設

	たい しょう し せつ 対 象 施 設	でん わ ばん ごう 電 話 番 号	ふあつくす ばん ごう FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	けんりつしやう しやたいいく 県立障がい者体育センター	0857-32-5011	0857-28-5161
	けんりつとっとりさんきやうたいいくかん 県立鳥取産業体育館	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-24-2815	
	けんえいとっとりおくない 県営鳥取屋内プール	0857-27-6882	0857-24-2815
	ヤマタスポーツパーク けんりつ ふ せ そうこううんどうこうえん (県立布勢総合運動公園)	0857-28-7221	0857-28-1399
	とっとり 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア	0857-50-1091	0857-50-1092
	けんりつくらよしたいいくぶん か かいかん 県立倉吉体育文化会館	0858-26-4441	0858-26-4447
	とうこう こ は わいりんかいこうえん 東郷湖羽羽臨海公園	0858-32-2189	0858-32-2231
	けんりつよな こ さんきやうたいいくかん 県立米子産業体育館	0859-35-0611	0859-35-0647
	けんえいりがしますいせいじやう 県営東山水泳場	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0859-34-0126	
ふん か し せつ 文 化 施 設	けんりつとっとりさんきやうたいいくぶん か かいかん とりぎん文化会館 (県民文化会館)	0857-21-8700	0857-21-8705
	わらべかん 館	0857-22-7070	0857-22-3030
	アイエム電子鳥取砂丘こどものくに けんりつとっとりさんきやう くに (県立鳥取砂丘こどもの国)	0857-24-2811	0857-24-2812
	けんりつはくぶつかん 県立博物館	0857-26-8042	0857-26-8041
	けんりつふく し じんざいけんしやう 県立福祉人材研修センター	0857-59-6330	0857-59-6360
	あお や し せきこうえん 青谷かみじち史跡公園	0857-32-8415	0857-30-5020
	のうぎやうだいがっこう 農業大学校	0858-45-2411	0858-45-2412
	みらいちやうしん くらよし みらいちやうしん エースパック未来中心 (倉吉未来中心)	0858-23-5390	0858-47-0255
	よな こ 米子コンベンションセンター	0859-35-8111	0859-39-0700
かん こう し せつ 観 光 施 設	エースパックなしっこかん (鳥取二十世紀梨記念館)	0858-23-1174	0858-47-1174
	えんちやうえん 燕趙園	0858-32-2180	0858-32-2185
	はなかいろう とっとり花回廊	0859-48-3030	0859-48-3040
	ゆめ 夢みなとタワー	0859-47-3800	0859-47-3806

	たい しょう し せつ 対 象 施 設	でん わ ばん ごう 電 話 番 号	ふあつくす ばん ごう FAX 番 号
かし かん し せつ 貸 館 施 設	けんりつしょうがいがくしゅう けんみん かいかん 県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）	0857-21-2266	0857-21-2267
	のうそんそうごうけんしゅうじょ 農村総合研修所	0858-22-8228	0858-22-8229
	とっとりけんえいせいいかんきょうけんきゅうしよ 鳥取県衛生環境研究所	0858-35-5411	0858-35-5413
し ぜんたいけん し せつ 自然体験施設	けんりつせんじょうさんしやうねん し ぜん いえ 県立船上山少年自然の家	0858-55-7111	0858-55-7119
	けんりつだいせんせいねん いえ 県立大山青年の家	0859-53-8030	0859-53-8265

ちゅう い し こう
【注意事項】

- ・ 利用料の減免基準については、直接、各施設へお問い合わせください。
- ・ 特定医療費（指定難病）医療受給者証をお持ちの方、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方及び障がい児については、身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けていなくても、減免対象となる場合があります。

まど ぐち かく し せつ
【窓 口】 各施設

し ちょうりつ し せつ
市・町立施設

	たい 対	しょう 象	し 施	せつ 設	でん 電	わ 話	ばん 番	ごう 号	ふあつくす FAX	ばん 番	ごう 号	
たい い く し せつ 体 育 施 設	あお 青	や 谷	ちやうたいいくかん 町体育館		でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 ふあつくす FAX0857-85-2359							
	あお 青	や 谷	ちやうのうりんぎよきょうしや 町農林漁業者トレーニングセンター									
	あお 青	や 谷	ちやう 町グラウンド	（や きやうじやう 野球場・テニスコート）	0857-85-2359							
	あお 青	や 谷	ちやうのうそんひろ 町農村広場									
	かなざわ 金沢		じやう テニス場		0857-28-5090				0857-28-5081			
	かわはらちやうきんろうしやたいいくかん 河原町勤労者体育館					0858-85-0666				0858-85-2266		
	かわはらちやうそうごうたいいくかん 河原町総合体育館					0858-85-2313						
	かわはら 河原	し 市民	みる プール		0858-76-3111							
	かわはらちやうそうごうらんどじやう 河原町総合運動場	（や きやうじやうほか 野球場他）					0857-53-6565					
	ア A	ク x	シ i	ス s	バードスタジアム							
	せんだいがわくら 千代川倉田	た スポーツ広場	（さ ひろ occer場・	じやう や きやうじやう 野球場）								
	け 気高	たかちやうのうぎやうしや 町農業者トレーニングセンター					0857-82-3434					
	け 気高	たかちやうらんどひろ 町運動広場	（や きやうじやう 野球場）									
	け 気高	たかちやうたつ 町龍見台	み テニスコート									
	け 気高	たかちやう 町B & G	ひー 海洋センター	かいよう プール								
	け 気高	たかちやうきんろうしやたいいく 町勤労者体育センター					でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 ふあつくす FAX0857-82-3434					
	あ 安蔵	ぞう 公園	こうえん テニスコート					でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 ふあつくす FAX0857-56-0024				

	対 象 施 設	電 話 番 号	FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	こく ふ ちやうのうそんきんろうふく し 国府町農村勤労福祉センタープール	0857-24-1642	0857-24-0692
	さ じ ちやう た もくてきうんどうひろ ば や きやうじやう 佐治町多目的運動広場（野球場・テニスコート）	0858-89-1717	
	さ じ ちやう びー あんど じー かいよう 佐治町 B & G 海洋センター（プール・体育館）		
	しか の ちやうのうぎやうしや 鹿野町農業者トレーニングセンター	0857-84-2131	
	しか の ちやううんどうひろ ば や きやうじやう 鹿野町運動広場（野球場）		
	しか の ちやう びー あんど じー かいよう 鹿野町 B & G 海洋センタープール		
	とっとり し しょうがいしゃふく し かいかん 鳥取市障害者福祉センター（さわやか会館）	0857-27-3338	0857-37-0112
	とっとり し こうれいしゃふく し たいいくかん 鳥取市高齢者福祉センター（体育館）	0857-29-5252	0857-23-6907
	せんだい じやう 千代テニスコート	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-26-8038	
	じやうほく じやう 城北テニスコート		
	とっとり し ぶ どうかん 鳥取市武道館		
	ふく べ ちやう 福部町ほっとスイミングプール	0857-74-3712	0857-74-3790
	とっとり し きやうどうじやう 鳥取市弓道場	0857-30-7100	0857-30-7101
	とっとり し びー あんど じー かいよう たいいくかん ぶ どうかん 鳥取市 B & G 海洋センター体育館・武道館・プール	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-28-5259	
	もちがせちやううんどうこうえん や きやうじやうほか 用瀬町運動公園（野球場他）	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0858-87-3332	
	とっとり し みんたいいくかん 鳥取市民体育館エネトピアアリーナ	0857-54-5222	
	とっとり し えい み ほ きやうじやう 鳥取市営美保球場	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-26-0888	
	ち よ み ひろ ば や きやうじやう 千代水スポーツ広場（野球場）		
	つ の い ひろ ば や きやうじやう 津ノ井スポーツ広場（野球場）		
	し みん ひろ ば や きやうじやう 市民スポーツ広場（野球場）	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-26-0888	
	いはら じやう 井原テニスコート		
	ひがしとみやす じやう 東富安テニスコート		
	つ の い じやう 津ノ井ニュータウンテニスコート	0857-30-2231	0857-30-2232
	つ の い や きやうじやう 津ノ井ニュータウン野球場		
	とっとり し わか ば だい 鳥取市若葉台スポーツセンター		
	はつとうがわみず べ か せんこうえん 八東川水辺プラザ河川公園	0858-76-0206	0858-76-0217
	はつとう ほ けん だんじよきやうどうさんかく おんすい 八東保健センター（男女共同参画センター温水プール）	0858-84-2361	0858-84-2362
	わかさ おんすい わかさ温水プール	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0858-82-2306	
	わか さ ちやうはちまんひろ ば はちまん 若桜町八幡広場（八幡グラウンド・ゴルフコース）	0858-82-2213	0858-82-1045
	くらよし たいいくかん 倉吉スポーツセンター（体育館）	0858-22-5674	0858-22-5684
	くらよし し えいしやげきじやう 倉吉市営射撃場		

	たい しょう し せつ 対 象 施 設	でん わ ばん ごう 電 話 番 号	ふあつくす ばん ごう FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	くらよし し えいたいいく 倉吉市営体育センター	0858-22-5674	0858-22-5684
	くらよし し えい ぶ どうかん 倉吉市営武道館		
	くらよし し せきがねのうりんぎよぎょうしゃとうけんこうぞうしん し せつ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設		
	くらよし し えいりくじょうきょう ぎ じょう 倉吉市営陸上競技場		
	くらよし し えい や きゅうじょう 倉吉市営野球場		
	くらよし し えいていきゅうじょう 倉吉市営庭球場		
	くらよし し えいせきがね じょう 倉吉市営関金ラグビー場		
	くらよし し えいせきがね じょう 倉吉市営関金テニス場		
	くらよし し えいせきがね や きゅうじょう 倉吉市営関金野球場		
	くらよし し えいせきがね や ね つき た もくてきひろ ば 倉吉市営関金屋根付多目的広場		
	くらよし し せきがねびーあんどじーかいよう 倉吉市関金 B & G 海洋センター	0858-28-6322	0858-22-5684
	くらよし し えいおんすい 倉吉市営温水プール	0858-47-1186	0858-47-1187
	ことうらちょうのうきょうしゃ 琴浦町農業者トレーニングセンター	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0858-55-2707	
	ことうらちょうあかさきそうごうらんどこうえん 琴浦町赤碕総合運動公園		
	ことうらちょうとうはくそうごうこうえん ことうらちょうそうごうたいいくかん 琴浦町東伯総合公園（琴浦町総合体育館）	0858-52-2047	0858-52-2037
	ほくえいちょうほうじょう た もくてきひろ ば 北栄町北条多目的広場	0858-36-3111	0858-36-4595
	ほくえいちょうびーあんどじーかいよう 北栄町 B & G 海洋センター	0858-36-4331	0858-36-4977
	ほくえいちょうほうじょうたいいくかん 北栄町北条体育館		
	ほくえいちょうだいえいたいいくかん 北栄町大栄体育館		
	ほくえいちょうほうじょう かいかん 北栄町北条ふれあい会館		
	ほくえいちょうだいえい かいかん 北栄町大栄ふれあい会館		
	ほくえいちょうほうじょう や きゅうじょう 北栄町北条野球場		
	ほくえいちょうだいえい や きゅうじょう 北栄町大栄野球場		
	ほくえいちょうほうじょうらんどじょう 北栄町北条運動場		
	ほくえいちょうだいえいらんどじょう 北栄町大栄運動場		
	とうごうらんどこうえん 東郷運動公園	0858-32-2840	0858-32-2850
	はわい トレーニングセンター	0858-35-5368	0858-35-5387
	どまりたいいくかん 泊体育館		
	ほくめいたいいくかん 北溟体育館		
	とうごうたいいくかん 東郷体育館		
	は わい や きゅうじょう 羽合野球場		

	対 象 施 設	電 話 番 号	FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	とまり ひろ ば や きゅうじょう じょう す もうじょう 泊スポーツ広場（野球場・テニス場・相撲場）	0858-35-5368	0858-35-5387
	は わいにし たいいく かん 羽合西コミュニティ（体育館）	0858-35-5368	0858-35-5387
	ゆ り はま かん 湯梨浜みんなのげんき館	0858-34-3011	0858-34-3229
	よな ご 米子サン・アビリティーズ（※）	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0859-23-0699	
	よな ご し かい け し みん こじん り よう げんめん 米子市皆生市民プール（個人利用のみ減免）	0859-34-6750	0859-34-0250
	よな ご きょう どうじょう こじん り よう げんめん どらドラパーク米子弓道場（個人利用のみ減免）	0859-22-8802	0859-22-9594
	よな ご し えい ぶ どうかん こじん し よう げんめん 米子市宮武道館（個人使用のみ減免）	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0859-33-2861	
	さかいみなと し みんたいいく かん こじん り よう げんめん 境港市民体育館（個人利用のみ減免）	0859-42-6770	0859-42-6775
	さかいみなと し みんおんすい 境港市民温水プール	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0859-44-5885	
	そうごうふく し 総合福祉センターしあわせ	0859-66-5400	0859-66-2901
ぶん か し せつ 文 化 施 設	きょう ど かん あおや郷土館	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-85-2351	
	ばい り あん や かたふね きょうけい 梅鯉庵・屋形舟（休憩のみ）	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-20-1476	
	とっとり し れき し はくぶつかん かん 鳥取市歴史博物館（やまびこ館）	0857-23-2140	0857-23-2149
	とっとり し みんかい かん 鳥取市民会館	0857-24-9411	0857-24-9412
	ぎょうとくえん きょうけい 行徳苑（休憩のみ）	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-21-0158	
	いな ば まんようれき し かん 因幡万葉歴史館	0857-26-1780	0857-26-1781
	わらべ かん わらべ館	0857-22-7070	0857-22-3030
	いわ み ちょうりつちょうみん さと 岩美町立町民いこいの里	0857-73-1416	0857-73-1524
	いしたに け じゅうたく 石谷家住宅	0858-75-3500	0858-75-3533
	ほう き さと 伯耆しあわせの郷	0858-26-5581	0858-26-5633
	くらよしこうりゅう 倉吉交流プラザ	0858-47-1181	0858-47-1180
	くらよしはくぶつかん 倉吉博物館	0858-22-4409	0858-22-4415
	あおやまこうしょう かん 青山剛昌ふるさと館	0858-37-5389	0858-37-6475
	よな ご し びじゅつかん 米子市美術館	0859-34-2424	0859-33-0679
	よな ご し りつさんいんれき し かん 米子市立山陰歴史館	0859-22-7161	0859-22-7160
	よな ご し じ どうぶん か 米子市児童文化センター（プラネタリウム）	0859-34-5455	0859-31-1060
	よな ご みずとりこうえん 米子水鳥公園ネイチャーセンター	0859-24-6139	0859-24-6140
	うみ し りょうかん さかいみなと し 海とくらしの史料館（境港市）	0859-44-2000	0859-44-2009
	みず き き ねんかん 水木しげる記念館	0859-42-2171	0859-42-2172
	にちなんちょう び じゅつかん 日南町美術館	0859-77-1113	0859-77-1115

	たい しょう し せつ 対 象 施 設	でん わ ばん ごう 電 話 番 号	ふあつくす ばん ごう FAX 番 号
かん こう し せつ 観 光 施 設	かわはらちよう しろうやまてんぼうだい かわはらじよう 河原町お城山展望台 (河原城)	0858-85-0046	0858-85-1946
	さじアストロパーク	0858-89-1011	0858-88-0103
	とっとり さ きゅうすな び じゅつかん 鳥取砂丘砂の美術館	0857-20-2231	0857-20-2232
	なが やかた 流しびなの館	0858-87-3222	0858-87-3169
	いわ み ちようかい ご よ ぼうきよてん し せつ おんせん 岩美町介護予防拠点施設たきさん温泉	0857-72-8337	
	えすえるはくぶつかん やずミニSL博物館	0858-71-0032	0858-71-0432
	か じ や おんせん 鍛冶屋温泉	0858-84-2210	0858-84-2227
	わか さ おんせん 若桜砂はら温泉「ふれあいの湯」	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0858-82-1177	
	ほくえいちよう だいえい 北栄町レークサイド大栄	0858-57-2323	0858-57-2344
	ほくえいちよう だい ぼ こうえん 北栄町お台場公園	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0858-37-4888	
	ハワイゆ〜たうん	0858-35-4919	0858-35-4920
	しおかぜ おか 潮風の丘とまり	0858-34-3217	0858-34-3218
	とうごりゅうほうかく ゆアシス東郷龍鳳閣	0858-32-2622	0858-32-2619
	きしもとおんせん 岸本温泉ゆうあいパル	0859-68-5526	0859-68-4659
	うえ だ しょう じ しゃしん び じゅつかん 植田正治写真美術館	0859-39-8000	0859-68-3600



ちゅうい じこう
【注意事項】

- 会議室・研修室等の利用料は減免対象とはなりません。
- 「団体利用」を前提とした施設（体育館・スポーツ広場等）については、各施設にお問い合わせください。
- 映画・演劇等の鑑賞料金等は免除対象となりません。
- 「米子市美術館」「米子市立山陰歴史館」「米子市福市考古資料館」における「特別展示」については、全額免除とならない場合があります。

※「米子サン・アビリティーズ」は、障がいのある方が優先的にご利用いただける教養文化体育施設で、障がいのある方並びにその介護者及び同伴者が無料でご利用できます。

※県内公共的施設を中心としたバリアフリー施設情報は、下記「とっとりUDマップ」により簡単にお調べいただけます。

閲覧方法は、下記の2つの方法があります。

① QRコード（スマートフォン）

- 右のQRコードからLINE登録（お友達登録）

⇒トーク画面中の「とっとりUDマップ」をクリックするとマップの検索画面が開きます。

②インターネット検索（スマートフォン又はパソコン）

- インターネット検索画面で「とっとりUDマップ」と入力

⇒マップの検索画面にアクセス出来ます。

（ホームページ <https://tottori-udmap.elg-front.jp/udmap/>）

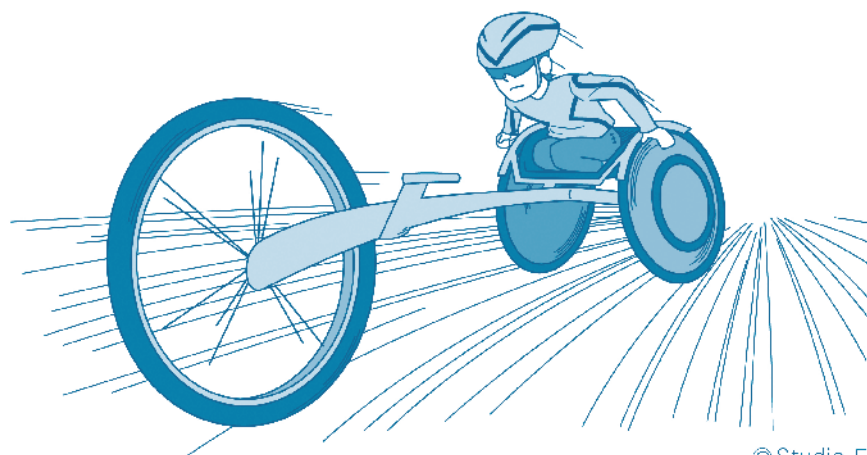


とっとりUDマップ
公式LINE

まど ぐち
【窓 口】

市町村福祉担当課
各施設

※連絡先は、p167～p168をご覧ください。



© Studio E

10 しゅうぎよう し えん かん 就業支援に関すること

★障がいのある方の就業について、相談・支援を行います。

とっとりこうきょうしよくぎょうあんていしよ とっとり 鳥取公共職業安定所（ハローワーク鳥取） ☎ 0857-23-2021 FAX 0857-22-6906
 くらよしこうきょうしよくぎょうあんていしよ くらよし 倉吉公共職業安定所（ハローワーク倉吉） ☎ 0858-23-8609 FAX 0858-22-6494
 よなごこうきょうしよくぎょうあんていしよ よなご 米子公共職業安定所（ハローワーク米子） ☎ 0859-33-3911 FAX 0859-33-3959
 よなごこうきょうしよくぎょうあんていしよ ね う しゅつちようしよ 米子公共職業安定所根雨出張所（ハローワーク根雨）

☎ 0859-72-0065 FAX 0859-72-1371

とっとりけんりつとっとり とっとり 鳥取県立鳥取ハローワーク ☎ 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
 とっとりけんりつとっとり とっとり 鳥取県立倉吉ハローワーク ☎ 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
 とっとりけんりつよなご とっとり 鳥取県立米子ハローワーク ☎ 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
 とっとりけんりつさいみんと とっとり 鳥取県立境港ハローワーク ☎ 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

★障がいのある方の職業訓練を行っています。

とっとりけんりつさんぎょうじんざいいくせい くらよしこう 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 ☎ 0858-26-2247 FAX 0858-26-2248

★障がいのある方の職業、雇用に関する相談・支援を行っています。

◎障がいのある方に対して

- ・職業相談・職業評価：就職活動や職業生活に関する相談を実施するほか、就職や職場適応に向けた個別の支援計画を策定します。
- ・職業準備支援：一定期間の通所を通じて職業生活に向けた準備を支援します。

◎事業主に対して

- ・障がい者の採用計画、雇用管理、職場定着等に関する相談・支援を行います。

◎障がいのある方及び事業主双方に対して

- ・ジョブコーチ支援事業：ジョブコーチが職場を訪問して支援を行います。
- ・リワーク支援：うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行います。

とっとりしょうがいしやくぎょう とっとり 鳥取障害者職業センター ☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

★障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。福祉施設や事業所等における基礎訓練や職業準備訓練の紹介をしています。

事業主に対する雇用管理に関する助言や就職後の職場定着支援も行っています。

障害者就業・生活支援センターしらほま

鳥取市伏野 2259-17

☎ 0857-59-6060

FAX 0857-59-2022

障害者就業・生活支援センターくらよし

倉吉市住吉町 37-1

☎ 0858-23-8448

FAX 0858-23-8456

障害者就業・生活支援センターしゅーと

米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所 第 5 ビル 1 階

☎ 0859-37-2140

FAX 0859-37-2140

★就労継続支援事業所の就労事業に関する相談に応じたり、受注拡大・販路拡大に関する

営業活動を行い、事業所、企業との調整を行っています。

NPO 法人鳥取県障がい者就労事業振興センター

〈本部・米子事務所〉

米子市糺町 1 丁目 160 番地

☎ 0859-31-1015

FAX 0859-31-1035

〈ワークコーポとっとり・鳥取事務所〉

鳥取市商栄町 403-1

☎ 0857-50-1122

FAX 0857-50-0960

(1) 訓練・助成

障がいのある方がより早く仕事に適應できるように様々な訓練を行っています。訓練期間中の手当の支給制度もあります。

職業訓練

就業のために必要な技術・知識を身につけるための職業訓練を実施します。

【対象者】 身体障がいのある方、知的障がいのある方等。

【注意事項】 ハローワークに求職申込していること

【窓口】 産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所（ハローワーク）

※鳥取県立ハローワーク・鳥取県ふるさとハローワーク八頭では受付していません。

くんれん て あて 訓練手当

こうきょうしよくぎょうあんていしやう じゅこう し じ こうきょうしよくぎょうのうりよくかいはつ し せつ おこな しょくぎょうくんれん じゅこうしや
公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練の受講者に
たい ろうどう せ さく そうごうてき すいしんなら ろうどうしや こ よう あんていおよ しょくぎょうせいかつ じゅうじつとう かん
対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関す
る法律に基づく援助措置として、くんれん き かんちゅう くんれん て あて し きゅう
訓練期間中に訓練手当を支給します。

【注意事項】 ちゅう い じ こう こ よう ほ けんほう しつぎょうきゅう ふ とう じゅきゅうしや たいしやう
雇用保険法による失業給付等の受給者は対象になりません。

【窓 ぐち 口】 まど けんさんぎょうじんざい か
県産業人材課

☎ 0857-26-7222 FAX 0857-26-8169

さんぎょうじんざいいくせい くらよしこう こうきょうしよくぎょうあんていしよ
産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所（ハローワーク）

※とっとりけん ふるさとハローワーク八頭・県立ハローワークでは受付していません。

● しょう かた たいしやう とっとりけんしよくいんさいよう し けん せいしよくいん かいけいねん ど にんようしよくいん おこな
障がいのある方を対象とした鳥取県職員採用試験（正職員・会計年度任用職員）を行っています ●

● じゅけん し かくとう ぐわ ちよくせつまどぐち と あ
受験資格等がありますので、詳しくは直接窓口にお問い合わせください。

【対象者】 たい しやう しゃ しんたいしやう かた せいしよくいん かいけいねん ど にんようしよくいん
身体障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

ち てきしやう かた せいしよくいん かいけいねん ど にんようしよくいん
知的障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

せいしんしやう かた せいしよくいん かいけいねん ど にんようしよくいん
精神障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

【窓 ぐち 口】 まど せいしよくいん
正職員

しんたいしやう せいしんしやう かた
身体障がい、精神障がいのある方

けんじん じ い いかい じ む きょく
県人事委員会事務局

☎ 0857-26-7553 ☎ 0857-26-8119

ち てきしやう かた
知的障がいのある方

けんじん じ き かく か
県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

かいけいねん ど にんようしよくいん
会計年度任用職員

けんじん じ き かく か
県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

けんきやういく い いかい じ む きょくきやういく そう む か
県教育委員会事務局教育総務課

☎ 0857-26-7578 FAX 0857-26-8185

ジョブコーチによる支援

障がいのある方が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある方と事業主の双方に支援を行います。（費用は無料です）

【障がい者への支援例】

- 職場のルールやマナーを理解し、行動するための助言
- 仕事に適応する（作業能率を上げる、作業ミスを減らす）ための支援
- 人間関係や職場でのコミュニケーションに関する助言
- 健康管理、生活リズムの構築支援

【事業主への支援例】

- 障がいを適切に理解し配慮するための助言
- 仕事の内容や指導方法についての助言

【窓 口】 東部 鳥取障害者職業センター 鳥取市吉方 189

☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

中部 障がい者職場定着推進センターくらよし 倉吉市住吉町 37-1

☎ 0858-23-8448 FAX 0858-23-8456

西部 障がい者職場定着推進センターあしすと
米子市道笑町 2 丁目 126 桑本ビル 1 F
☎ 0859-34-6568 FAX 0859-34-6568

障害者トライアル雇用

ハローワーク等の紹介により、障がいのある方を事業所に一定期間（原則 3 か月（テレワークを行う場合は最大 6 か月）、精神障がい者は最大 12 か月）試行雇用し、早期就職を図ります。

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク）

※国の制度ですが、県立ハローワークでも取扱い、相談可能です。

障害者短時間トライアル雇用

すぐに週 20 時間以上働くことが難しい精神障がいのある方、発達障がいのある方を、事業所に 3 か月から 12 か月以内の期間で、試行雇用（週所定労働時間は週 10 時間以上 20 時間未満）し、期間内に週所定労働時間 20 時間以上を目指します。

【対象者】 精神障がい及び発達障がいのある方。

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク）

※国の制度ですが、県立ハローワークでも取扱い、相談可能です。

職場実習

一般の事業所へ就職を希望する障がいのある方に対して、実際に事業所で実習をしています。ただき、就職へ必要な訓練を行います。

【対象者】 障害者就業・生活支援センターに登録している障がいのある方、障がい者福祉施設等を利用している方、特別支援学校の生徒。

【窓口】 障害者就業・生活支援センター、障がい者福祉施設、特別支援学校

リワーク支援（職場復帰支援）

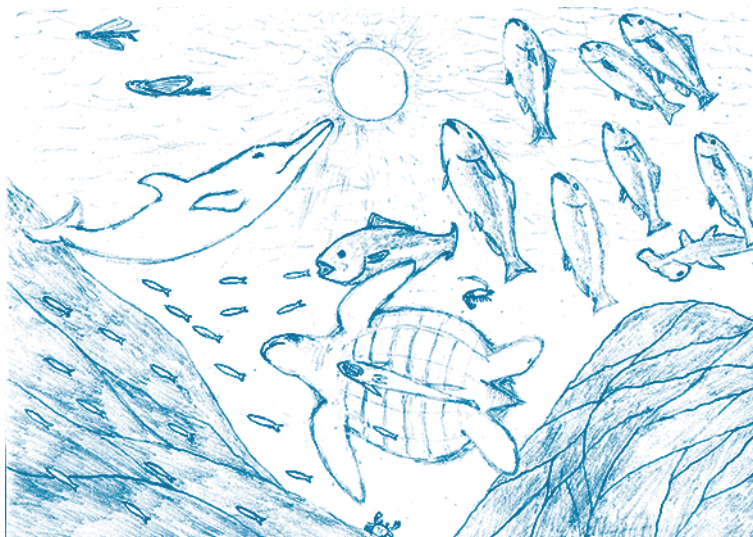
うつ病等の精神疾患で休職している方、休職している従業員の職場復帰を考えている事業主に対し、主治医と連携し、職場復帰に向けた調整やウォーミングアップ支援を行います。

【窓口】 鳥取障害者職業センター

職業準備支援

職業センター内での作業支援や各種講座を通じて、職場の基本的ルールや作業遂行力、職場でのコミュニケーション、職業に関する知識などを身につけるための支援を行います。

【窓口】 鳥取障害者職業センター



(2) 工賃（賃金）の支払いについて

就労の訓練を行う事業所（施設）では、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃（賃金）として支払われます。

平均工賃月額推移

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
15,292 円	16,686 円	17,090 円	17,179 円	16,810 円	17,169 円
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18,312 円	19,511 円	19,481 円	19,203 円	19,797 円	20,378 円

※直近の工賃の詳細については県のホームページで公表しています。

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/316466.htm>

※平成 23 年度以前は就労継続支援 B 型事業所、授産施設、小規模作業所（日中活動型を除く。）の平均

※平成 24 年度以降は就労継続支援 B 型事業所の平均

※あくまでも平均額であり、施設・事業所の利用者すべてにこの額が支給された訳ではありませんので、ご注意ください。



© Studio-E

11 教育に関すること

＜一人一人の教育的ニーズに対応するために＞

(1) 特別支援学校における教育

特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の幼児児童生徒に対して、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われています。

特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科もあります。

※訪問教育

障がいの状態等により通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受ける機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭等に派遣して、指導を行う教育形態をとっている学校もあります。

○県内特別支援学校 一覧

	学 校 名	障がい種別	設 置 学 部	所 在 地	電話番号 FAX番号 ホームページアドレス
県	とっとりもうがっこう 鳥取盲学校	しかくしょう 視覚障がい	しょう ちゅう こう 小・中・高 (専攻科)	〒 680-0151 とっとり し ぐく ふ ちやうみやのした 鳥取市国府町宮下 1265	0857-23-5441 0857-23-5442 https://www.torikyo.ed.jp/torimo-s/
	とっとりろうがっこう 鳥取聾学校	ちやうかくしょう 聴覚障がい	よう しょう 幼・小 中・高	〒 680-0151 とっとり し ぐく ふ ちやうみやのした 鳥取市国府町宮下 1261	0857-23-2031 0857-27-8606 https://www.torikyo.ed.jp/toriro-s/
	とっとりろうがっこう 鳥取聾学校 ひまわり分校	ちやうかくしょう 聴覚障がい	よう しょう ちゅう 幼・小・中	〒 683-0004 よな こ し かみふくぼら ちやう め 米子市上福原 7 丁目 13-1	0859-23-2810 0859-23-2813 https://www.torikyo.ed.jp/himawari-s/
	とっとりようこがっこう 鳥取養護学校	したいふ じ ゆう 肢体不自由 病 弱	しょう ちゅう こう 小・中・高	〒 680-0901 とっとり し え づ 鳥取市江津 260	0857-26-3601 0857-27-3207 https://www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/
立	はくとようこがっこう 白兔養護学校	ち てきしょう 知的障がい	しょう ちゅう こう 小・中・高 (訪 問)	〒 689-0201 とっとり し ふしの 鳥取市伏野 1550-1	0857-59-0585 0857-59-1237 https://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/

	がっこう 学校名	しょうがい しゅべつ 障がい種別	せっち がくぶ 設置学部	しよ ざい ち 所在地	でんわ ばんごう 電話番号 ふあつくずばんごう FAX番号 ホームページアドレス
県けん	くらよしやう ごがっこう 倉吉養護学校	ちてきしょう 知的障がい したいふ じゆう 肢体不自由	しょう ちゅう こう 小・中・高 (ほうもん 訪問)	〒682-0836 くらよし しながさかしんまち 倉吉市長坂新町 1231	0858-28-3500 0858-28-1144 https://www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/
	かいけやう ごがっこう 皆生養護学校	したいふ じゆう 肢体不自由 びやう じやく 病弱	よう しょう 幼・小 ちゅう こう 中・高 (ほうもん 訪問)	〒683-0004 よなご し かみふくぼら ちようめ 米子市上福原 7 丁目 13-4	0859-22-6571 0859-38-3485 https://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/
	よなごやう ごがっこう 米子養護学校	ちてきしょう 知的障がい	しょう ちゅう こう 小・中・高	〒689-3543 よなご し かや 米子市蚊屋 343	0859-27-3411 0859-27-3420 https://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/
立りつ	こと うら こう とう 琴の浦高等 とくべつ し えんがっこう 特別支援学校	ちてきしょう 知的障がい	こう 高	〒689-2501 とうはくぐんことうらちようあかさき 東伯郡琴浦町赤碕 1957-1	0858-55-6477 0858-55-6466 https://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/
国立こくりつ	とっとりだいがく ふぞく 鳥取大学附属 とくべつ し えんがっこう 特別支援学校	ちてきしょう 知的障がい	しょう ちゅう こう 小・中・高 (せんこう か 専攻科)	〒680-0947 とっとり し こやまちようにし ちようめ 鳥取市湖山町西 2 丁目 149	0857-28-6340 0857-28-7078 https://special-main.fuzoku.tottori-u.ac.jp/

(2) とくべつ し えんがっきゅう きょういく 特別支援学級における教育

とくべつ し えんがっきゅう
特別支援学級は……

しょう ちゅうがっこう ぎ む きょういくがっこう じ どうせい と しょう じょうたいとう そく し どう おこな
小・中学校、義務教育学校において、児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行う
ために、特別に編成された少人数の学級です。特別支援学級に在籍する児童生徒に対し
て、児童生徒の実態に応じた特別な教育課程を編成して教育を行っています。

びやうじやく いんない がっきゅう
※病弱(院内)学級

しつかんとう いりよう し せつ にゅういん じ どうせい と にゅういん き かんちゅう ひよう き じょうたい おう
疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応
じ、退院後の学校生活に適応できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る
指導を行っています。

いんないがっきゅう がっこう
○院内学級のある学校

とう 東 ぶ 部	ちゅう 中 ぶ 部	せい 西 ぶ 部
とっとり し りつびやういんない 鳥取市立病院内 とっとり し りつ み ほ みなしやうがっこう 鳥取市立美保南小学校 とっとり し りつみなみやうがっこう 鳥取市立南中学校	けんりつこうせいびやういんない 県立厚生病院内 くらよし し りつうわなだしやうがっこう 倉吉市立上灘小学校 くらよし し りつひがしやうがっこう 倉吉市立東中学校	とっとりだいがく い がく ぶ ふぞくびやういんない 鳥取大学医学部附属病院内 よなご し りつしゅうしやうがっこう 米子市立就将小学校 よなご し りつみなとやまちやうがっこう 米子市立湊山中学校

とうぶちく しやうがっこう きむきやういっくがっこう
【東部地区 小学校・義務教育学校】

し 市 町 村 名	が っ 学 校 名	せつ 設		ち 置		とく 特		べつ 別		し 支		えん 援		が っ 学		き 級	
		ち 知	てき 的	したいふ 肢体不自由	びやう 病	じやく 弱	じやく 弱	し 視	なん 難	ちやう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉・情緒				
と っ 鳥 と り 取 し 市	きやう 久	しやう 松	○													○	
	じゆん 醇	ふう 風	○	○												○	
	せん 遷	きやう 喬	○													○	
	しやう 修	りつ 立	○	○												○	
	にっ 日	しん 進	○													○	
	ふ 富	そう 桑	○													○	
	いな 稲	ば 葉	○													○	
	じやう 城	ほく 北	○													○	
	み 美	ほ 保	○	○												○	
	か 賀	る 露	○													○	
	めい 明	とく 徳	○													○	
	くら 倉	た 田	○													○	
	おも 面	かげ 影	○							○						○	
	こう 江	ざん 山	がく 学	えん 園	○											○	
	たい 大	しやう 正	○			○										○	
	とう 東	ごう 郷															
	めい 明	じ 治														○	
	せい 世	き 紀	○					○								○	
	こ 湖	やま 山	○													○	
	こ 湖	なん 南	がく 学	えん 園												○	
	すえ 末	つね 恒	○													○	
	よね 米	さと 里	○													○	
	つ 津	の 井	○													○	
	はま 浜	さか 坂	○			○										○	
	いわ 岩	くら 倉	○													○	
	み 美	ほ 保	みなみ 南	○												○	
	こ 湖	やま 山	にし 西	○												○	
	なか 中	の 郷	ごう 郷	○												○	
	わか 若	ば 葉	だい 台	○												○	
	みや 宮	の 下	した 下	○												○	
	こく 国	ふ 府	ひがし 東	○												○	
	ふくべ 福部	みらいがく 未来学	えん 園	○							○					○	
	かわ 河	はら 原	だい 第	いち 一	○						○					○	
	さい 西	ごう 郷		○													
	さん 散	き 岐														○	
	もちが 用	せ 瀬														○	
	さ 佐	じ 治		○													

市町村名	がっ 学 校 名	せつ 設		ち 置		とく 特		べつ 別		し 支		えん 援		がっ 学		きょう 級	
		ち 知	てき 的	したいふじゆう 肢体不自由	びょう 病	じやく 弱	じやく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉	じょうちょ 情緒			
とっ 鳥 取 市	ほう 宝	ぎ 木	○													○	
	みず 瑞	ほ 穂														○	
	はま 浜	むら 村	○													○	
	おう 逢	さか 坂															
	しか 鹿	の 野	がく 学	えん 園	○											○	
	あお 青	や 谷	○													○	
いわ 岩 美 町	いわ 岩	み 美	みな 南	○												○	
	いわ 岩	み 美	きた 北	○												○	
	いわ 岩	み 美	にし 西	○												○	
や 八 頭 町	こお 郡	げ 家	ひがし 東	○												○	
	こお 郡	げ 家	にし 西	○								○				○	
	ふな 船		おか 岡	○												○	
	はっ 八		とう 東	○												○	
わか 若	さ 桜	がく 学	えん 園	○												○	
ち 智	づ 頭	ち 智	づ 頭	○												○	

とう ぶ ち く ちゅうがっこう き む きょういкуがっこう
【東部地区 中学校・義務教育学校】

市町村名	学校名	設置		特 別		支 援		学 級				
		知的	肢体不自由	病	弱	弱	視	難	聴	言	語	自閉・情緒
とっとり市	東	○										○
	のぞみ分校											○
	西	○										○
	南	○	○			○						○
	北	○						○				○
	江 山 学 園	○										○
	高 草	○										○
	湖 東	○										○
	湖 南 学 園											○
	桜 ヶ 丘	○										○
	中 ノ 郷	○							○			○
	国 府	○										○
	福部未来学園	○										○
	河 原	○				○						○
	せん 千 代 南	○										○
	け 気 高	○										○
	しか の 鹿 野 学 園	○										○
	あお 青 谷	○										○

し 市 ちょう そん めい 町村名	がっ 学 こう 校 めい 校名	せつ 設 ち 置		とく 特	べつ 別	し 支	えん 援		がっ 学		きょう 級		
		ち 知	てき 的	したいふ 肢 じゆう 体不自由	びょう 病	じゃく 弱	じゃく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉・情 じょうちょ 緒
いわ 岩 み 美 ちょう 町	いわ 岩 み 美	○											○
や 八 ず 頭 ちょう 町	や 八 ず 頭	○		○				○					○
わか 若 さ 桜 ちょう 町	わか 若 さ 桜 がく 学 えん 園	○											
ち 智 づ 頭 ちょう 町	ち 智 づ 頭	○											○

ちゅう ぶ ち く しやうがっこう
【中部地区 小学校】

し 市町村名	がっ 学 こう 校 めい 名	せつ 設 ち 置		とく 特 べつ 別		し 支 えん 援		がっ 学 きょう 級					
		ち 知	てき 的	したいふ 肢体不自由	びょう 病	じゃく 弱	じゃく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉・情緒
くら 倉吉市	さい 西	ごう 郷	○	○									○
	か 河	ほく 北	○		○								○
	めい 明	りん 倫	○										○
	うつ 打	ふき 吹	○										○
	うわ 上	なだ 灘	○										○
	お 小	がも 鴨	○		○								○
	く 久	め 米	○										○
		やしろ 社	○										○
	かみ 上	ほう 北	じょう 条	○	○						○		○
	せき 関	がね 金	○										○
ゆ 湯梨浜町	は 羽	わい 合	○		○		○				○		○
		とまり 泊	○								○		○
	とう 東	ごう 郷	○					○					○
み 三	ささ 朝	ちょう 町	み 三	ささ 朝	○						○		○
ほく 北	えい 栄	ちょう 町	ほう 北	じょう 条	○								○
		だい 大	えい 栄	○		○					○		○
こと 琴浦町	うら 浦	やす 安	○										○
	せい 聖	ごう 郷	○										○
	や 八	ばせ 橋	○		○		○						○
	あか 赤	さき 碕	○										○
	ふな 船	え 上	○										○

ちゅうぶ ちく ちゅうがっこう
【中部地区 中学校】

市町村名	がっ 学 校 名	せつ 設 置		ち 置		とく 特 別		し 支	えん 援		がっ 学 級	
		ち 知	てき 的	したいふ 肢体不自由	びょう 病	じゃく 弱	じゃく 弱		なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語
くらよし 倉吉市	ひがし 東	○			○						○	○
	にし 西	○			○							○
	く 久	○			○							○
	か 河	○			○				○			○
	かも 鴨	○			○					○		○
ゆり 湯梨浜町	ゆり 梨	○		○	○		○				○	○
みささ 三朝町	みさ 三	○			○							○
ほくえい 北栄町	ほう 北	○										○
	だい 大	○		○							○	○
こと 琴浦町	とう 東	○		○	○							○
	あか 赤	○			○							○

せいぶ ちく しょうがっこう きむ きょういっかがっこう
【西部地区 小学校・義務教育学校】

市町村名	がっ 学 校 名	せつ ち とく べつ し えん がっ きょう 設 置 特 別 支 援 学 級											
		ち 知	てき 的	したいふ 肢体不自由	びょう 病	じゃく 弱	じゃく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉・情緒
よなこ 米 子 市	めい 明	どう 道	○										○
	ぎ 義	ほう 方	○			○							○
	けい 啓	じよう 成	○		○			○					○
	しゅう 就	しょう 将	○			○			○				○
	くす 車	も 尾	○			○							○
	ふく 福	いけ 生	ひがし 東	○		○							○
	ふく 福	いけ 生	にし 西	○									○
	ふく 福	よね 米	ひがし 東	○		○		○	○				○
	ふく 福	よね 米	にし 西	○		○							○
	か 加	も 茂	○						○				○
	かわ 河	さき 崎	○										○
	すみ 住	よし 吉	○		○	○							○
	しょう 尚	とく 徳	○										○
	ご 五	せん 千	ごく 石	○									
	ひこ 彦	な 名	○										○
	さき 崎	つ 津	○										○
	おお 大	しの 篠	つ 津	○					○				○
	わ 和	だ 田	○										○
	ゆみ 弓	が ヶ	はま 浜	○		○							○
	なる 成	み 実	○										○
	みの 箕	か 蚊	や 屋	○			○		○				○

市町村名	がっ 学 校 名	せつ 設 ち		とく 特 別	し 支 援	がっ 学 級	きょう 級
		ち 知	てき 的				
よな 米 子 市	はく 伯 仙	○			○		○
	よど 淀 江	○			○		○
さかい 境 港 市	わたり 渡	○					○
	どの 外 江	○					○
	さかい 境	○					○
	あがり 上 道	○					○
	あまり 余 子	○					○
	なか 中 浜	○			○		○
なん 南 部 町	さい 西 伯	○	○				○
	あい 会 見	○					○
	あい 会 見 第 二						
ほう 伯 耆 町	きし 岸 本	○		○			○
	や 八 郷					○	○
	に 二 部	○					
	みぞ 溝 口	○					○
ひ 日 吉 津 村	ひ 日 吉 津	○			○		○
だい 大 山 町	だい 大 山 西	○	○				○
	だい 大 山	○					○
	な 名 和	○					○
	なか 中 山	○					○
にち 日 南 町	にち 日 南						○
ひ 日 野 町	ひ 日 野 学 園						○
こう 江 府 町	おくだいせんこう 奥大山江府学園	○					

せいぶちく ちゅうがっこう きむきょういっくがっこう
【西部地区 中学校・義務教育学校】

市町村名	がっ 学 校 名	せつ 設 ち		とく 特 別	し 支 援	がっ 学 級	きょう 級
		ち 知	てき 的				
よな 米 子 市	ひがし 東 山	○					○
	ふく 福 生	○					○
	いずみ いずみ 分校						○
	ふく 福 米	○		○			○
	みなと 湊 山	○					○
	ご 後 藤 ヶ 丘	○		○			○
	み 美 保	○	○				○
	ゆみ 弓 ヶ 浜	○					○
	しょう 尚 徳	○					○

市町村名 し ちょう そん めい	がっ 学 こう 校	めい 名 名	せつ 設 ち 置			とく 特 べつ 別		し 支 えん 援			がっ 学 げん 言		きょう 級 ご 語	
			ち 知	てき 的	したい ふ じ ゆう 肢体不自由	びょう 病	じゃく 弱	じゃく 弱	し 視	なん 難	ちょう 聴	げん 言	ご 語	じ へい 自閉・情緒
よな 子 市 な こ し	か 加	も 茂	○											○
	よど 淀	え 江	○											○
	みの 箕 か 蚊	や 屋	○			○								○
さかい 境 市 みなと し	だい 第	いち 一	○											○
	だい 第	に 二	○											○
	だい 第	さん 三	○											○
なん 南 町 ぶ 部	ほつ 法 しょう 勝	じ 寺	○											○
	なん 南	ぶ 部	○			○			○					○
ほう 伯 町 き 耆	きし 岸	もと 本	○											○
	みぞ 溝	くち 口	○											
だい 大 町 せん 山	だい 大	せん 山	○			○								○
	な 名	わ 和	○											○
	なか 中	やま 山			○									○
にち 日 町 なん 南	にち 日	なん 南	○											○
ひ 日 町 の 野	ひ 日 の 野	がく 学 園 えん												○
こう 江 府 町 ふ 府	おくだい 奥大山 せんこう 江府	がくえん 学園												



(3) 通級による指導

通級による指導は……

小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて特別な指導を受ける教育形態です。

通級による指導を行う場として「通級指導教室」を設置しています。

○通級指導教室のある学校

とう 東	ぶ 部	ちゅう 中	ぶ 部	せい 西	ぶ 部
とっとり し りつ いな ば やましろがっこう はったつ 鳥取市立稲葉山小学校 (発達)		くらよし し りつ めい りん し りつ がっこう はったつ 倉吉市立明倫小学校 (発達)		よな こ し りつ しょう とく し りつ がっこう はったつ 米子市立尚徳小学校 (発達)	
とっとり し りつ とき けい し りつ がっこう げん こ 鳥取市立久松小学校 (言語)		くらよし し りつ か へく し りつ がっこう はったつ 倉吉市立河北小学校 (発達)		よな こ し りつ ひ と し りつ がっこう はったつ 米子市立彦名小学校 (発達)	
とっとり し りつ こ やまに し りつ がっこう げん こ 鳥取市立湖山西小学校 (言語)		くらよし し りつ か へく ちゅう がっこう はったつ 倉吉市立河北中学校 (発達)		よな こ し りつ めい どう し りつ がっこう はったつ 米子市立明道小学校 (発達)	
とっとり し りつ こ やまに し りつ がっこう はったつ 鳥取市立湖山小学校 (発達)		くらよし し りつ お かも し りつ がっこう げん こ 倉吉市立小鴨小学校 (言語)		よな こ し りつ けい し りつ がっこう げん こ 米子市立啓成小学校 (言語)	
とっとり し りつ かわはら だいいち し りつ がっこう はったつ 鳥取市立河原第一小学校 (発達)		くらよし し りつ わな だし りつ がっこう げん こ 倉吉市立上灘小学校 (言語)		よな こ し りつ へく し りつ がっこう はったつ 米子市立伯仙小学校 (発達)	
とっとり し りつ おもかげ し りつ がっこう はったつ 鳥取市立面影小学校 (発達)		ゆ り はま ちゅう りつ は わい し りつ がっこう はったつ 湯梨浜町立羽合小学校 (発達)		よな こ し りつ ふく よね けい し りつ がっこう はったつ 米子市立福米東小学校 (発達)	
とっとり し りつ みや の し りつ がっこう はったつ 鳥取市立宮ノ下小学校 (発達)		み ささ ちゅう りつ み ささ し りつ がっこう はったつ 三朝町立三朝小学校 (発達)		よな こ し りつ ゆみ が はま し りつ がっこう はったつ 米子市立弓ヶ浜小学校 (発達)	
とっとり し りつ はま さか し りつ がっこう はったつ 鳥取市立浜坂小学校 (発達)		ほく えい ちゅう りつ ほう し りつ がっこう はったつ 北栄町立北条小学校 (発達)		よな こ し りつ く も し りつ がっこう はったつ 米子市立車尾小学校 (発達)	
とっとり し りつ はま せ ら し りつ がっこう はったつ 鳥取市立浜村小学校 (発達)		ほく えい ちゅう りつ だ い えい し りつ がっこう げん こ 北栄町立大栄小学校 (言語)		よな こ し りつ み な や ま ちゅう がっこう はったつ 米子市立湊山中学校 (発達)	
とっとり し りつ ね ね ちゅう がっこう はったつ 鳥取市立南中学校 (発達)		こ とう ら ちゅう りつ や げん し りつ がっこう はったつ 琴浦町立八橋小学校 (発達)		よな こ し りつ か も ちゅう がっこう はったつ 米子市立加茂中学校 (発達)	
とっとり し りつ こ とう ちゅう がっこう はったつ 鳥取市立湖東中学校 (発達)		こ とう ら ちゅう りつ と は ちゅう がっこう はったつ 琴浦町立東伯中学校 (発達)		さかい めい と し りつ お り ち りつ がっこう げん こ 境港市立余子小学校 (言語)	
いわ み ちゅう りつ い わ き た し りつ がっこう はったつ 岩美町立岩美北小学校 (発達)		けん り つ と と り らう がっこう きょう し つ 県立鳥取聾学校さんさん教室		さかい めい と し りつ さい し りつ がっこう はったつ 境港市立境小学校 (発達)	
や す ちゅう りつ と お げ に し りつ がっこう はったつ 八頭町立郡家西小学校 (発達)		※ 県立鳥取盲・聾学校附属		さかい めい と し りつ だ い せん ちゅう がっこう はったつ 境港市立第三中学校 (発達)	
ち づ ちゅう りつ ち づ し りつ がっこう はったつ 智頭町立智頭小学校 (発達)		教育支援センターわくわく内		なん ぶ ちゅう りつ さい はく し りつ がっこう はったつ 南部町立西伯小学校 (発達)	
けん り つ と と り らう がっこう げん こ 県立鳥取聾学校 (難聴・言語)		けん り つ と と り らう がっこう げん こ (難聴・言語)		ほう き ちゅう りつ き し も し りつ がっこう はったつ 伯耆町立岸本小学校 (発達)	
けん り つ は く と よう こ が ちゅう がっこう はったつ 県立白兔養護学校 (発達)		けん り つ と と り らう がっこう はったつ 県立倉吉養護学校 (発達)		だい せん ちゅう りつ な わ し りつ がっこう はったつ 大山町立名和小学校 (発達)	
けん り つ つ の り りん とう が ちゅう がっこう はったつ 県立智頭農林高等学校 (発達)		けん り つ と と り らう がっこう はったつ 県立倉吉総合産業高等学校 (発達)		だい せん ちゅう りつ な わ し りつ がっこう はったつ 大山町立名和中学校 (発達)	
けん り つ と と り りん ちゅう とう が ちゅう がっこう はったつ 県立鳥取緑風高等学校 (発達)				けん り つ と と り らう が ちゅう がっこう げん こ 県立鳥取聾学校ひまわり分校 (難聴・言語)	
				けん り つ よ な こ とう が ちゅう がっこう はったつ 県立米子養護学校 (発達)	
				けん り つ よ な こ はく ほう とう が ちゅう がっこう はったつ 県立米子白鳳高等学校 (発達)	
				けん り つ ひ の とう が ちゅう がっこう はったつ 県立日野高等学校 (発達)	

教育に関すること

(4) 通常の学級における指導

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒を含め、全ての児童生徒にとって安心して過ごせる学級集団づくりを目指しています。

また、学校全体で児童生徒の実態把握を行い、全教職員の理解のもと、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図っていきます。

【参 考】「通常の学級における特別支援教育～小学校・中学校編～」平成 23 年 3 月
「高等学校における特別支援教育の手引き」令和 2 年 3 月

きょういく そうだん ＜教育相談＞

（１）きょういく そうだん 教育相談について

とくべつ し えんがっこう きょういく そうだん 特別支援学校の教育相談

けんない とくべつ し えんがっこう ち いき しょう にゅうよう じ じ どうせい と ほ ご しゃ きょういん
県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員
たい きょういく そうだん じっ し
に対して教育相談を実施しています。

げつよう び きんよう び でん わ らいこう そうだん めんだん がっこうけんがくとう すい じ
月曜日から金曜日まで電話やファクシミリ、来校による相談や面談、学校見学等に随時
おう えん がっこうとう で ちよくせつ そうだん おう ほうもん そうだん あこな
応じています。園や学校等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談も行っていますので、各
がっこう とくべつ し えんきょういん そうだん
学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

かくとくべつ し えんがっこう そうだんまどぐち 【各特別支援学校の相談窓口】

がっ 学校 名	しょう 障 が い しゅ べつ 別	でん わ ばん ごう 電話番号	ふ あつくすばんごう FAX番号
けん りつ とつ とり もう がっ こう 学校 県立鳥取盲学校	し かく しょう 障 が い 視覚障がい	0857-23-5441	0857-23-5442
けん りつ とつ とり ろう がっ こう 学校 県立鳥取聾学校	ちよう かく しょう 障 が い 聴覚障がい	0857-23-2031	0857-27-8606
けん りつ とつ とり ろう がっ こう ひまわり ぶん こう 学校 県立鳥取聾学校ひまわり分校	ちよう かく しょう 障 が い 聴覚障がい	0859-23-2810	0859-23-2813
けん りつ とつ とり よう ご がっ こう 学校 県立鳥取養護学校	し たい ふ じ ゆう びよう じゃく 肢体不自由、病弱	0857-26-3601	0857-27-3207
けん りつ はく と よう ご がっ こう 学校 県立白兔養護学校 〔発達障がい教育拠点〕	ち ても しょう 障 が い 知的障がい	0857-59-0585	0857-59-1237
けん りつ くら よし よう ご がっ こう 学校 県立倉吉養護学校 〔発達障がい教育拠点〕	ち ても しょう 障 が い、し たい ふ じ ゆう 知的障がい、肢体不自由	0858-28-3500	0858-28-1144
けん りつ かい け よう ご がっ こう 学校 県立皆生養護学校	し たい ふ じ ゆう びよう じゃく 肢体不自由、病弱	0859-22-6571	0859-38-3485
けん りつ よな ご よう ご がっ こう 学校 県立米子養護学校 〔発達障がい教育拠点〕	ち ても しょう 障 が い 知的障がい	0859-27-3411	0859-27-3420
けん りつ こと うら こう とう とく べつ し えん がっ こう 学校 県立琴の浦高等特別支援学校	ち ても しょう 障 が い 知的障がい	0858-55-6477	0858-55-6466
とつ とり だい がく ふ ぞく とく べつ し えん がっ こう 学校 鳥取大学附属特別支援学校	ち ても しょう 障 が い 知的障がい	0857-28-6340	0857-28-7078

(2) L D等専門員による教育相談

L D等専門員とは

発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発に当たるとともに、小・中学校、義務教育学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行います。

各園や各学校、PTA等の研修会にも講師として出かけますので、気軽にご相談ください。

巡回相談

小学校、中学校、義務教育学校、公立幼稚園を担当のL D等専門員が計画的に訪問します。

依頼による相談活動

幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等からの依頼に応じ、担当L D等専門員が発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者等を対象に相談活動を行っています。

公立幼稚園・小学校・中学校・教育学校の担当

相談担当区域	L D等専門員	所属	電話番号
鳥取市（中学校区：福部未来学園）、 八頭町（郡家西小、船岡小、八東小）、 智頭町、若桜町	にしこうじ まちこ 西小路真智子	とうぶ きょういく きょく 東部教育局	0857-20-3672 080-9956-5271
いわみちょう 岩美町	さわ かつや 澤 勝也	とっとりけん 鳥取県いじめ・不登校 総合対策センター	080-8234-9795
鳥取市（中学校区：東・国府・桜ヶ丘 ・気高・青谷）	おおかわ ゆうこ 大川 祐子	とっとり し りつしゅうりつしゅうがっこう 鳥取市立修立小学校	080-1937-2208
鳥取市（中学校区：西・北・南・中ノ郷）	たかはし さおり 高橋 佐織	とっとり し りつきたちゅうがっこう 鳥取市立北中学校	080-1937-2209
鳥取市（中学校区：湖東・高草・河原・ 千代南・江山学園・湖南学園）	うえ た ようこ 上田 陽子	とっとり し りつたかくさちゅうがっこう 鳥取市立高草中学校	090-5373-6538

相 談 担 当 区 域	えるでーとうせんもんいん LD等専門員	しよ 所 ぞく 属	でん 話 番 号
とつとりし ちゅうがっこうく しかの がくえん 鳥取市 (中学校区：鹿野学園)、 や ず ちやう こおげ ひがしやう や ず ちやう 八頭町 (郡家東小、八頭中)	ちかしげ とも こ 近重 智子	とく べつ し えん きやう いく か 特 別 支 援 教 育 課	0857-26-7598
くらよしし 倉吉市	さえき し ほ こ 佐伯 志保子	くら よし よう び がっ こう 倉 吉 養 護 学 校	090-8998-9305
ゆ り はまちやう ほくえいちやう み ささちやう 湯梨浜町、北栄町、三朝町	にしひら こざえ 西平 梢	ゆ り はまちやうりつ は わいしやうがっこう 湯梨浜町立羽合小学校	080-1937-2210
ことうらちやう 琴浦町	おさき く に か 尾崎 久仁香	ちゅう ぶ きやう いく きやう 中 部 教 育 局	0858-23-3252 080-9956-5272
よなご し のぞ 米子市 (※を除く)、日吉津村	たざわ り え 田澤 理恵	よなご し りつ か も しやうがっこう 米子市立加茂小学校	080-1937-2212
	おおぐち ゆう こ 大口 裕子	よなご し りつ ひがし やま ちやう がっ こう 米子市立東山中学校	080-1937-2211
さいかいみなとし よなご し いち ぶ 境港市、米子市の一部 (※)	まつした たまき 松下 環	さいかいみなとし りつ あがり みちしやうがっこう 境港市立上道小学校	080-8234-9796
さいはいくぐん ひ え づ そん のぞ 西伯郡 (日吉津村は除く)	やまもと いず み 山本 泉弥	ほう き ちやうりつ きし もしやうがっこう 伯耆町立岸本小学校	080-1937-2213
ひ の ぐん 日野郡	かわかみ く み こ 川上 久美子	せい ぶ きやう いく きやう 西 部 教 育 局	0859-31-9773 080-9956-5273

(※) ひこ なしやうがっこう 彦名小学校・さきつしやうがっこう 崎津小学校・おおしの づしやうがっこう 大篠津小学校・わ だしやうがっこう 和田小学校・ゆみ が はまちやうがっこう 弓ヶ浜中学校・み ほちやうがっこう 美保中学校

こうとうがっこう たんとう 高等学校の担当

相 談 担 当 区 域	えるでーとうせんもんいん LD等専門員	しよ 所 ぞく 属	でん 話 番 号 ふあつくす ばんごう FAX 番号
ぜん 全 けん 県	ちかしげ とも こ 近重 智子	とく べつ し えん きやう いく か 特 別 支 援 教 育 課	0857-26-7598 0857-26-8101
ぜん 全 けん 県	さわ かつ や 澤 勝也	い じ め ・ 不 登 校 そう ぎやう たい さく 総 合 対 策 セ ン タ ー	080-8234-9795
とう 東 ぶ 部	にしこう じ まち こ 西小路真智子	とう ぶ きやう いく きやう 東 部 教 育 局	0857-20-3672 0857-22-1607
ちゅう 中 ぶ 部	おさき く に か 尾崎 久仁香	ちゅう ぶ きやう いく きやう 中 部 教 育 局	0858-23-3252 0858-23-5203
せい 西 ぶ 部	かわかみ く み こ 川上 久美子	せい ぶ きやう いく きやう 西 部 教 育 局	0859-31-9773 0859-35-2096

(3) いじめ・不登校総合対策センターの教育相談

教育全般に関する相談をお受けしています。

☎ 0857-31-3956

発達が気かりな幼児についての相談をお受けし、専門の指導員が相談及び個別支援を行います。

【対象者】 幼児及び保護者

☎ 0857-28-2322 FAX 0857-31-3958

東部・中部・西部の各地区で月1～2回、小児科・精神科の専門医が、不登校、発達の遅れや障がい、就学、子育て等に関する不安や悩みについて相談をお受けしています。

【対象者】 幼児、児童、生徒及び保護者、保育・教育関係者

☎ 0857-28-2322 FAX 0857-31-3958

(4) 就学相談

平成25年9月1日に、学校教育法施行令が一部改正となりました。就学先の決定については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

市町村教育委員会では、障がいのある幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人一人の発達や障がいの状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるのか等についてご相談ください。就学後も、発達の程度や適応の状況等を見ながら、「個別的教育支援計画」等を活用し、学びの場を見直していけるよう、学校等とも相談を継続していきます。

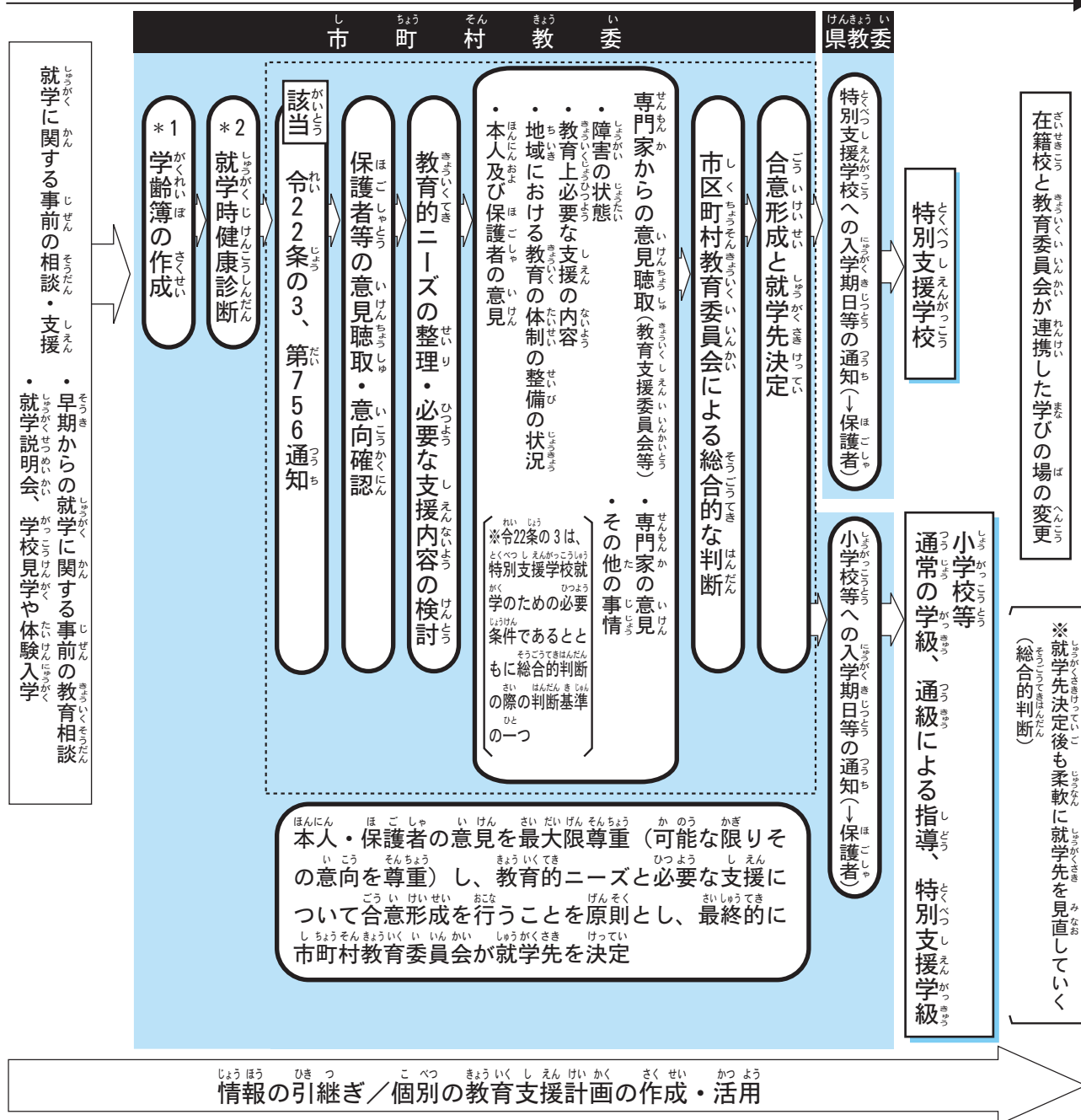
なお、疾病の治療又は生命・健康の維持のため療育に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な幼児児童生徒については、保護者の願い出により就学義務が猶予又は免除されます。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

時期

10/31 11/30
まで まで

1/31 4/1
まで



（文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年7月）

※学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

* 1 学齢簿……在住の市町村教育委員会によって区域内に住所を有する学齢児童生徒について作成される表簿

* 2 就学時の健康診断……小学校・義務教育学校に就学する直前に行われる健康診断である。就学前年度の11月30日までに行われる。

(5) 特別支援学校における通学支援について

県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを運行しています。

詳細は、各特別支援学校へお問い合わせください。

○通学支援制度の現状

	【 県 単 独 】			
	きしやくしゃ しせつ 寄宿舎（2施設）	つうがく びん 通学バス（19便）	つうがく し えんいんせつ ち 通学支援員設置	じりつ し えんいんせつ ち 自立支援員設置
【対象】	とつとりもうがっこう 鳥取盲学校 とつとりろうがっこう 鳥取聾学校 こと うらこうとうとくべつ し えんがっこう 琴の浦高等特別支援学校	とつとりよう びん がっこう 鳥取養護学校（3便） はくとよう びん がっこう 白兎養護学校（5便） くらよしよう びん がっこう 倉吉養護学校（4便） かい け びん がっこう 皆生養護学校（2便） けんりつやな びん がっこう 県立米子養護学校（5便）	がい ぶ い たく <外部委託> けんりつとくべつ し えんがっこう 県立特別支援学校	がい ぶ い たく <外部委託> けんりつとくべつ し えんがっこう 県立特別支援学校
【条件】	つうがく こんなん じ どうせい と 通学困難な児童生徒 および学校長が特に必要を認めた児童生徒	しょうがく ぶ ざいせき ○小学部在籍 よう ち ぶ ちゅうがく ぶ こうとう ○幼稚部・中学部・高等部在籍で通学支援検討委員会等で自力通学が困難であると認められた場合 つうがく じ いりょうてき ○通学時に医療的ケアが不要 びんうんこう じ かん おおむ ○1便運行時間が概ね1時間以内 おおむ めい い じょう ○概ね10名以上	かい じや ○介護者があれば、公共交通機関を利用して通学可能	げつつうがく し えん 1か月通学の支援をすれば自分での通学が可能と見込まれる児童生徒

	【市町村等への助成】	【国の負担金・補助金】
	し ちやう さん とう 市町村等への通学支援交付金	しゅうがくしやうれい ひ づうがく ひ 就学奨励費（通学費）
【対象】	じつ し しゆたい [実施主体] し ちやう さん とう 市町村、法人格を有し、障がい福祉サービス等の経験がある者等	ほ じや しんせい もと しきゅう 保護者の申請に基づき支給
【条件】	かい じや ○介護者があっても公共交通機関を利用した通学ができない つうがく じ かん ○通学距離が概ね10km以上 し ちやう さん しゃかいふく し ほうじんとう づうがく し えん じつ し ○市町村、社会福祉法人等が通学支援を実施 げんそく ろ せん めい い じょう ○原則1路線につき2名以上 ※医療的ケアが必要なため通学バスに乗車できない児童生徒も含む	じ たく がつこうかん たいしやう がっこう き たくさき ○自宅～学校間のみ対象。学校からの帰宅先が一時預かりの場合は対象外

12 かんれん じ ぎょう 関連事業

(1) せいかつふく し し きんかしつけ じ ぎょう 生活福祉資金貸付事業

【対象者】

- 次の①もしくは②に該当する方。
 - ① ていしょとく せ たい し ちょうそんみんぜい ひ か ぜいてい ど 低所得世帯（市町村民税非課税程度）
 - ② しょう しゃ せ たい けんない しんたいしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう せいしんしょうがいしゃ ほ けんふく し て ちょう も 障がい者世帯（県内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯）
 - ③ さい い じょう こうれいしゃ そく せ たい 65 歳以上の高齢者の属する世帯
- ②であっても一定以上の収入がある場合は対象になりません。また、障がいのある方に
かか かしつけ たいしょう 関わる貸付でなければ対象となりません。
- あくまで貸付制度ですので、償還金（返済するお金）が捻出できない方、多重債務者
ほか きんゆう き かんとう た がく かりいれ かた たいしょう（他の金融機関等から多額の借入がある方）は対象になりません。

【資金種類】

- そうごう し えん し きん しつぎょうしゃとう せいかつ た なお あいだ せいかつ ひ 総合支援資金（失業者等、生活の立て直しまでの間の生活費など）
- ふく し し きん じ えいぎょう てん ぼ せつ び しゅう り ひ しゅうしよく ぎ のうしゅうとく ひ てんたく ひ しょう 福祉資金（自営業のための店舗や設備の修理費、就職のための技能習得費、転宅費、障
が い しゃ ふく し き き こうにゅう ひ しょう しゃ じ どうしゃこうにゅう ひ かいいゅう ひ がい者の福祉機器購入費、障がい者の自動車購入費、バリアフリー改修費、
いりょう ひ じ こ ふたんがく かい ご ほ けん しょうがいふく し じゅきゅう 医療費の自己負担額、介護保険サービスや障害福祉サービスを受給するのに
ひつよう ひ ょう さいがい う ば あい ふっきゅう しょう ひ ょう 必要な費用、災害を受けた場合の復旧に要する費用など）
- きんきゅう こ ぐち し きん いりょう ひ し はらい きゅう よ とうなん こうてききゅう ふ とう じゅきゅうかい し 緊急小口資金（医療費の支払、給与の盗難、公的給付等の受給開始までといった、
いち じ てき せいけい い じ こんなん ば あい こ ぐち し きん 一時的に生計維持が困難となった場合の小口資金）
- きょういく し えん し きん こうこう だいがく しんがく ざいがく し きん 教育支援資金（高校・大学へ進学、在学するための資金）

※総合支援資金及び緊急小口資金の貸付については、生活困窮者自立支援法に基

づく支援制度の利用が原則必要です。

- ふ とうさんたん ぼ がたせいかつ し きん いってい きょうじゅうよう ふ とうさん たん ぼ せいかつ し きん かしつけ 不動産担保型生活資金（一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付）

【利率】

- ねん リ れんたい ほ しょうにん む リ し れんたい ほ しょうにん ねん 年利 連帯保証人がいれば無利子、連帯保証人がいなければ年 1.5%です。

※緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

- えんたい リ し ねん さいしゅうしょうかん き げん す ざんがんきん たい か さん 延滞利子 年 3 %（最終償還期限を過ぎますと残元金に対し加算されます。）

れんたいさい む しゃ
【連帯債務者】

- れんたい ほ しょうにん げんそく めいひつよう
• 連帯保証人が原則 1 名必要となります。
- れんたいかりうけにん ひつよう ば あい
• 連帯借受人が必要となる場合があります。

といあわ さき し ちょうそんしゃかいふく し きょう ぎ かい とっとりけんしゃかいふく し きょう ぎ かい
【問合せ先】 市町村社会福祉協議会、鳥取県社会福祉協議会

(2) 駐車禁止等の規制の対象からの除外

しんたいしょう かた ち てきしょう かた せんしょうびょうしゃ せいしんしょう かたおよ しき そ せい
身体障がいのある方、知的障がいのある方、戦傷病者、精神障がいのある方及び色素性
かん び しょう かた けんこうあん いんかい してい う しょう しゃりよう つうこうきん し ちゅうしゃ
乾皮症の方は、県公安委員会の指定を受ければ、使用する車両について、通行禁止、駐車
きん し こうれいうんてんしゃとうせんよう じ かんせいげんちゅうしゃ く かんおよ じ かんせいげんちゅうしゃ く かん き せい たいしょう じょうがい
禁止、高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外さ
れる制度があります。

たい しょう しゃ
【対象者】

- しんたいしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう せんしょうびょうしゃ て ちょう せいしんしょうがいしゃ ほ けんふく し て ちょう こうふ う
• 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい
る方で、鳥取県道路交通法施行細則に規定する障がいの程度に該当する方。
- いりょうじゅきゅうしゃしょう こう ふ う かた いりょう ひ し きゅうにんてい かか しつべい しき そ せい かん び しょう
• 医療受給者証の交付を受けている方で、医療費支給認定に係る疾病が色素性乾皮症であ
る方。

ちゅう い じ こと
【注意事項】

- じょうがいてきよう げん しょう かた し しょうちゅう しゃりよう たいしょう
• 除外適用となるのは、現にその障がいのある方が使用中の車両が対象です。
- くわ か き まどぐち と あ
詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

まど ぐち けいさつしょうこうつう か けいさつほん ぶ こうつう き せい か き せいがかり
【窓 口】 警察署交通課、警察本部交通規制課規制係

(3) 受診サポート手帳

た しゃ と こんなん しょう かた いりょう き かん
他者とのコミュニケーションを取ることが困難な障がいのある方が、医療機関において
えんかつ しんりよう う いりょう き かん ひ とり けんこうじょうたい とくせい つた
円滑に診療を受けることができるよう、医療機関に一人ひとりの健康状態や特性を伝える
ための手帳です。

たい しょう しゃ
【対象者】

しょう じょうがいのため、た しゃ とのコミュニケーションをとることを苦手としている方。

き さいないよう
【記載内容】

て ちょう り ょう ほんにん ほ ご しゃ し えんしゃ しんりよう いりょう き かん ねが
手帳には、利用されるご本人やその保護者・支援者が、診療にあたって医療機関に願
いしたいことやコミュニケーションの取り方、健康に関する情報などを記入します。

【配布場所】 市町村福祉担当課、鳥取市保健所、県各総合事務所県民福祉局、
 児童相談所、総合療育センター、療育園、皆成学園、
 精神保健福祉センター、鳥取大学医学部附属病院 等

（４）あいサポート運動

鳥取県では、誰もが暮らしやすい社会（共生社会）を目指し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていることを理解し、日常生活において、ちょっとした手助けを行う意欲のある方に「あいサポートバッジ」を身につけ、「あいサポーター」になっていただく『あいサポート運動』を推進しています。また、従業員等へ「あいサポーター研修」などを行い、「あいサポート運動」を推進する企業・団体を『あいサポート企業・団体』として認定しています。このほか、当事者団体と連携しながら啓発パンフレットを配布するなど、地域住民の理解を深め、障がいのある方の地域移行と社会参加の促進を図ります。

また、島根県、広島県、長野県、奈良県、山口県、岡山県、和歌山県、埼玉県富士見市及び埼玉県三芳町、埼玉県秩父市とその周辺4町、北海道登別市、大阪府大阪市、京都府長岡京市、京都府福知山市、埼玉県狭山市、北海道苫小牧市、大阪府和泉市、埼玉県川口市、埼玉県和光市、神奈川県大和市、兵庫県西宮市、埼玉県吉川市、埼玉県松伏町、埼玉県加須市、茨城県取手市及び愛媛県並びに、韓国江原道と連携協定を結び（令和5年7月時点）、連携してあいサポート運動に取り組んでいます。

そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

（５）障がい児者在宅生活支援

県では、市町村と共同で障害者総合支援法等の対象とならないサービスについて、障がいのある方の地域移行や自立した生活が行えるように支援します。

鳥取県施設入所障がい児者在宅生活支援事業

【対象者】

次のいずれかに該当する障がい児者。

- 障がい者支援施設に入所しており、障害者総合支援法の援護の実施者が県内の市町村で

ある施設入所者（施設通所者を除く）。

- ・障がい児入所施設に入所している障がい児（通所児童を除く）。
- ・地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者。
- ・自立に向けての一時帰宅を行う共同生活援助（グループホーム）に入居している方。

【対象サービス】

居宅介護及び行動援助

※原則として、1人当たり年間20時間が上限（重度の方は最大40時間）

【利用者負担】 障害者総合支援法の利用者負担額に相当する額

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県要医療障がい児者在宅生活支援事業

1. 家庭外看護師派遣支援事業

【事業概要】

常時又は適時医療行為を必要とする障がい児者が、公民館など家庭外の活動場所に4人以上集まり、看護師等の派遣を受ける場合に、看護師等派遣費用を助成する。

【対象者】

常時又は適時医療行為を必要とする障がい児者。

【医療行為の範囲】 経管栄養、たんの吸引、導尿等

【補助対象経費】

看護師等派遣費用（1人1回の派遣につき、30分当たり4,150円が上限）

【利用者負担】 1/3

【窓口】 市町村福祉担当課

2. エアーマットレスレンタル助成事業

【事業概要・対象者】

褥瘡リスクが高く、体位変換することに常時介助が必要な重度身体障がい児者が、家庭内にエアーマットレス（体位変換機能付を含む）を配置するためのリース費用を助成する。

【補助対象経費】

エアーマットレスのリース（賃借）費用（1月10,000円を上限）

【利用者負担】 1/3（千円未満切り捨て）

【窓口】 市町村福祉担当課

3. 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業

【事業概要】

事業所が、日常的に医療行為の必要な障がい児者を受け入れて、指定基準以上の看護師等を配置した場合又は看護師等の派遣を受ける場合又は移動支援等を行う事業所が、要医療障がい児者の移動支援のために看護職員の派遣を受ける場合に、看護師等の配置又は派遣利用の費用と介護給付費等の差額相当を助成する。

【補助対象事業所】

- 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む。）
- 指定放課後等デイサービス事業所等（同上）
- 指定生活介護事業所等（同上）
- 指定就労継続支援B型事業所
- 日中一時支援事業所
- 居宅介護事業所（通院等介助、通院等乗降介助）
- 重度訪問介護（移動支援部分に限る）
- 市町村の移動支援事業を行う移動支援事業所

【補助対象経費】

- 指定基準以上に看護師等を配置する経費
- 1日につき30分を超えて看護師等の派遣を利用する経費（指定生活介護事業所等は対象外）

【窓 口】 市町村福祉担当課

4. 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業

【事業概要】

事業所が、日常的に医療行為の必要な障がい児者を受け入れるため、看護職員又は医療専門職を配置し、その受入に必要な医療機器を購入するための費用を助成する。

【補助対象事業所】

- 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む。）
- 指定放課後等デイサービス事業所等（同上）
- 指定生活介護事業所等（同上）
- 指定就労継続支援B型事業所
- 日中一時支援事業所

※過去に2回本補助金の交付を受けた事業所は対象外。

【補助対象経費】

医療行為や治療の実施に必要な医療機器の購入費用（1事業所あたり1,000,000円が上限。ただし、2回目に本補助金の交付を受ける場合は、1,000,000円から1回目の補助対象経費を引いた額が上限。）

【窓 口】 市町村福祉担当課

5. 重度障がい児者地域移行推進事業

【事業概要】

医療的ケアが必要な重度障がい児者が利用するグループホーム等を活用した日帰り体験事業又は宿泊体験事業を実施する団体の活動経費を助成する。

【補助対象事業所】

地域移行又は自立した生活に向けて日帰り体験事業又は宿泊体験事業を行うグループホーム等を運営するNPO法人等。

【補助対象経費】

- 体験事業を支援する看護師及び生活支援員に係る人件費
- 医療用備品購入費
- 事務費

【事業所負担】 なし～1/2 ※市町村により異なる。

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県重度身体障がい児者等在宅生活支援事業

1. 入院時付添依頼助成事業

【事業概要】

常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を家族以外の者に依頼する費用を助成する。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する障がい児者。
- 重症心身障がい児者。
- 身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が一級又はこれに準ずる先天性神経筋疾患の障がい児者。
- 身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が一級又はこれに準ずる頭部外傷、後天性脳疾患若しくは脊髄損傷の障がい児者。

※重度訪問介護が利用できる方は、その利用を優先。

【補助対象経費】

- 付き添いを依頼する費用（1時間あたり1,650円を上限）
- 年間140時間を上限

【利用者負担】 1/3

【窓口】 市町村福祉担当課

2. 家庭内排痰補助装置助成事業

【事業概要】

常時又は随時排痰を行うことが必要な障がい児者が家庭内に排痰補助装置を配置するためのリース費用を助成する。

【対象者】

次のいずれにも該当する重度身体障がい児者等。ただし、医療保険制度により排痰補助装置加算が適用される場合は支給対象外。

- ・県内に居住し、在宅生活を送っていること
- ・身体障害者手帳の交付を受けていること
- ・神経・筋疾患又は脊髄損傷若しくは脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全の症状のため、常時又は随時排痰を行う必要があること

【対象となる医療器具】

排痰補助装置（肺に貯留した分泌物を効果的に排出することができる医療器具）

【補助対象経費】

排痰補助装置のリース（賃借）費用（1月当たり23,100円を上限）

【利用者負担】 1／3

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

【対象者】

県内に在住し、4分法平均聴力が両耳ともに30デシベル以上又は、片側が30デシベル以上で医師が装用効果を認めるもので、身体障害者手帳の交付の対象ではない、18歳に達する日（誕生日前日）以降の最初の3月31日までの間にある難聴児。

※身体障害者手帳交付対象となる場合、又は最多市町村民税所得割課税者の課税額が46万円以上の場合には助成対象外。

【補助対象経費】

- ・補聴器購入に係る経費（原則片耳「耳かけ型」）。ただし、医師の意見書等により、両耳装用も可。
- ・同一児童に対し、新たに補聴器の購入に要する経費又は耐用年数の経過後に補聴器を更新する経費並びに破損等による修理に係る経費。
- ・本事業を利用し購入した補聴器を耐用年数の経過前に故意によらず紛失した場合、又は故意によらず破損し修理不能な場合の補聴器を再購入する経費。

【利用者負担】 1／3

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県児童発達支援センター利用者負担金軽減事業

【対象者】

県内に在住する保護者のうち、児童発達支援センターを利用する児童を養育している方

【軽減内容】

対 象	軽 減 内 容
(1) 児童発達支援センター及び保育所等に通う児童がいる保護者 (2人目の児童が児童発達支援センターに通っている場合に限る。)	○児童発達支援センター及び保育所等に通う児童のうち、2人目の利用者負担金を1/2に軽減 (第3子以降は無料に軽減)
(2) 児童発達支援センターのみに通う児童が2名以上いる保護者	○児童発達支援センターに通う児童のうち、2人目の利用者負担金を1/2に軽減 (第3子以降は無料に軽減)
(3) 第3子以降の児童が児童発達支援センターに通っている保護者	○児童発達支援センターに通う第3子以降の利用者負担金を無料に軽減

【窓 口】 市町村福祉担当課

鳥取県障がい児者地域生活体験事業

自宅で過ごしている障がいのある方で、アパート等で自立した生活を送りたいと考えている方に、一人暮らしを体験してもらいます。

【対象者】

満15歳以上の障がいのある方で、県内の親元等の自宅に居住している方、施設に入所している方、または精神病院に入院中の退院可能な状態であり、地域生活への移行について支援を受けている方で、将来アパート等での自立した生活を考えている方。

【事業内容】

障がい児者地域生活体験事業実施事業者が運営している施設にて、日帰りから連続3か月間程度宿泊しながら、職場や通所施設に通い、自立生活を体験していただけます。

【窓 口】 市町村福祉担当課

とっとりけんしょう じしゃ ち いきせいかつたいけん じぎょうじつ し じぎょうしよいちらん
鳥取県障がい児者地域生活体験事業実施事業所一覧

し せつ の しゅ べつ 施 設 の 種 別	し せつ 施 設 名	じゅう しょ ・ でん わ ばん ごう 住 所 ・ 電 話 番 号
たい けん ホ ー ム がた 体 験 ホ ー ム 型	じ りつせいかつたいけんしつ 自立生活体験室	よな ざ し く め ちやう 米子市久米町 296 ☎ 0859-31-2169
	せいかつたいけんしつ アプロース生活体験室	とっとり し にしほん じ 鳥取市西品治 148-1 ネクサス 148 103 号室 ☎ 0857-30-4635
	せいかつたいけん 生活体験ホームかわさき吾亦紅	よな ざ し かわさき 米子市河崎 1414 ☎ 0859-21-4123

じゅう ど しょう じしゃ いりやうがた せいびとう じぎょう
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

いりやう き かんとう じつ し いりやうがた し えん じゅう ど ほうもんかい ご じぎょうしよ
医療機関等が実施する医療型ショートステイを支援するとともに、重度訪問介護事業所
とう とう かぞく か りやうしゃ みまも とう おこな ば あい ひやう じよせい
等のヘルパー等が家族に代わって利用者の見守り等を行う場合の費用を助成します。

たい しやう しや
【対 象 者】

けんない ざいじゅう いりやうてき ひつやう じゅう ど しょう じしゃ
県内に在住する医療的ケアの必要な重度障がい児者

いりやうてき ひつやう じゅうしやうしんしんしやう じしゃ じゅう ど したいふ じやう じしゃ しやうがいふくし
※医療的ケアの必要な重症心身障がい児者、重度肢体不自由児者など障害福祉サービスの
いりやうがたたん きにゅうしよ しやうそん しきゅうけつてい う かた
医療型短期入所について、市町村による支給決定を受けた方。

りやうしゃ ふたん わり
【利用者負担】 1 割

ていしよとく り ゆう しやうがいしやそうごう し えんほう しやうがいふくし りやう かん
※ただし、低所得などの理由により障害者総合支援法の障害福祉サービス利用に関する
りやうしゃ ふたん りやうしゃ ふたん
利用者負担がない利用者については負担なし

そうだんまどぐち
【相談窓口】

とう ぶ けんりつちやうおうびやういん かんじゃ し えん
東部：県立中央病院（患者支援センター）

とっとり し え づ 730 ☎ 0857-21-8501 FAX 0857-21-8507
鳥取市江津

とっとり し りつびやういん ち いき いりやうそうごう し えん かんじゃ
鳥取市立病院（地域医療総合支援センター 患者サポートセンター）

とっとり し ま と ば 1-1 ☎ 0857-37-1522 FAX 0857-37-1587
鳥取市的場

ちやう ぶ こうえきしやだんほうじんとっとりけんちやう ぶ い し かいりつ み ささおんせんびやういん ち いき いりやうれんけいしつ
中部：公益社団法人鳥取県中部医師会立三朝温泉病院（地域医療連携室）

とうはくぐん み ささちやうやま だ 690 ☎ 0858-43-1321 FAX 0858-43-2732
東伯郡三朝町山田

しやかい いりやうほうじんじんこうかい ふじ い まさ お き ねんびやういん ち いきれんけいしつ
社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院（地域連携室）

くらよし し やま ね 43-1 ☎ 0858-26-2111 FAX 0858-26-2112
倉吉市山根

せいぶ しゃかい いりょうほうじんどうあいかい
西部：社会医療法人同愛会
よなご しりょうみつやなぎ
米子市両三柳 1880

はくあいびょういん かんじゃ し えんぶ いりょうそうだんしつ
博愛病院（患者支援部医療相談室）

☎ 0859-48-0377 FAX 0859-29-6322

しゃかい いりょうほうじんどうあいかい
社会医療法人同愛会
よなご しりょうみつやなぎ
米子市両三柳 1880

はくあい はったつ ざいたく し えん
博愛こども発達・在宅支援クリニック

☎ 0859-29-8010 FAX 0859-29-8020

【その他】

いりょうがた じっし いりょう き かんどう ほか しゅじ い ばあい しょうかいじょう
医療型ショートステイを実施する医療機関等の他に主治医がある場合は、紹介状が
ひつよう
必要。

N I C Uからの地域移行支援事業

しゅうがくまえ こ えぬあいしーゆーとう しんせい じ しゅうちゅう ち りょうしつおよ しゅうちゅう ち りょうしつとう ち りょう お
就学前の子どもが、NICU等（新生児集中治療室及び集中治療室等）での治療が終わり、医療機関から自宅に帰る間に訪問看護や訪問リハビリ制度を利用した場合、その看護師等派遣費用を助成します。

【対象者】

えぬあいしーゆーとう にゅういん しゅうがくまえ こ にゅういんちゅう ほうもんかん ご し とう し えん ひつよう いりょう き
NICU等に入院した就学前の子どもで、入院中に訪問看護師等の支援が必要と医療機関等が判断した子ども。

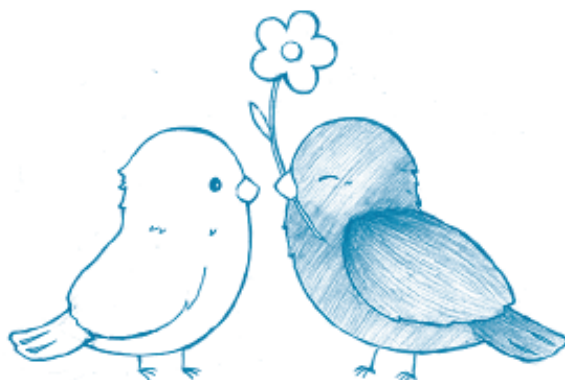
【利用者負担】 なし

ほ じょたいしやう じぎやうしよ けんないほうもんかん ご じぎやうしよ ほうもんかん ご とう
【補助対象事業所】 県内訪問看護事業所（訪問看護ステーション）等

【補助概要】

区 分	助 成 内 容
ケース検討会	6,000 円／1 回 + 移動旅費
入院中支援	12,000 円／1 回 + 移動旅費
外泊時支援	14,000 円／1 回 + 移動旅費

まど ぐち けんないかくほうもんかん ご じぎやうしよ ほうもんかん ご とう
【窓 口】 県内各訪問看護事業所（訪問看護ステーション）等



(6) 障がい者の情報バリアフリー化支援

県では障がいのある方の社会参加を促進するため、情報通信機器を利用している方、利用を希望する方等への支援を行っています。

【相談窓口・申込先】

鳥取県障がい者 ICT サポートセンター

倉吉市山根 540-6 パープルビル II 4F (有限会社ほうき内)

☎ 0858-26-5800 FAX 0858-26-6805 E-mail : info@tottori-ict.net

ホームページ <https://tottori-ict.net>

鳥取県障がい者 ICT 相談窓口

鳥取県障がい者 ICT 相談窓口により、ICT 機器の利活用の相談、貸出等を行っています。詳しくは相談窓口・申込先へご相談ください。

【対象者】

県内の障がいのある方、又はその家族等で、ICT 機器に関する相談、貸出等を希望する方。

【事業内容】

ICT 機器の利用方法やトラブルの相談（電話やメール、来所での対応）、ICT 機器（パソコン、タブレット等）の貸出、地域別研修会の開催等。

障がい者のためのパソコンボランティア養成派遣事業

パソコン講習会に参加が困難な障がいのある方のために、パソコンボランティアが自宅等へ出向いてパソコンに関する指導等を行います。詳しくは、相談窓口・申込先へご相談ください。

【対象者】

パソコン講習への通所参加が困難な障がいのある方、又はその家族等で、パソコンやインターネット等の指導を希望する方。

【講習内容】

ICT 端末の基本操作、文書の作成、インターネットの利用、電子メールの送受信、その他アプリケーションソフトの基本操作等。

(7) ヘルプマーク

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

平成 29 年 9 月 1 日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）を施行し、この条例の中で、県民又は事業者は、配慮又は支援を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な配慮又は支援を行うよう努めることを定めました。

配慮又は支援を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」（ストラップ型、バッジ型）について、本県においても平成 30 年 2 月 1 日から配布しています。

また、令和 3 年 6 月 1 日より、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのヘルプカード（ヘルプマークのカード型）も配布しています。

【対象者】

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。

【配布条件】

- 県内に住所地等（勤務地、利用施設・事業所所在地等）がある方で、ご希望の方に無償で配布します。
- 配布にあたり、障害者手帳、身分証明書、申請書等の提示は不要です。
- ヘルプマークの配布はお一人につきストラップ、バッジのどちらか 1 個です。
- ヘルプカードの配布はお一人につき 1 枚です。
- ヘルプマークとヘルプカードはお一人にそれぞれ配布可能です。
- ご家族や支援者等の代理人による受取りも可能です。
- 団体としての一括での受取りはご相談ください。

※配布の際、今後の参考とするため「援助や配慮を必要とする状態」（障がい等の種別）

についておたずねしますので、ご理解とご協力をお願いします。

【配布窓口】

- 鳥取県内市町村（支所・分庁舎含む）障がい福祉関係課窓口
- 鳥取県庁障がい福祉課
- 鳥取県中部総合事務所県民福祉局
- 鳥取県西部総合事務所県民福祉局

※ヘルプカードは、^{けんしょう}県障がい^{ふく し か}福祉課のホームページよりダウンロードし、^{いんさつ}印刷して^{し ょう}使用することもできます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=270992>

ヘルプマークを見かけた方へのお願い

1. 列車・バスの中で席をお譲りください。

^{がいけん}外見では^{けんこう}健康に見えても、^{つか}疲れやすかったり、^{かわ}つり革につかまり続けるなどの^{おな し}同じ姿勢を保つことが^{こんなん}困難な方がいます。^{えんじょ}援助や^{はいりょ}配慮を必要とすることが^{がいけん}外見からはわからないため、^{ゆうせんせき}優先席に座っていると^{ふしん}不審な目で見られ、^うストレスを受けることがあります。

2. 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

^{こうつう きかん}交通機関の^{じ ことう}事故等、^{とつぱつてき}突発的な出来事に対して^{りん き おうへん}臨機応変に対応することが^{こんなん}困難な方や、^{た あ}立ち上がる、^{ある}歩く、^{かいだん}階段の昇降などの動作が^{こんなん}困難な方がいます。

3. 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

^{しょう}障がいなどにより、^{じょうきょう}状況把握が^{むずか}難しい方、^{かた}自力での^{しんそく}迅速な避難が^{こんなん}困難な方がいます。

※ヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容にそって支援をお願いします。



(8) 福祉の店

障がいのある方が福祉事業所等で製作した商品を販売するお店です。

レインボウ (〒680-0845 鳥取市富安 2 丁目 138-4 鳥取市役所駅南庁舎内)

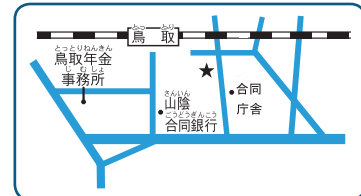
☎・FAX 0857-20-3865

営業時間／9:30～16:30 駐車場／鳥取市役所駅南庁舎内の駐車場を利用

定休日／土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

店名の由来…障がいのある方と地域社会、そして障がいのある方の自立への

“かけはし” となるようにとの願いを込めたもの。



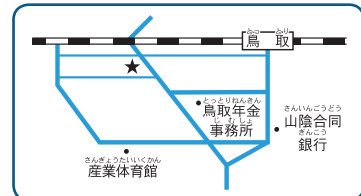
ユーカリ (〒680-8571 鳥取市幸町 71 鳥取市役所市民交流棟 1 階)

☎・FAX 0857-22-1765

営業時間／9:30～16:30 駐車場／鳥取市役所本庁舎の駐車場を利用

定休日／土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

店名の由来…すくすく成長するユーカリの木のように皆の願いも大きく叶えられるようにと願いを込めたもの。



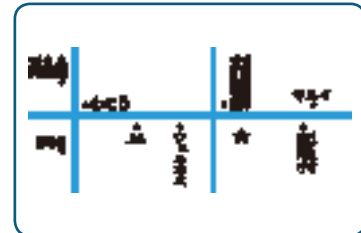
おおぞら (〒683-0005 米子市中島 2 丁目 1-33)

☎・FAX 0859-23-0825

営業時間／10:00～17:00 駐車場／あり

定休日／土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

店名の由来…「おおぞら」のように広く人々を包み込むような地域交流の場とした
いとこの想いを込めたもの。



おおぞら米子市役所店 (〒683-0823 米子市加茂町 1 丁目 1 米子市役所本庁舎 1 階ロビー)

電話／なし 営業時間／10:00～15:00 駐車場／米子市役所の駐車場を利用

定休日／土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始 毎月 17 日は「いいなの日」土・日になる場合は前日

浜っ子 (〒684-0005 境港市松ヶ枝町 28-4 水木しげるロード沿い)

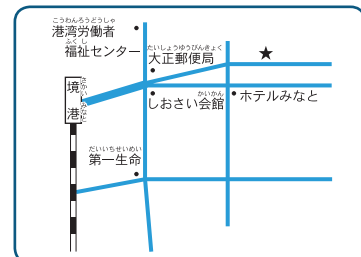
☎・FAX 0859-44-3666

営業時間／10:00～18:00 冬季 (12 月から 3 月) は 10:00～17:00

駐車場／なし

定休日／木曜日、年末年始

店名の由来…海・浜といった「さかいみなと」らしく、元気で明るいイメージの
「浜っ子」。



13 かんれん 関連する しよせい ど 諸制度

(1) かい ご ほ けんせい ど 介護保険制度

- かい ご ほ けんせい ど 介護保険制度は、しゃかいぜんたい 社会全体で こうれいしゃかい ご 高齢者介護を支える仕組みです。
- 原則として、げんそく 65歳以上の方が、さい い じょう 日ごろの生活で かた ひ 介護が必要になったとき、かい ご ほ けん 介護保険のサービスが利用できます。
- かい ご ほ けんせい ど 介護保険制度は、し ちょうそん 市町村が運営します。
- 入所サービスにおける「にゅうしょ 居住費（きょじゅう ひ 滞在費）」と「しょく ひ 食費」、つうしょかい ご 通所介護サービス・つうしょ 通所リハビリテーションにおける「しょく じ 食事」については、りようしゃ 利用者のご負担とされています。

かい ご ほ けんりょう 介護保険料

- さい 40歳から さい 64歳までの方の保険料は、かた ほ けんりょう 医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。
- こうれいしゃ 高齢者（さい い じょう 65歳以上）の方の保険料の額は、かた ほ けんりょう 市町村ごとに、がく また、し ちょうそん 所得に応じて異なります。

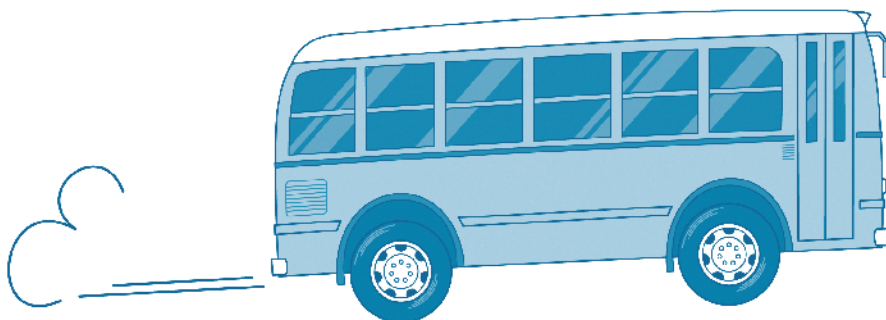
※ さい い じょう 65歳以上の方で

ねんがく 年額 まんえん い じょう 18万円以上の ろうれい 老齢・たいしよくねんきん 退職年金、しょうがいねんきんおよ 障害年金及び い ぞくねんきん 遺族年金を受けている方

……ねんきん 年金から てん び 天引きされます。

じょう き い がい 上記以外の方 ……し ちょうそん 市町村に直接納めます。

※ しんたいしやう 身体障がい者療護施設、しゃりやう ご し せつ 国立病院機構の こくりつびやういん き こう 病院等の びやういんとう 重症心身障がい児（者）病棟、じゅうしやうしんしんしやう 救護施設などに にゅうしょ 入所している方は、かい ご ほ けん 介護保険の被保険者とならないため、ほ けんりょう 保険料を払う必要はありません。



© Studio-E

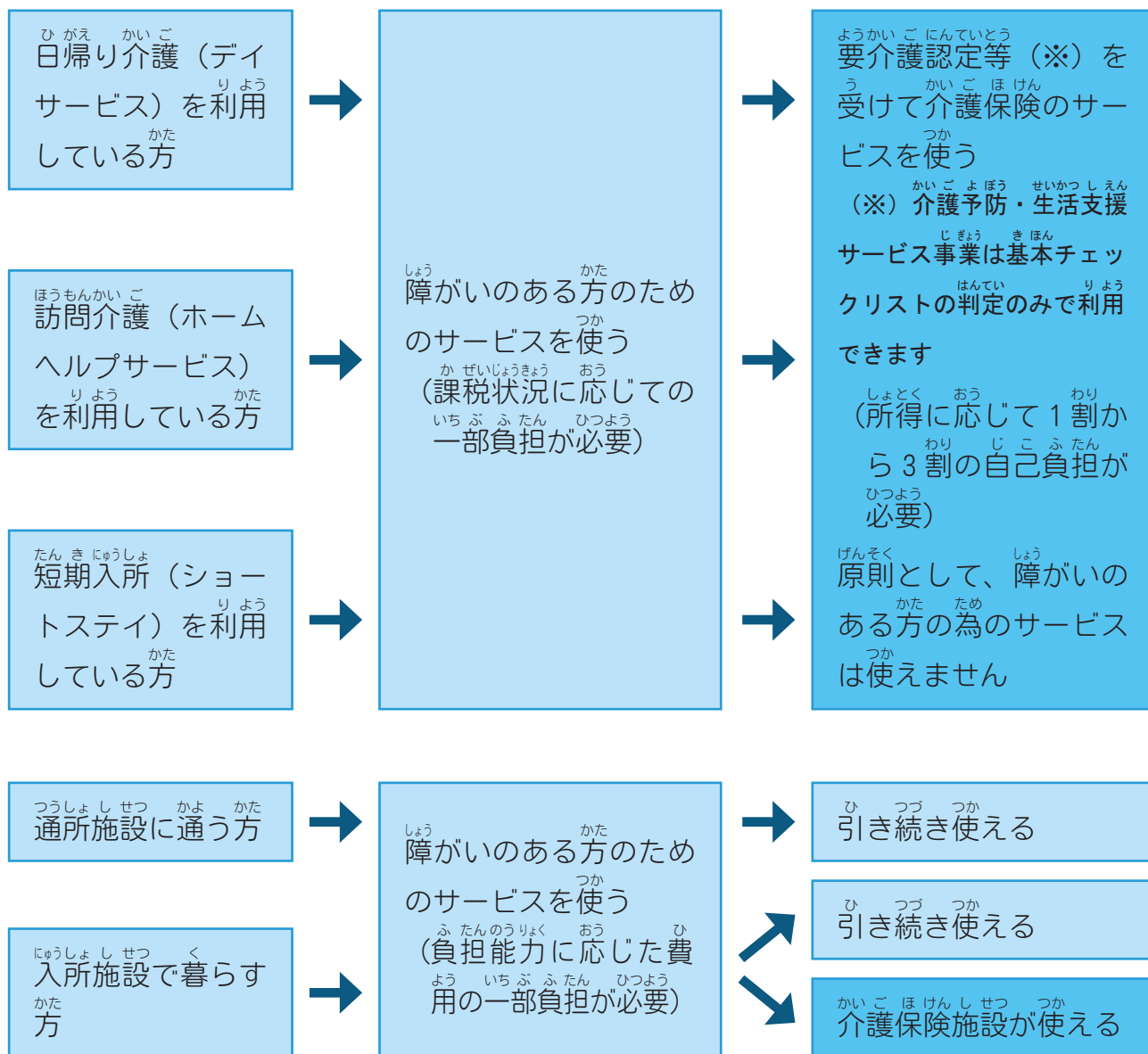
障がいのある方のサービスと介護保険サービスのしくみ

40 歳

(保険料を払い始める)

65 歳

(介護サービスを受け始められる)



※40歳から64歳までの方で、初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気等により要介護（要支援）状態になった場合には介護保険のサービスが受けられます（所得に応じて1割から3割の自己負担が必要）。

関連する諸制度

13

くじょう もうしで そうだん 苦情の申出・相談

かい ご ほ けん かん くじょう もうしで ば あい 【介護保険サービスに関する苦情の申出の場合】

- かい ご ほ けん ていきょう じぎょうしょ しせつ
・介護保険サービスを提供する事業所や施設
- し ちょうそん かい ご ほ けん たんとう か
・市町村の介護保険担当課
- とっとりけんこくみんけんこう ほ けんだんたいれんごうかい
・鳥取県国民健康保険団体連合会
- けんちゅう せい ぶ そうごう じ む しょけんみんふく し きょく
・県中・西部総合事務所県民福祉局
(県東部は全て鳥取市で担当します)

☎ 0857-20-3680

かい ご ほ けん かん そうだん ば あい 【介護保険に関する相談の場合】

※介護保険について詳しく知りたい方は、次のところにお尋ねください。

- し ちょうそん かい ご ほ けん たんとう か
・市町村の介護保険担当課
- けんちゅう せい ぶ そうごう じ む しょけんみんふく し きょく
・県中・西部総合事務所県民福祉局
- ちゅう ぶ そうごう じ む しょけんみんふく し きょく
中部総合事務所県民福祉局
- せい ぶ そうごう じ む しょけんみんふく し きょく
西部総合事務所県民福祉局
- けんちょうじゅしゃかい か かい ご ほ けん し せつ たんとう
・県長寿社会課介護保険・施設担当

☎ 0858-23-3128

FAX 0858-23-4803

☎ 0859-31-9314

FAX 0859-34-1392

☎ 0857-26-7860

FAX 0857-26-8168



© Studio-E

(2) 難病患者支援

鳥取医療センター（鳥取市）と鳥取大学医学部附属病院（米子市）に「難病相談・支援センター」を設置し、難病患者及びその家族に、療養生活に必要な情報提供や相談を行っているほか、在宅で療養中の難病患者へ訪問看護等の支援も行っています。

【相談窓口】

鳥取市保健所

〒680-0845 鳥取市富安 2 丁目 138-4 ☎ 0857-30-8532 FAX 0857-20-3962

中部総合事務所倉吉保健所

〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 ☎ 0858-23-3142 FAX 0858-23-4803

西部総合事務所米子保健所

〒683-0054 米子市糺町 1 丁目 160 ☎ 0859-31-9317 FAX 0859-34-1392

難病相談・支援センター鳥取

〒689-0203 鳥取市三津 876 ☎・FAX 0857-59-0510

難病相談・支援センター米子 難病医療連絡協議会

〒683-8504 米子市西町 36-1 ☎ 0859-38-6986 FAX 0859-38-6985

難病医療費助成制度

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができる制度です。

【対象者】

難病のうち、国が定めた基準に該当する341疾病に罹患していると認められる方で、病状の程度が国の定める程度にある方。

- 対象疾病一覧（厚生労働省ホームページ）：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

【医療費助成の内容】

医療受給者証に記載された疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に関する医療や、介護サービスが対象となります。受診の際には、都道府県の指定を受けている医療機関かどうか、あらかじめご確認ください。

- 鳥取県の指定医療機関一覧：<https://www.pref.tottori.lg.jp/252180.htm>

※医療受給者証は、毎年度更新申請が必要です。

1. 医療の給付

入院治療、外来治療、薬局での調剤費用、医療保険を利用した訪問看護

※保険適用外の費用やサービスは対象外

2. 介護の給付

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス

3. 医療費の負担

医療保険上3割負担である患者の方が医療費助成の支給認定を受けた場合、自己負担上限月額を上限として、患者の方の負担は総医療費の2割となります。（※対象となる医療費に限る）

なお、1割負担となっている患者の方は、そちらが優先されます。

自己負担上限月額は、世帯員の市町村民税額に応じて決まります。（表参照）

かいそうくぶん 階層区分	かい　そう　く　ぶん　の　き　じゅん 階　層　区　分　の　基　準		かんじゃ　ふ　たんわりあい　わり 患者負担割合：2割		
			じ　こ　ふ　たんじょうげんげつがく 自己負担上限月額		
			いっ　　ばん 一　　般 (※1)	こうがく　　ちょう　き 高額かつ長期 (※2)	じんこう　こ　きゅう　き　とうそうちやくしゃ 人工呼吸器等装着者 (※3)
せい　かつ　ほ　ご 生　活　保　護	—		えん 0円	えん 0円	えん 0円
てい　しょ　とく 低　所　得　1	し　ちょうそんみんぜい　ひ　か　ぜい 市町村民税非課税 (世帯)	ほんにんしゅうにゆう 本人収入 まんえん ～80万円	えん 2,500円	えん 2,500円	えん 1,000円
てい　しょ　とく 低　所　得　2		ほんにんしゅうにゆう 本人収入 まんちよう 80万超～	えん 5,000円	えん 5,000円	
いっばんしよとく 一般所得1	し　ちょうそんみんぜい 市町村民税 か　ぜい　い　じよう　まんえん　み　まん 課税以上7.1万円未満		えん 10,000円	えん 5,000円	
いっばんしよとく 一般所得2	し　ちょうそんみんぜい 市町村民税 まんえん　い　じよう　まんえん　み　まん 7.1万円以上25.1万円未満		えん 20,000円	えん 10,000円	
じよう　い　しよとく 上位所得1	し　ちょうそんみんぜい 市町村民税 まんえん　い　じよう 25.1万円以上		えん 30,000円	えん 20,000円	
にゆういん　じ　　しよく　じ　とう 入院時の食事等（※4）			ぜんがく　じ　こ　ふ　たん 全額自己負担		

- ※ 1：「高額かつ長期」「人工呼吸器等装着者」に該当しない方。
- ※ 2：医療費助成の支給認定を受けた時から、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方に適用。（例えば、医療費の自己負担分が1万円を超える月が年間6回以上ある方）
- ※ 3：人工呼吸器等を使用されている方のうち一定の基準を満たす方。詳しくは各保健所までお問い合わせください。
- ※ 4：原則全額自己負担となります。
- 【申請先・窓口】 各保健所

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費助成とは、特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成する制度です。

【対象者】

小児慢性特定疾病にかかっている原則として18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満）の児童等。

※毎年度、更新申請が必要です。

【対象となる疾病（16疾患群、788疾患）】

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患に属する疾病（※一定の基準があります。）

【利用者負担】 申請者等の市町村民税の課税状況等に応じた自己負担

【申請先・窓口】 各保健所

鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業助成金

鳥取県が認定した小児慢性特定疾病児童等が、認定された疾病の治療等のために長期入院する場合、保護者の付き添いにかかる費用の一部を助成する制度です。

【対象者】

- 小児慢性特定疾病児童等の保護者であり、次のすべてを満たす方。
- 小児慢性特定疾病の治療等のために5日以上入院する受診者に対して、保護者が病院に5泊以上して付き添いを行うこと。
- 入院する受診者が、小学生以下又は付き添いの必要性が高い子どもであること。

【窓 口】 各保健所

しょうにまんせいとくていしつぺいじどうにちじょうせいかつようぐきょうふじじょう 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

にちじょうせいかつ いとな いちじる ししょう ざいたく しょうにまんせいとくていしつぺいじどうとう たい にちじょうせい
日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生
かつ べんぎ はか もくてき ようぐ きょうふ せいど
活の便宜を図ることを目的として、用具を給付する制度です。

たいしょうしゃ 【対象者】

しょうにまんせいとくていしつぺいじりょうじゅきゅうしゃしょう も たいしょう しゅもくごと たいしょうしゃらん ようけん がいとう
小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、対象となる種目毎の対象者欄の要件に該当
する方。

じどうふくしほう しさく しょうにまんせいとくていしつぺいじりょうひ しきゅうかん じこうのぞ およしょう
※児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項を除く。）及び障
がいしゃそうごうしえんほう しさく たいしょう もの
害者総合支援法による施策の対象とはならない者。

きょうふ たいしょう ようぐ 【給付の対象となる用具】

べんき とくしゅ とくしゅべんき とくしゅしんだい ほこうしえんようぐ にゅうよくほじょうぐ とくしゅにょうき たい
便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体
いへんかんき くろま どうぶほごほう でんきしき きゅういんき しがいせん
位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・
ネブライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）・
じんこうはな
人工鼻

りょうしゃふたん せたい しょうとく おう じこふたん
【利用者負担】 世帯の所得に応じた自己負担

しんせいさき まどぐち す しちょうそん
【申請先・窓口】 お住まいの市町村

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう (3) 日常生活自立支援事業

しょう かた す な ちいき あんしん じりつ せいかつ おく しえん
障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

たいしょうしゃ 【対象者】

とっとりけんない く にん ちしょうこうれいしゃ ちてきしょう せいしんしょう かたとう はんだんのうりよく
鳥取県内に暮らしている認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方等、判断能力
が不十分なため、適切に福祉サービスを利用することや利用料の支払い等が困難な方。

ないよう 【サービス内容】

- ふくし じょうほうていきょう じょうげん
・福祉サービスについての情報提供や助言。
- ふくし りょう りょうてつ りょうりょう しはら てつ てる
・福祉サービスを利用したいときの利用手続き、利用料の支払い手続きのお手伝いをします。
- りょうきん こうきょうりょうきん しはら にちじょうてき きんせんかん り てつだ
・料金や公共料金の支払いなど日常的な金銭管理のお手伝いをします。
- ふくし く じょうかいけつせいど りょう てつ てる
・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- つうちょう けん りしょうしよ いんかん たいせつ しょうい あず
・通帳、権利証書、印鑑など大切な書類をお預かりします。

ちゅうい じこう 【注意事項】

- りょう しゃかいふくしきょうぎかい けいやく むす
・利用にあたっては、社会福祉協議会と契約を結んでいただきます。
- りょう りょうりょう ひつよう そうだん しえんけいかく さくせい むりょう
・サービスを利用するには、利用料が必要です（相談や支援計画の作成は無料です）。
- ていきょう けつてい りょう せいかつじょうきょう ちょうさ はあく りょうしゃほん
・提供するサービスの決定は、利用されるかたの生活状況などを調査・把握し、利用者本
にん きぼう うかが うえ おこな
人のご希望をお伺いした上で行います。

ちく 地区	しゃ 社 きょう 協 めい 名	じゅう 住 しょ 所	でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 ふ あ っ く す ばん ごう FAX番号
東とう	とっとり し しゃかいふく し きょう ぎ かい 鳥取市社会福祉協議会	とっとり し とみやす ちよう め 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館内	0857-24-3320 0857-24-3321
	いわ み ちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 岩美町社会福祉協議会	いわ み ちよううらどめ 岩美町浦富 645	0857-72-2500 0857-72-3811
	わか さ ちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 若桜町社会福祉協議会	わか さ ちようわか さ 若桜町若桜 1247-1 ち いきふく し ない 地域福祉センター内	0858-82-0254 0858-82-1204
部ぶ	ち づ ちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 智頭町社会福祉協議会	ち づ ちよう ち づ 智頭町智頭 1875 ほ けん いりよう ふく し そうごう 保健・医療・福祉総合センターほのぼのの あんしん相談センターささえーる	0858-75-3772 0858-75-4110
	や ず ちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 八頭町社会福祉協議会	や ず ちようみやだに 八頭町宮谷 254-1 ろうじんふく し ない 老人福祉センター内	0858-72-6210 0858-72-2793
中ちゅう	くらよし し しゃかいふく し きょう ぎ かい 倉吉市社会福祉協議会	くらよし し ふくよしちよう くらよしふく し ない 倉吉市福吉町 1400 倉吉福祉センター内 あんしん相談支援センター	0858-24-6265 0858-22-5249
	み ささちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 三朝町社会福祉協議会	み ささちようよこ て 三朝町横手 50-4 ふく し ない 福祉センター内	0858-43-3388 0858-43-3378
	ことうらちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 琴浦町社会福祉協議会	ことうらちよううらやす 琴浦町浦安 123-1 しゃかいふく し ない 社会福祉センター内	0858-52-3600 0858-53-2035
	ゆ り はまちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 湯梨浜町社会福祉協議会	ゆ り はまちようとまり 湯梨浜町泊 1085-1 ほ けんふく し ない 保健福祉センター内	0858-34-6002 0858-34-6013
	ほくえいちようしゃかいふく し きょう ぎ かい 北栄町社会福祉協議会	ほくえいちよう せ と 北栄町瀬戸 36-2 しゃかいふく し ない 社会福祉センター内	0858-37-4522 0858-37-4532
西せい	よな ご し しゃかいふく し きょう ぎ かい 米子市社会福祉協議会	よな ご し にしきちよう ちよう め 米子市錦町 1 丁目 139-3 ふれあいの里内 よなご暮らしサポートセンター	0859-35-3570 0859-23-5495
	さかいみなと し しゃかいふく し きょう ぎ かい 境港市社会福祉協議会	さかいみなと し たけのうちちよう 境港市竹内町 40	0859-45-6116 0859-45-6146
	ひ え づ そんしゃかいふく し きょう ぎ かい 日吉津村社会福祉協議会	ひ え づ そん ひ え づ 日吉津村日吉津 973-9 しゃかいふく し ない 社会福祉センター内	0859-27-5351 0859-27-5931

ちく 地区	しゃ 社	きょう 協	めい 名	じゅう 住	しょ 所	でん 電 わ 話 番 号 ふ あ っ く す ばん ごう FAX番号
西 せい	だいせんちやうしゃかいふくしきやうぎかい 大山町社会福祉協議会			だいせんちやうあかざか 大山町赤坂 764	ふくし 福祉センターなかやま内	0858-49-3000 0858-49-3013
	なんぶちやうしゃかいふくしきやうぎかい 南部町社会福祉協議会			なんぶちやうほつしやうじ 南部町法勝寺 331-1	そうごふくし 総合福祉センター「しあわせ」内	0859-66-2900 0859-66-2901
	ほうきちやうしゃかいふくしきやうぎかい 伯耆町社会福祉協議会			ほうきちやうおおとの 伯耆町大殿 1010	ほけんふくし 保健福祉センター内	0859-68-4635 0859-68-4634
	にちなんちやうしゃかいふくしきやうぎかい 日南町社会福祉協議会			にちなんちやうしやうやま 日南町生山 397-1		0859-82-6038 0859-82-6058
部 ぶ	ひのちやうしゃかいふくしきやうぎかい 日野町社会福祉協議会			ひのちやうくろさか 日野町黒坂 1247-1	ろうじんふくし 老人福祉センター内	0859-74-0338 0859-74-0365
	こうふちやうしゃかいふくしきやうぎかい 江府町社会福祉協議会			こうふちやうえび 江府町江尾 2069	ちいきささあい 地域支え愛センター内	0859-75-2942 0859-75-3900

(4) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方について、成年後見人等がご本人に代わって日常生活上の契約を行ったり、ご本人が誤った判断に基づいて行った契約を取り消すことにより、ご本人を保護し、ご本人の望む生活を実現することを支援する制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は、ご本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家庭裁判所によって選任され、ご本人の保護と支援は、代理権・取消権・同意権を行使することにより行われます。

法定後見制度

1. 後見類型

【対象者】

日常的に必要な買い物も、ご本人一人ではできないため、ほとんどの契約行為を誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

成年後見人は、ご本人の契約行為全般について、ご本人に代わって行うことができます、また、ご本人にとって不利益な契約行為を取り消すことができます。

2. 保佐類型

【対象者】

日常的に必要な買い物などはご本人一人で行えるが、不動産等の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借りなどの重要な契約行為は、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

保佐人は、ご本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な契約行為がご本人にとって不利益になる場合は取り消すことができます。また、ご本人の同意を前提に家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約することができます。

3. 補助類型

【対象者】

重要な法律行為も含め、ほとんどのことはご本人一人で行えるが、できるかどうか不安があり、誰かに代わってやってもらったほうがよいと思われる程度の判断能力の方。

【概要】

補助人の選任や代理・同意する契約行為の範囲や内容については、ご本人の同意が必要です。

補助人は、家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約をしたり、ご本人が行った不利益な契約を取り消すことができます。

任意後見制度

現在、判断能力が十分にある方が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。あらかじめ任意後見人やご本人に代わって行ってもらう財産管理や日常生活上の契約内容（任意後見契約）を公正役場で公正証書にしておき、実際に判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の下で任意後見人による保護と支援を受けることになります。

1. 成年後見支援センター

とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎ 0857-30-5885 FAX 0857-30-5886

ホームページ <https://adsuppo.net/>

中部成年後見支援センター ミットレーベン

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15-1 倉吉合同事務所内

☎ 0858-22-8900 FAX 0858-22-8901

ホームページ <https://kurayoshi-seinenkouken.jp/index.html>

西部後見サポートセンター うえるかむ

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒683-0811 米子市錦町1丁目139-3

米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内

☎ 0859-21-5092 FAX 0859-21-5094

ホームページ <https://houki.net/>

E-mail : nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp

2. その他の相談窓口

鳥取市社会福祉協議会 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

相談日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2（さざんか会館2階）

☎ 0857-24-3320 FAX 0857-24-3321

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部

〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1

☎ 0857-24-7024（相談センターの番号）

公益社団法人 ^{せいねんこうけん}コスモス成年後見サポートセンター ^{とっとりけん し ぶ}鳥取県支部「コスモスとっとり」
 〒 680-0845 ^{とっとり し とみやす}鳥取市富安 2-159 ^{ひさもと}久本ビル 5 F ^{とっとりけんぎょうせいしよ し かい じ む きょく ない}鳥取県行政書士会事務局内
 ☎ 0857-24-2744 FAX 0857-24-8502
 E-mail : gyosei-tottori@gyosei.or.jp

^{けん り よう こ}権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」 ^{とっとり}(鳥取県社会福祉士会) ^{そうだん むりょう}による相談(無料)
^{とっとりけんしやかいふく し し かい じ む きょく}鳥取県社会福祉士会事務局
 〒 689-0201 ^{とっとり し ふしの}鳥取市伏野 1729-5
^{とっとりけんないかくそうだんまどぐち}〈鳥取県内各相談窓口〉
^{とう ぶ ち く まえ た}東部地区(前田) ☎ 080-2887-1923
^{ちゅう ぶ ち く いのうえ}中部地区(井上) ☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035
^{せい ぶ ち く もといけ}西部地区(本池) ☎ 090-8609-1111

^{ち づ ちやうしやかいふく し きやう ぎ かい}智頭町社会福祉協議会 ^{そうだん}あんしん相談センターささえーる
 〒 689-1402 ^{や ず ぐん ち づ ちやう ち づ}八頭郡智頭町智頭 1875 ^{ほ けん い りやう ふく し そうごう}保健・医療・福祉総合センター ^{ない}ほのぼの内
 ☎ 0858-75-3772

^{くらよし し しやかいふく し きやう ぎ かい}倉吉市社会福祉協議会 ^{そうだん し えん}あんしん相談支援センター
 〒 682-0872 ^{くらよし し ふくよしちやう}倉吉市福吉町 1400 ☎ 0858-24-6265 FAX 0858-22-5249

^{とくてい ひ えい り かつどうほうじん ひとつぶ むぎ}特定非営利活動法人 一粒の麦
 〒 682-0803 ^{くらよし し みる か ちやう}倉吉市見日町 491 ^{ばん ち}番地 ☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035

^{ほくえいちやうしやかいふく し きやう ぎ かい}北栄町社会福祉協議会
 〒 689-2205 ^{とうはくぐんほくえいちやう せ と}東伯郡北栄町瀬戸 36-2 ☎ 0858-37-4522 FAX 0858-37-4532

^{いっばんしやだんほうじん}一般社団法人 ^{こうけん}あんしん後見せいぶ
 〒 683-0841 ^{よな ご し かも ごとう}米子市上後藤 8-1-33 ^{やす ぎ たく ない}(安木宅内)
 ☎ 090-1189-0794 FAX 0859-29-6801
 E-mail : t.y3223@gold.megaegg.ne.jp

(5) 鳥取県地域生活定着支援センター（鳥取県再犯防止推進事業）

障がいがある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる方及び刑務所入所に至らなかった方（起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方等）に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。

【対象者】

- 障がいがある、又は高齢（おおむね 65 歳以上）であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所が予定されている方。
- 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方のうち、障がいがある、又は高齢（おおむね 65 歳以上）であり、福祉的な支援を必要とする方。

【業務内容】

- 福祉サービス等を利用できるようにするためのコーディネート。
- 刑務所等出所後、コーディネート終了後に行う、ご本人や受入施設等へのフォローアップ。
- ご本人やご家族、関係者への福祉的な相談支援。
- ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。

【窓口】

〒 680-0845 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館 4 階

☎ 0857-22-6868 FAX 0857-30-5886 ホームページ <https://adsuppo.net/lsw/>

(6) 福祉サービス利用者苦情解決事業

福祉サービスは、ご自分で選び、契約を結んで利用するしくみとなっています。

ところが、いざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思ってもみなかった扱いを受けたりして、不快になったり苦痛を感じたりすることもあります。

サービスを提供している事業者との話し合いで解決できなかったり、直接苦情を言うことができない場合に、「苦情解決」のお手伝いをする制度があります。

【対象とする苦情】

- 福祉サービスの内容に関する苦情
- 福祉サービスの利用契約の締結、履行または解除等に関する苦情

【苦情を申し出ることができる方】

- 福祉サービス利用者及びそのご家族、代理人。

- 福祉サービスのご利用に関する状況を具体的かつ的確に把握している方。
(民生委員・児童委員、関係職員等)

【注意事項】

- 介護保険サービスに関する苦情は、お住まいの市町村の担当窓口または鳥取県国民健康保険団体連合会（☎ 0857-20-2100）でも専門的に受け付けています。

【相談窓口】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）午前9時～午後5時

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340

E-mail : unei-t@tottori-wel.or.jp

※電話、FAX、電子メール、来所、郵便等どんな方法でも受け付けています。

（7）ハートフル駐車場利用証制度

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや、高齢等で歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方等に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。（平成21年10月1日開始）

【対象者】

- 身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方。
- 高齢、難病等により歩行が困難な方。
- けがをされている方、妊産婦等で一時的に歩行が困難な方。

※具体的な基準を定めていますので、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

【対象施設】

- 県と協定を結んだ施設の駐車場が対象です。
- 公共施設、ショッピングセンターなどに広めています。

【申請窓口】

- 県福祉保健課
- 中部総合事務所倉吉保健所、西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課、日野振興センター
- 各市町村の福祉保健部局

※申請には「身体障害者手帳」などの確認書類が必要です。

※利用証の対象施設について、詳しいことはお問い合わせください。

(8) 子育て応援パスポート事業

子育て当事者が協賛店でパスポートを提示すると、各協賛店により提供される商品の割引やポイントの加算などの子育て応援サービスを受けられます。

また、県外でも全国共通展開に賛同する協賛店では子育て応援サービスが受けられます。

なお、パスポートはカードでの発行だけでなく、子育て王国とっとりアプリでの発行も可能です。アプリでは子育て応援パスポートが表示されるだけでなく、協賛店の検索や、子育てに役立つ情報等を受け取ることができます。

※この事業は、子育て家庭を応援する協賛店のご協力により実施しています。

【対象者】

県内在住の妊娠中の方又は満18歳以下の子どもを養育している保護者（子どもと同一世帯の方に限ります。）

※子どもが満18歳になっても、最初に迎える3月31日までは、対象となります。

【申請方法】

・申請は書面またはスマートフォンから行えます。

カードでのパスポート発行をご希望の場合…お住いの市町村役場の担当窓口で申請してください。（市町村役場ではその場で発行可能。）

アプリでのパスポート発行をご希望の場合…下記のQRコードからアプリをダウンロードしていただき、申請登録をしてください。（承認まで最長で10営業日のお時間をいただくことがあります。）



AppStore QRコード



GooglePlay QRコード

【問い合わせ先】 さいき けん こ そだ おうこく か
さいき けん こ そだ おうこく か
【問い合わせ先】 さいき けん こ そだ おうこく か
さいき けん こ そだ おうこく か

☎ 0857-26-7148 FAX 0857-26-7863

(9) あいサポートファイルとっとり

「あいサポートファイルとっとり」は、障がいのある方の成育歴やサポート、ケアの仕方、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。「記録」「保管」「活用」するファイルで、ご本人に関する様々な情報（接し方）、特

徴、支援の方法やこれまでの相談機関や支援機関をまとめることができます。

【対象者】

身体障がい、知的障がい、精神障がいなどのある方及びその保護者

【メリット】

- ①障がいのある方の成長過程、支援内容など、障がいのある方の過去から現在にかけての情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- ②保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- ③保護者の介助・介護力が低下し、または死亡した時などに、成年後見人や支援者に対し必要な情報提供ができます。

【問合せ先】 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会事務局

〒 689-0201 鳥取市伏野 1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340